

きらきら いきいき ふれあいプラン

かすみがうら市総合計画



2007 ▶ 2016

かすみがうら市総合計画



平成
19年
3月



かすみ
がうら
市



きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野



自然環境に優しい大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

はじめに

市民と力を合わせて、
夢と希望をもてる
まちづくりを。



かすみがうら市長
高橋 謙二

近年、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来、高齢化や国際化の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化しています。そして、地方分権により、最も身近な行政サービスを提供する地方自治体には、さまざまな行政課題や多様化するニーズに対応するため、新たな行政経営が求められています。

誕生間もない本市においても、これら時代の潮流を的確に捉えながら、自然、景観、産業、文化、人材などの恵まれた地域資源の活用による「かすみがうらブランド」の創出など、市の魅力を最大限に発揮するための戦略が必要となっています。

このようなことから、市民の皆様と力を合わせ、一体感を醸成し新しいふるさと「かすみがうら市」を創造する指針として、「かすみがうら市総合計画・きらきら いきいき ふれあいプラン」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、計画をご審議いただいた関係者並びに市議会議員の皆様にご心から感謝申し上げます。

本計画の実効性を高めるため、「市民の目線に立った市民のための市政」をコンセプトに、対話と協働により、夢と希望を持てるまちづくりを進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

平成19年3月

目次

第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成と期間	4
第2章 市の概況と市民意識	5
第1節 時代の潮流	5
第2節 立地と沿革	7
第3節 市の現状と市民意識	9

第2編 基本構想

第1章 基本理念	14
第1節 まちづくりの基本理念	14
第2節 まちづくりの基本的考え方	16
第2章 市の将来の姿	19
第1節 将来都市像	19
第2節 まちづくりの基本目標	20
第3節 将来人口フレーム	22
第3章 土地利用構想	23
第1節 ゾーンの設定	23
第2節 拠点と交流軸の設定	24
第4章 施策の大綱	27
第1節 施策の体系	27
第2節 自然と調和した快適なまちづくり	28
第3節 健やか・安心・思いやりのまちづくり	30
第4節 豊かな学びと創造のまちづくり	32
第5節 活力ある産業を育てるまちづくり	34
第6節 みんなでつくる連携と協働のまちづくり	36

第3編 前期基本計画

第1章 自然と調和した快適なまちづくり	38
第1節 適正な土地利用の推進	40

第2節	交通基盤の充実	43
第3節	快適な住環境の整備	47
第4節	循環型社会の形成	54
第5節	防犯・防災機能の充実	59
第6節	情報通信基盤の整備	65
第2章	健やか・安心・思いやりのまちづくり	66
第1節	健康づくりの推進	68
第2節	高齢者福祉の充実	73
第3節	障害者福祉の充実	78
第4節	次世代育成の支援	80
第5節	地域福祉の推進	83
第3章	豊かな学びと創造のまちづくり	88
第1節	教育の充実	90
第2節	生涯学習の充実	96
第3節	青少年の健全育成	100
第4節	地域文化の継承と創造	101
第4章	活力ある産業を育てるまちづくり	106
第1節	農林業の振興	108
第2節	水産業の振興	112
第3節	商工業の振興	114
第4節	観光の振興	118
第5章	みんなでつくる連携と協働のまちづくり	122
第1節	市民活動の支援	124
第2節	男女共同参画の推進	126
第3節	広報・広聴活動の充実	128
第4節	行政サービスの向上	130

第4編 資料

1	総合計画策定の経過	138
2	総合計画審議会	141
3	庁内策定体制	144
4	市民参加事業の記録	147
5	用語解説	149

第1編

序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 市の概況と市民意識



「未来のかすみがうら市 絵画コンクール」

一市長賞一 下稲吉東小学校5年 塚本啓泰さん

第1章 計画策定の趣旨

▶ 第1節 計画策定の背景

本市は、平成17年3月28日に霞ヶ浦町と千代田町が合併して誕生しました。その合併に伴って策定した新市建設計画で描くまちづくりの基本的指針を基に、本市の一体感の早期醸成を目指しながら、福祉環境の充実と市域の均衡ある行政運営を進めてきました。

我が国では、地球的規模での環境問題、国際化への対応、さらには高度情報通信社会の到来など、大きな変革の時期を迎えています。

本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題や地方分権の進展とともに市民ニーズの多様化・高度化など、新たな行政需要への対応が迫られています。

こうした時代の変化に的確に対応し、未来の子どもたちのために魅力ある地域を創造するため、新市建設計画との整合性を図り、新たな市民ニーズを踏まえながら、21世紀における新たなまちづくりの方針とする「かすみがうら市総合計画」を策定します。

▶ 第2節 計画の性格

本計画は、本市が目指すまちづくりの目標と、それを実現するために必要な施策の大綱を体系的に定めるものです。

さらに、本市にとっての長期的指針であると同時に、市民と行政との協働により達成すべき目標を示した、行動計画としての性格も有しています。

1. まちづくりの最上位計画

本計画は、行政だけでなく、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法をより具体的に示す、まちづくりの最上位計画として位置づけられるものです。

2. まちづくりのビジョンの表明

地方分権が進み、市町村の独自性のある取り組みが展開されることが期待されています。

そのため、本計画は単に将来像を描くだけでなく、その根底となる新しいまちづくりのビジョンを明確にし、時代や社会に対して積極的に示すものです。

3. 市民と行政との協働によるまちづくりの指針

すべてのまちづくりを行政だけで行うのではなく、適切な地域運営を進めていくために、市民・市民が参加する団体・企業・行政などが、それぞれの役割を担い、どのように関わっていくべきかを明確に示すことが必要です。

そのため、本計画は市民などの参画を得て、協働によるまちづくりを進めていくための指針を示すものです。

4. 地方自治確立のためのまちづくりの指針

厳しい財政運営が続いており、効率的・効果的な予算の配分・投入が必要となっています。また、市民意識が高まる中で、事業の目的とそれに要する経費、その効果などに関する行政の説明責任が強く求められています。

このため、本計画は実践的で戦略的なまちづくりの指針として、地方自治の確立に向けた明確な理念と方向性を示すものです。

5. 実効性と実現性の高い計画

本計画は、基本構想から基本計画、実施計画を体系的に位置づけ、財政計画と調整を図り、また盛り込まれた施策が適切に実行されているかなどの進行管理を検討するなど、実効性と実現性の高い計画です。

▶ 第3節 計画の構成と期間

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき定める「基本構想」、さらには、「基本計画」「実施計画」によって構成し、市の様々な分野の計画の最上位に位置する計画です。

1. 基本構想

基本構想は、本市が目指す将来都市像とそれを実現するための施策の大綱を定め、総合的かつ体系的なまちづくりを進めるための指針です。

構想期間は平成19年度を初年度として目標年度を平成28年度とする10カ年とします。

2. 基本計画（前期）

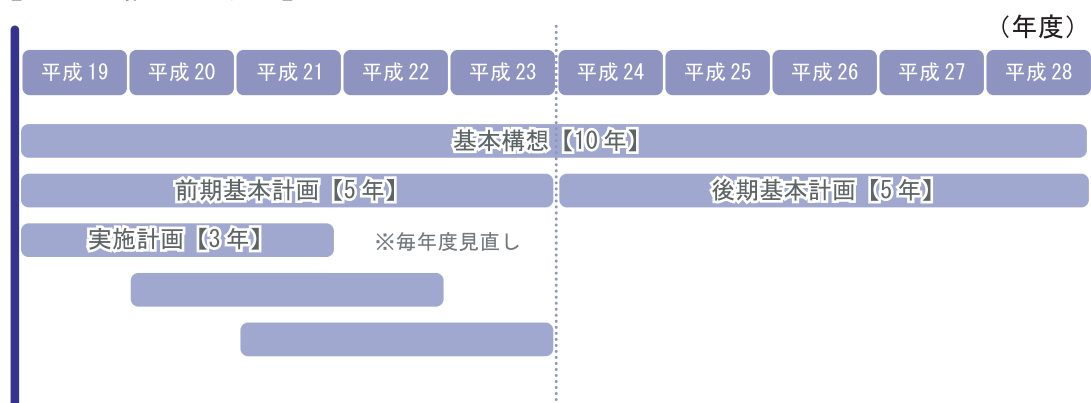
基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現に向けて具体的なまちづくりの基本施策を示すものです。

計画期間は平成19年度から平成23年度までの5カ年とします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画で示した基本施策を効率的に実施するために、市の財政状況を勘案して策定し、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものです。毎年度、向こう3カ年を計画期間としたローリング方式によって見直しを行い基本計画の実効性の確保を図っていきます。

【計画の構成と期間】



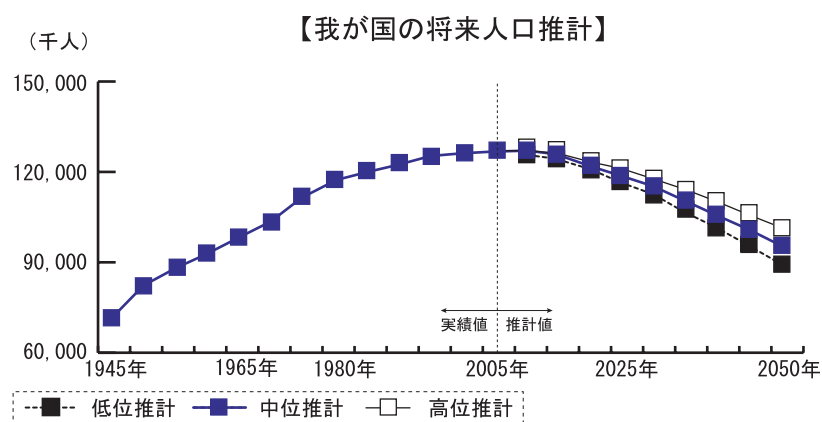
第2章 市の概況と市民意識

▶ 第1節 時代の潮流

1. 人口構造の大転換期

我が国の総人口は、平成16年(2004年)をピークに減少局面に入りつつあり、今後さらに年少人口^{*}や生産年齢人口^{*}が減少する一方、65歳以上の高齢人口は増加し、少子高齢化が急速に進むものと考えられます。

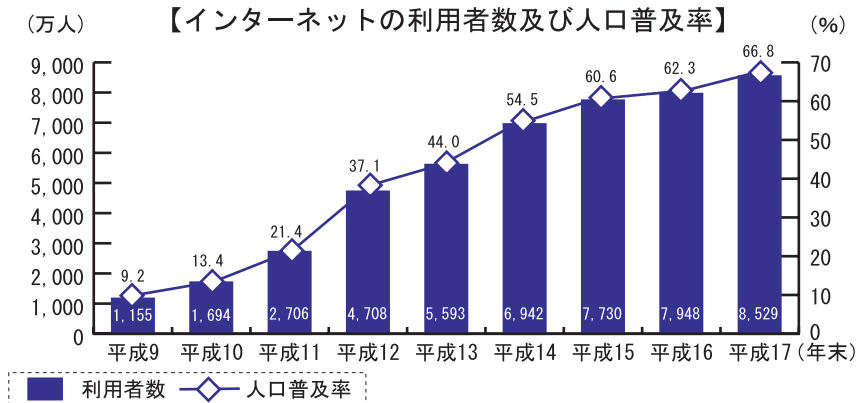
今後も人口構造の成熟化が見込まれる中、それに対応した雇用の拡大や福祉の充実に努めていくことが必要です。



※のある用語(例：年少人口^{*})については、第4編 資料の149～152ページに用語解説を掲載しています。
このページ以降の用語についても同様です。

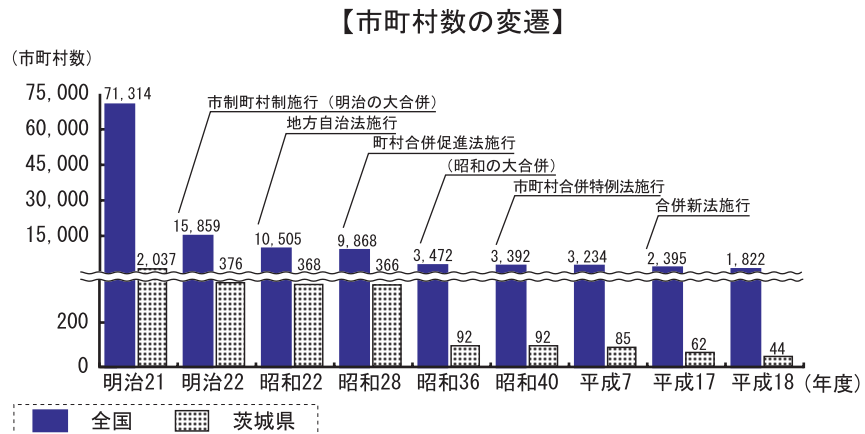
2. 新たな時代の変化

広域的な交通体系の整備や情報通信技術の発達などにより、住民の生活が変化する中、産業構造の変化や防災・防犯、環境問題など新たな課題も急速に増加しています。これらのニーズに的確に対応し、地域資源の融合による機能強化や高度情報化の推進などによって新たな時代の変化への対応が求められています。



3. 地方分権の新たな時代

我が国の財政が危機的状況にあるといわれる中、地方分権一括法^{*}の施行に伴い、国や県から市民に最も身近な行政単位である市町村へと、行政事務の移譲が進められています。市町村の創意工夫による個性豊かな地域づくりを一層推進するためには、分権の担い手となる自立性の高いまちづくりを目指し、行政体制や財政基盤を充実強化しながら、自治体としての政策形成能力を高めることが重要です。



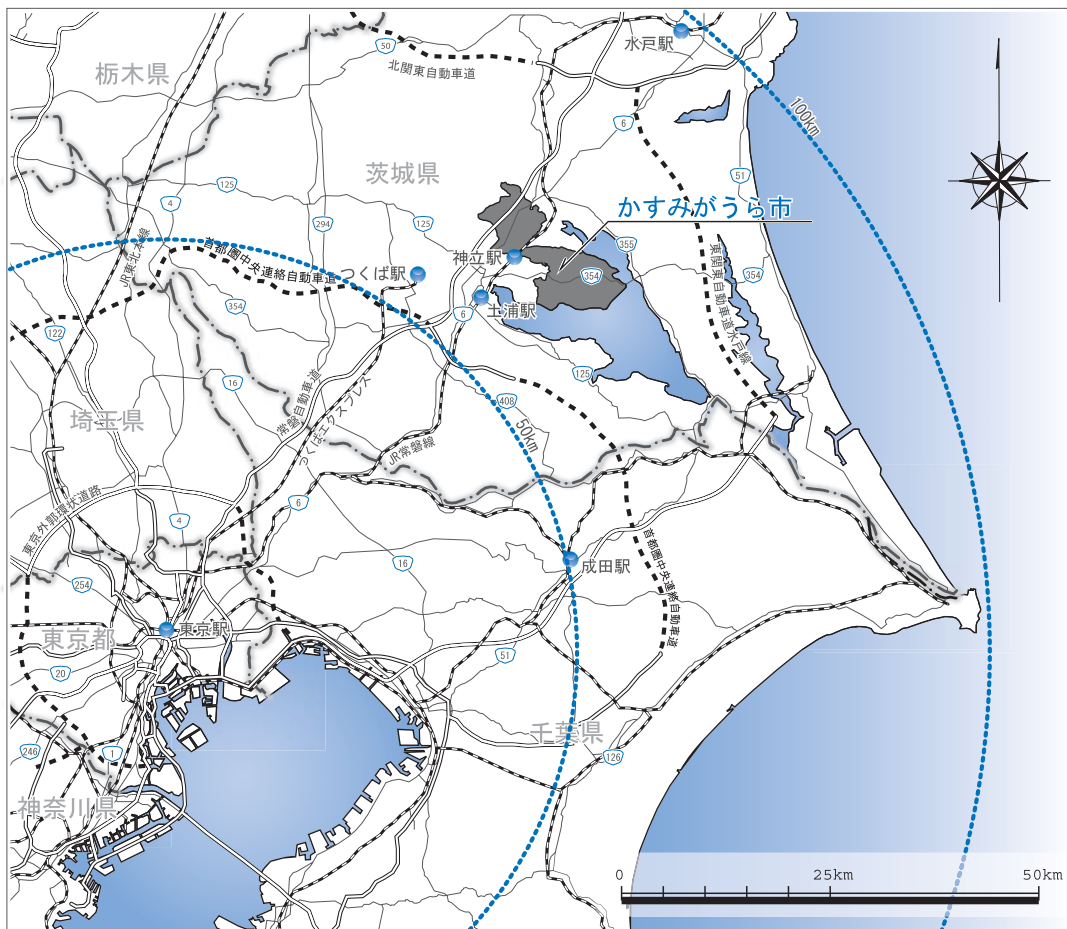
注：昭和40年の「市町村合併特例法」は「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）」、平成17年の合併新法は「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」の略

▶ 第2節 立地と沿革

1. 位置

本市は、茨城県南部のほぼ中央に位置し、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、その一部は水郷筑波国定公園に指定されるなど、優れた自然景観と都市景観が調和した田園都市です。

西側は土浦市、北側は石岡市に隣接し、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離にあり、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジを市内に有する常磐自動車道、国道6号、国道354号などの幹線交通網が各都市を結び、立地条件にも恵まれた都市です。



2. 地勢・気候

本市の面積は約118.77km²で、南北に約16km、東西に約19.5kmとなっており、中央部がくびれた形状をしています。

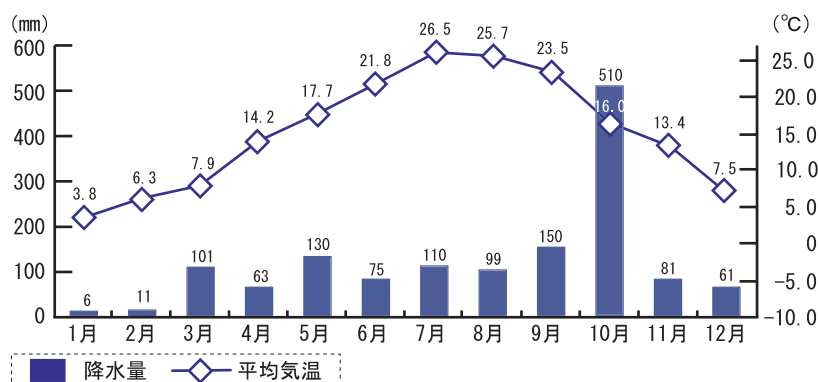
その大部分は、標高25m前後の常陸台地で西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へとつづくなだらかな地形を有しています。北部には恋瀬川と天の川が流れ、南部には菱木川と一ノ瀬川が流れており、南東部で霞ヶ浦に接しています。そして、台地部には畑や平地林が、霞ヶ浦沿岸の低地部一帯には水稻やレンコンなどの水田が広がっています。

また、気候は、霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受けて、冬期は比較的暖かく夏期は比較的涼しく、

台風や霜、雪などの被害も比較的少ない地域で、温暖な気候に恵まれています。

【月別平均気温と月別降水量の状況】

(平成16年：水戸地方気象台 土浦観測所)



資料：茨城県統計年鑑

3. 沿革

本市は、各所から貝塚や古墳群などが発見され、縄文時代以前からすでに人々の暮らしが展開されていたことが分かっています。

中世から江戸時代にかけては、複雑な所領関係の中、霞ヶ浦周辺の農業・漁業の発達や本陣が設けられた稻吉宿など水戸街道沿道の繁栄に伴い発展してきました。

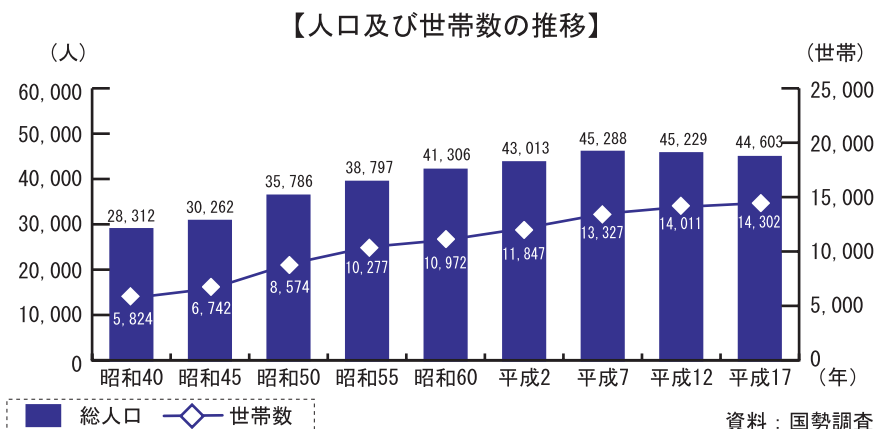
明治22年の市制・町村制の施行により本市の基礎となる9ヵ村が成立した後、いわゆる昭和の大合併が進んだ昭和29年には、9ヵ村のうち志筑村、新治村、七会村の合併により千代田村が誕生、その翌年には、下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾村、志土庫村の6ヵ村が合併して出島村が誕生しました。

その後、両村の人口は工業団地の開発や交通体系の整備などに伴い増加を続け、千代田村は平成4年に町制を施行、また、出島村は平成9年に霞ヶ浦町へと名称変更するとともに町制を施行し、両町は発展してきました。そして、平成17年に両町は合併し、「かすみがうら市」として新しく歩み出しました。

▶ 第3節 市の現状と市民意識

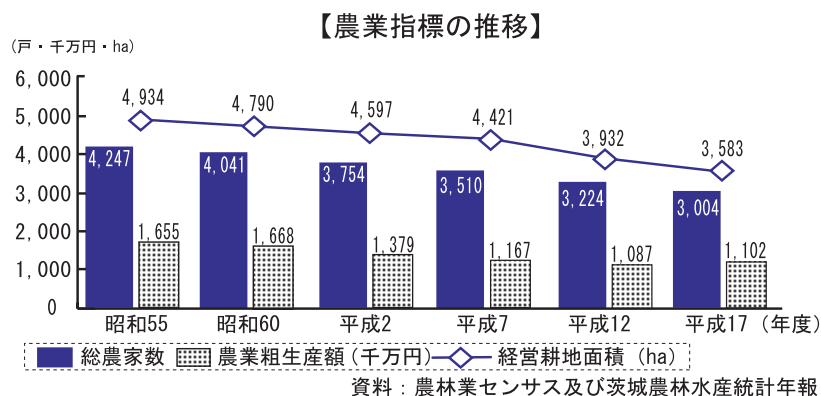
1. 人口

平成17年の国勢調査によると、本市の総人口は44,603人で、平成7年からの10年間は685人減少しています。また、世帯数は、平成17年が14,302世帯で、平成7年からの10年間で975世帯増加しています。



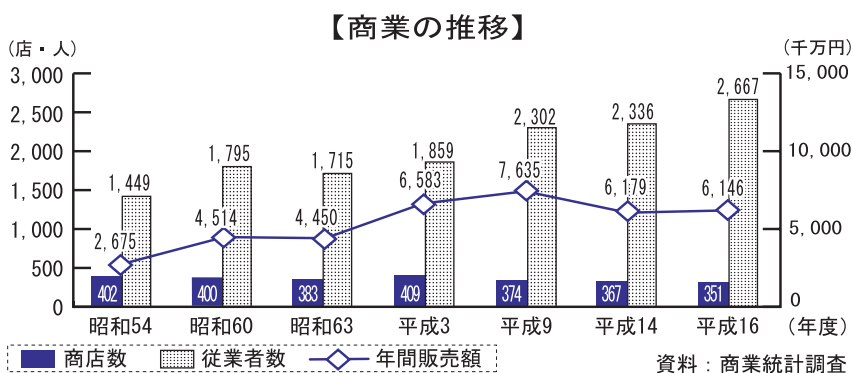
2. 産業

本市の総農家数は、全国的な傾向と同じように昭和50年以降、一貫して減少傾向を示しており、昭和55年には約4,200戸ありましたが、平成17年には約3,000戸となっています。また、経営耕地面積も減少しており、昭和55年には約4,900haであった農地は、平成17年には約3,500haに減少しています。



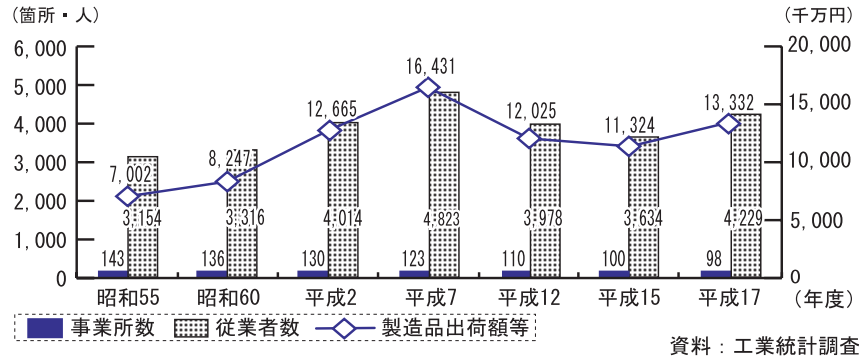
また、商業の推移を見ると、昭和54年以降、事業所数は減少しているものの、従業者数、年間販売額ともに増加傾向にあります。

しかし、平成9年から平成16年にかけての年間販売額は、千代田地区における年間販売額の減少に伴い、減少に転じています。



さらに、工業の推移を見ると、従業員数、製造品出荷額ともに平成7年を境に減少傾向にありましたが、近年増加に転じています。この状況は霞ヶ浦地区、千代田地区とも同様の傾向にあります。

【工業の推移】



3. 地目別土地利用

本市の平成2年以降の地目別土地利用の推移を見ると、田、畑などの農地が年々減少する一方、宅地が増加するなど、都市的土地利用への転換が図られていることが分かります。

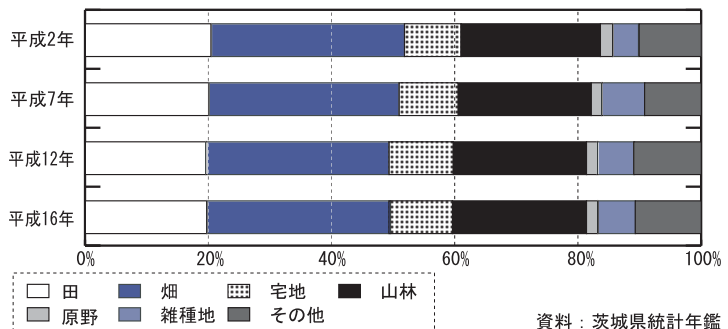
地目別の構成比を見ると、田、畑が最も多く全体の5割近くになっています。

【地目別土地利用構成比(平成16年)】

地目	かすみがうら市	
	面積(ha)	割合(%)
田	2,366.9	19.9
畑	3,496.7	29.4
宅地	1,246.9	10.5
山林	2,534.6	21.3
原野	249.5	2.1
雑種地	692.2	5.8
その他	1,290.2	10.9
合計	11,877.0	100.0

資料：茨城県統計年鑑

【土地利用面積の推移】



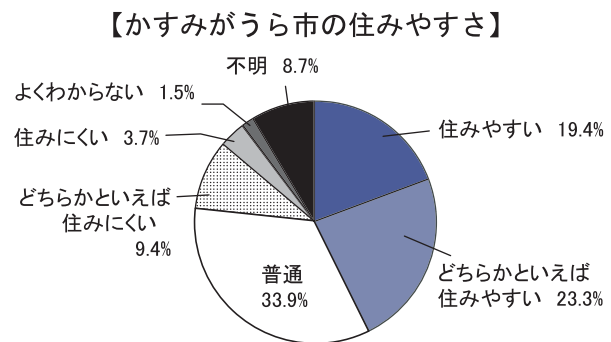
4. 市民意識

市民の価値観の多様化や情報通信技術の進展などに伴い、今後、ますます多様化し、高度化していくと考えられる市民ニーズに十分対応していくためには、より専門的で高度な能力を有する職員の育成や確保など、行政体制の充実が強く求められるとともに、市民と行政が信頼しあい、適正な役割分担のもとで、協力・協調しながらまちづくりを推進する必要があります。

【「まちづくりアンケート」の結果から(平成17年10月実施)】

問) かすみがうら市は住みやすいですか。

かすみがうら市の住みやすさについての満足度は比較的高くなっています。「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」という回答が合わせて42.7%と半数近くを占めています。

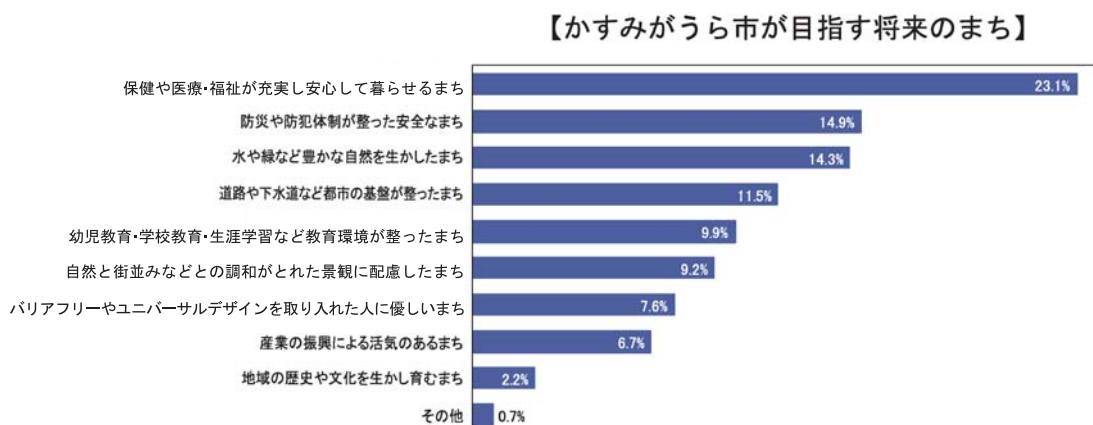


資料：まちづくりアンケート
(平成17年10月実施)

問) かすみがうら市が将来どのようなまちになってほしいですか。

一般的に、「安心」・「安全」で「豊かな自然を生かしたまち」を望む声が多いようです。特に、「保健や医療・福祉が充実し、安心して暮らせるまち」と回答した方が23.1%と最も高い割合でした。

年代別では、10歳代では「自然と街並みなどとの調和がとれた景観に配慮したまち」が最も多く、20・30歳代では「教育環境が整ったまち」を、70歳以上では「都市の基盤が整ったまち」を望む項目が上位に入っていました。

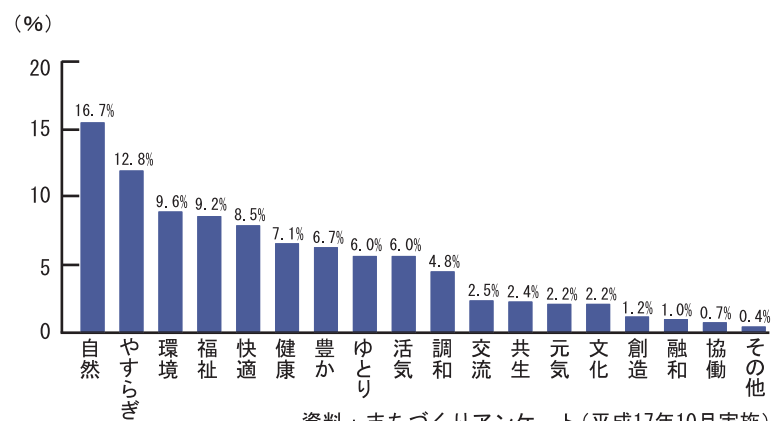


資料：まちづくりアンケート(平成17年10月実施)

問) かすみがうら市の将来像のイメージは、どのような言葉が適切ですか。

かすみがうら市の将来像のイメージは「自然」という言葉が、男女や世代を超えて最も高い支持を得ました。続いて、「やすらぎ」「環境」「福祉」などの回答も多数寄せられました。これらのことから、「豊かな自然環境を生かしながら福祉の整ったやすらぎのあるまち」を指向していることがうかがえます。

【かすみがうら市の将来像イメージ】



資料：まちづくりアンケート(平成17年10月実施)

第2編 基本構想

第1章 基本理念

第2章 市の将来の姿

第3章 土地利用構想

第4章 施策の大綱



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」
—市長賞— 下稲吉東小学校4年 関航平さん

第1章 基本理念

▶ 第1節 まちづくりの基本理念

時代の潮流を的確に捉え、地域の諸問題に対処しながら新たなまちづくりを進めるにあたり、その基本的な理念を掲げます。

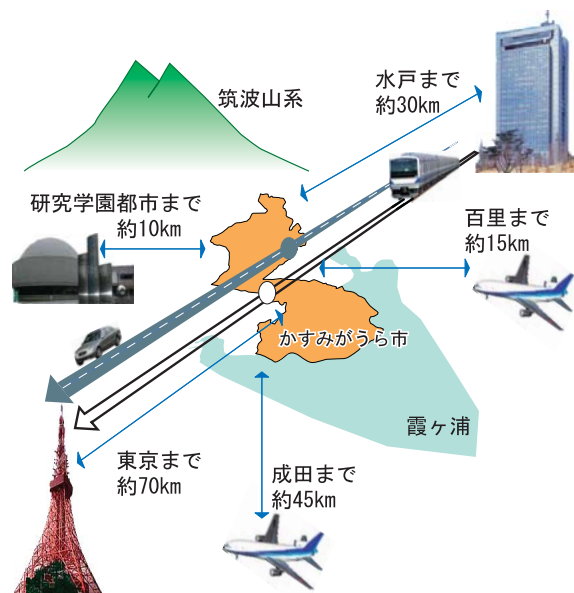
1. 豊かな自然を守り、生かした 「ふるさと」と呼べるまちを目指して

「物からこころ」^{*}「スローライフ社会」などと言われ、それらを大切にする時代背景の中、今後の都市間競争の中でも、「自然の豊かさ」や「居住環境のよさ」などの地域の財産を守りながら最大限に活用することで、「ふるさと」と呼べる暮らしやすいまちづくりを目指します。

2. 交通利便性や地域資源を生かした 「活力」ある元気なまちを目指して

本市は、豊かな自然環境の中にあいながらも非常に恵まれた交通立地条件にあるため、現在でも機械や食料品などの工場が集積しています。今後、民間共用化が計画されている百里飛行場からは15 km圏内にあり、そのアクセス道路の整備や、市域を縦貫する千葉茨城道路と霞ヶ浦二橋の構想も地域の新たな可能性に向けて期待されます。

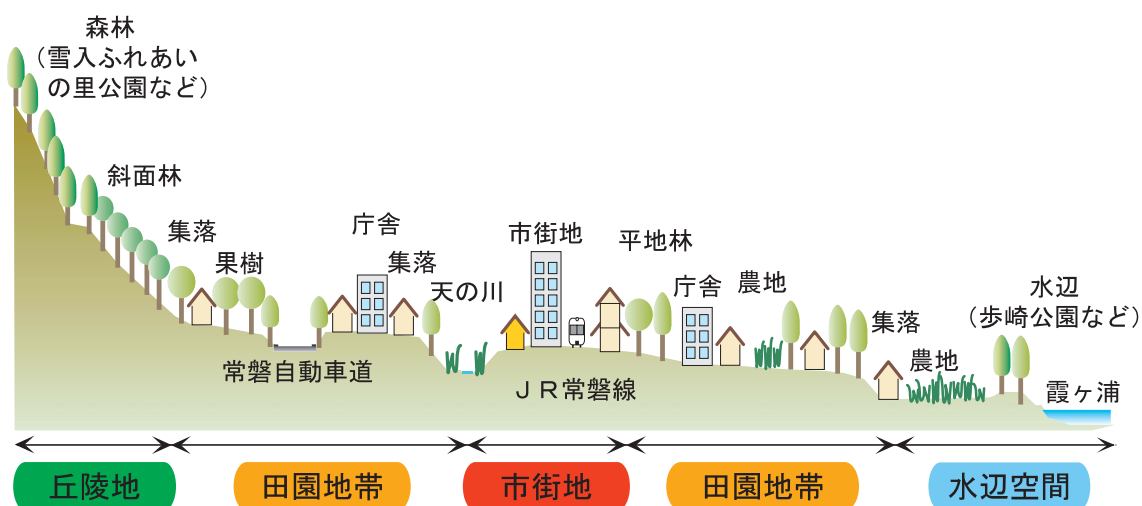
また、自然とのふれあいを大切にした生活指向が強まる中、今後とも観光・交流人口の増加の可能性が高いと考えられるため、豊かな自然・様々な地域資源・交通利便性の良さなどを生かした、「活力」あるまちづくりを目指します。



3. 各地域の持つ役割を大切にしながら 「個性と連携」のまちを目指して

本市は、北西から南東にかけて長い形状をしており、北西部の筑波山系の丘陵地から、南東部の霞ヶ浦の湖面までの間、小河川によって刻まれた起伏のある緩やかな台地や、谷津や湖岸の低地によって形成されています。

それぞれの地域の持つ役割を大切にしながら、さらに魅力や生活基盤を整えていくことが必要です。そして、それらが有機的に連携したまちづくりを進めます。



▶ 第2節 まちづくりの基本的考え方

「環境と共生する都市の創造」、「保健・医療・福祉の体制強化」、「新たな教育文化都市の創造」、「個性を融合させた地域産業の育成」、「市民と行政との協働」の5つをまちづくりの基本的考え方として、調和のとれた施策展開を図ります。

1. 環境と共生する都市の創造

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。また、市民が安らぎ、楽しめる自然環境と、安全で安心できる生活環境は、これからのまちづくりには重要な要素です。

そのため、本市の特徴である筑波山系と霞ヶ浦をはじめとした豊かで特徴ある自然環境を生かしながら、都市としての快適な暮らしを享受しつつ、市民や本市を訪れる人々に安らぎと潤いを与える自然環境と共生する都市づくりを進めていく必要があります。

そして、良好な環境を次の世代につないでいくために、循環型社会^{*}の一端を担う環境にやさしいまちづくりを目指し、環境保全と生活環境の向上の両面から、環境に配慮した地域社会へと移行していく必要があります。

また、住みやすい暮らしの空間の創出を図るため、市民の日常生活における利便性と安全性の向上などに向けて道路網など都市基盤の整備を計画的に進めるまちづくりが必要です。また、地域の特性にふさわしい街なみ景観の形成や良好な住環境の形成なども併せて行っていくことも必要です。

2. 保健・医療・福祉の体制強化

少子高齢化が進む中、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

保健分野では、近年増加傾向にある生活習慣病対策として保健予防を効果的に推進し、一人ひとりの健康づくりを支援していくことや、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要となっています。

医療分野については、地域医療体制・救急医療体制の充実が望まれています。

福祉分野では、子どもたちを地域社会の中で健やかに育てるまちづくり(児童福祉)、介護予防を積極的に進めることによる地域で高齢者を支えるまちづくり(高齢者福祉)、障害者の社会参加の促進や地域で自立して暮らせるまちづくり(障害者福祉)などが求められています。

こうした保健・医療・福祉体制の一層の充実が求められるとともに、これらの連携強化やサービスを受けやすい環境づくりなども課題となります。

今後も、専門的な人材の確保育成とともに、社会福祉関連機関やボランティア・NP
O等との連携など、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の構築を図り、とも
に支え合うまちづくりを目指す必要があります。

3. 新たな教育文化都市の創造

市民一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに成長することができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学びや文化にふれあえるまちづくりが求められています。

近年、少子化の進行や核家族化、都市化の進展などにより、家庭や地域社会における子どもとのふれあい、子ども同士のふれあいが希薄になってきている中、子どもの自立性や社会性が育ちにくくなっています。そのため、未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

また、心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的な様々な活動が進められています。市民が生涯にわたって、身近な環境で、様々な文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しむ環境づくりが必要になってきています。

そのため、本市の図書館、郷土資料館、公民館、勤労者福祉施設、体育センター、運動公園など各種教育文化施設や設備を活用し、必要に応じて施設の役割と機能を見直すとともに、市民の主体的な学習活動やスポーツ活動を引き続き促進することが求められます。

さらに、貴重な文化財や市民の芸能活動、祭りなどの伝統行事が数多く受け継がれており、こうした地域の歴史や文化を後世に継承し、市民の文化団体の積極的な交流を図りながら、新たな文化創造の可能性を探り、地域文化を大切にすまちづくりを進めていくことが求められています。

4. 個性を融合させた地域産業の育成

本市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業など全国有数のシェアを誇る農林水産業と立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。

景気の長期低迷や産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進む中で、まちの発展と市民の豊かな暮らしを支える産業の活性化は、大きな課題です。特に、農林水産業は、従事者の高齢化や農水産物の価格の低迷などから厳しい状況にあります。安全な食生活へのニーズの高まりを受け、また、農林水産業が有する国土の保全や水源のかん養など自然環境の保全機能、レクリエーション機能など多面的機能を発揮した地域づくりを行うためにも、一層の振興を図る必要があります。

そのため、本市では、豊かな地域特性と資源を一体化しながら積極的なPRを展開し、ブランド化の維持・強化につなげる取り組みや、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジや千代田パーキングエリア周辺などを生かした取り組み、既存施設を活用した誘客の促進、観光客の受入れ体制の充実強化を図ります。さらに、地域環境とマッチした新しい産業誘導、産業振興による雇用の拡大や流通の拡大に結びつけていくことが必要です。

5. 市民と行政との協働

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政、地域、それぞれのあらゆる場面での協働のまちづくりが欠かせません。

市民と行政との協働のためには、まず、行政自身が効率的・効果的な行財政運営を推進し、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの運営などを図っていく必要があります。そのため、複雑な行政課題に対応しながら、今後も行政サービスの維持と向上を図り、定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の推進など、行財政改革を一層推進することが不可欠です。

そして、市民や市民が参加する団体などが、市政運営に積極的に参画する仕組みづくりを図ることが重要です。地域においては、それぞれの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図り、伝統的なコミュニティ[※]を継承していくとともに、ボランティア活動など、新たな地域づくり活動の育成を図っていく必要があります。

また、男女が互いに尊重し合い、あらゆる活動に参画し、能力を発揮できる社会づくりに努めていく必要があります。

第2章 市の将来の姿

▶ 第1節 将来都市像

本市は、先人から受け継がれてきたかけがえのない財産である筑波山系や霞ヶ浦をはじめとした恵まれた自然環境を有しています。また、近年、少子・高齢化が進展し産業の停滞が懸念される中、市の発展とともに、市民の豊かな暮らしを支える産業の活性化は大きな課題です。

合併協議における新市建設計画においては、自然と共生しつつ、活気あふれる産業や優れた文化を育み、安心して快適に暮らせるまちを目指しながら、「みんなの笑顔があふれる元気なまち」という地域の発展への願いを込めた『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』を将来像としています。

また、本計画策定にあたって実施されたまちづくりアンケートの結果からは、市の将来像のイメージについて、「自然」「やすらぎ」「環境」「福祉」などが高い支持を得ました。これは、「豊かな自然環境を生かしながら福祉の整ったやすらぎのあるまち」を望んでいる表れであると思われ、新市建設計画が目指すまちづくりと同じ方向性を示す結果となっています。

このようなことから、本市の将来都市像を次のように定めます。

きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野

今後も、この将来都市像の実現に向かって、すべての市民が手を取り、夢のある未来を思い描きながら、新しいまちの創造を目指します。

▶ 第2節 まちづくりの基本目標

基本理念を踏まえ、将来都市像『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』の実現に向けて5つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

1. 自然と調和した快適なまちづくり

市内の豊かな自然環境の中に、都市機能が調和した快適なまちづくりを進め、魅力ある快適で安全な生活空間の形成を進めます。

家庭や地域においては、環境に配慮した資源循環型の生活を推進し、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、将来にわたって大切にしていきます。

また、道路交通ネットワークの形成や身近な生活道路の改善、交通安全施設の整備、情報通信基盤の整備など社会基盤[※]の充実に努めます。

さらに、万が一の災害に対する安全対策や防犯対策、交通安全対策の強化を図り、安全で安心できる住環境の確保を図ります。

2. 健やか・安心・思いやりのまちづくり

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域の中で健やかに、安心して、思いやりに満ちた生活ができるまちづくりを進めます。

自主的な健康づくりを推進するとともに、高齢者・障害者への自立支援と次世代の育成支援や人にやさしい環境の整備を進めるなど、市民が生涯にわたって保健・医療・福祉サービスを一体的に受けることができる体制づくりに努めます。

3. 豊かな学びと創造のまちづくり

市民一人ひとりが生涯を通じて、豊かな学びと文化の継承・創造を育むまちづくりを進めます。

地域のもつ歴史や文化を背景に、一人ひとりの個性を尊重する教育、生きる力を育む教育の充実と良好な教育環境づくりに努め、ライフサイクル[※]に合った学習機会を提供し、ゆとりある学びを実現するとともに、新たな文化を育み、市民が輝くまちづくりを進めます。

4. 活力ある産業を育てるまちづくり

市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりを進めます。

豊かな自然環境や恵まれた立地条件によって育まれた全国ブランドを有する農水産物や地域の特性を生かした観光、消費者のニーズを満たす魅力ある商業、高い技術力をもつ工業を活用し、それぞれの可能性を高め新たな需要を促すとともに、本市の資源のネットワーク化により、みんなが元気に働く、活気に満ちたまちづくりを進めます。

5. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

市民一人ひとりが、まちづくりの担い手として共に考え、市民・市民が参加する団体・企業・行政等が共に力を合わせて行動するまちづくりを進めます。

効率的で効果的な行財政運営による自主性の高い自治体づくりと、市民の行政参画による協働のまちづくりを目指します。

また、市民と行政とが互いの役割を踏まえながら相互に連携を深め、市民自ら進める地域コミュニティづくりにより地域の自立ある発展を目指します。

さらに、男女が平等な立場で共にいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現を目指します。

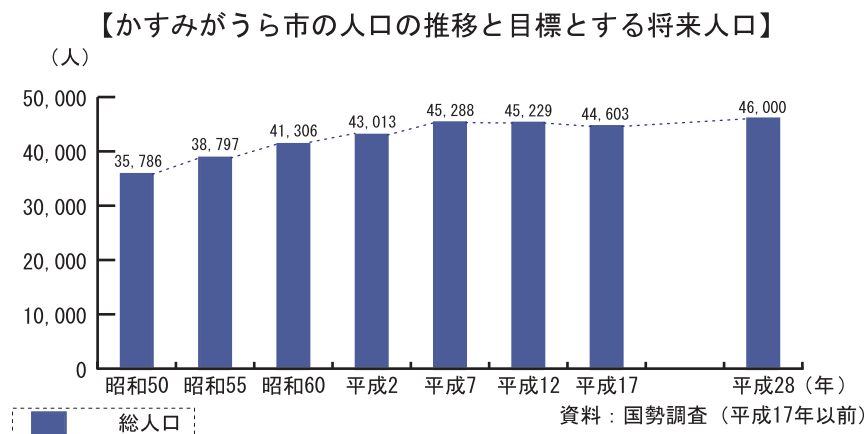
▶ 第3節 将来人口フレーム*

本市のまちづくりの目標とする将来人口は、過去の人口の動きから見た人口推計を基礎として、今後の開発動向などを考慮し、平成28年の将来人口を46,000人に設定します。

1. 目標とする将来人口

今後、人口減少時代の到来が予測される中、本市では、合併協議における新市建設計画で推計した主要指標の見通しを基本に、種々の人口増加を図るための検討・施策等を推進することとして、10年後(平成28年)の目標とする将来人口を46,000人とします。

● 平成28年の目標とする将来人口 ➡➡➡ 46,000人



第3章 土地利用構想

▶ 第1節 ゾーンの設定

1. ゾーンの設定

地域の特性を共有する地域のまとまりとして「ゾーン」を設定し、それぞれのもつ地域資源の可能性を生かしたバランスのとれたまちづくりを目指します。

■■ 市街地形成ゾーン ■■

本市の中央部にある市街化区域と、それに隣接する霞ヶ浦地域の市街化調整区域の一部を市街地形成ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、JR神立駅を中心に商店や住宅、工場などが集積し、人口の集中が見られ、現在も市の商工業の拠点となっており、さらなる発展を目指します。

そのため、JR神立駅周辺における再開発事業の推進や幹線道路の整備など、都市基盤の整備に努め、人口の定着と産業の活性化を促進します。

また、調和のとれた都市景観の誘導、公園・緑地の整備、公共施設の拡充などにより、魅力的な都市空間の形成を目指すとともに、市民生活の利便性や安全性の向上に努めます。

■■ 霞ヶ浦田園都市ゾーン ■■

霞ヶ浦地域の台地を霞ヶ浦田園都市ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、自然環境との共生を踏まえて、農業振興に重点的に取り組むとともに、良好な田園空間を形成する社会基盤の整備による利便性の向上を図り、ゆとりある居住空間づくりを進めます。

また、地域特性を生かした開発適地については、農村景観と適合した開発の誘導を図ります。

■■ 千代田田園都市ゾーン ■■

千代田地域の市街化区域、北西部の丘陵部を除く地域を千代田田園都市ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、果樹栽培を中心に農業と観光の一体的な振興によるレクリエーション機能の充実とともに、田園都市としての社会基盤の整備による利便性の向上を図り、ゆとりある居住空間を整備します。

また、国道6号や常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ周辺では、恵まれた立地条件を生かし、流通業務や産業などの動向、ニーズの変化に対応した産業拠点の形成に向けた土地利用を促進します。

■■ 水辺交流ゾーン ■■

湖岸地域を水辺交流ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、本市のシンボルの一つである霞ヶ浦を保全・活用するため、環境保全と農業や内水面漁業の振興を図るとともに、「歩崎公園」を中心とした親水空間の整備やイベント等の充実により市民や来訪者の交流を促進します。

また、自然環境との共生を踏まえて、生活の利便性向上のため社会基盤の整備による潤いのある居住空間を整備します。

■■ 森林環境共生ゾーン ■■

北西部の丘陵部を森林環境共生ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、森林などの自然環境の保全に努めるとともに、「雪入ふれあいの里公園」などを中心に、市民や来訪者が身近な生き物にふれ、学ぶことができる空間の創造を促進し、本市の憩いの場としての魅力を高めます。

▶ 第2節 拠点と交流軸の設定

1. 拠点の設定

地域資源や公共施設の集積ポイントごとに「拠点」を設定し、これまでつながりのなかった地域や資源の特性を生かした役割分担を図ります。

■■ 行政拠点 ■■

市役所の霞ヶ浦庁舎周辺と千代田庁舎周辺を行政拠点と位置づけます。

行政拠点は、霞ヶ浦地域と千代田地域それぞれの地理的中心となるとともに、保健・福祉、教育・文化などの公共施設が集積するため、本市全域から市民が気軽に集い、活発な交流ができるように、道路整備や情報ネットワークの増強を進め、商業やサービス産業の立地を誘導しながら、求心力のある拠点機能の強化を推進します。

■ 環境保全・交流拠点 ■

霞ヶ浦地域の歩崎公園周辺や茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺、富士見塚古墳公園周辺と、千代田地域の雪入ふれあいの里公園周辺や佐谷・土田地区周辺、環境クリーンセンター周辺を、本市における環境保全・交流拠点と位置づけます。

環境保全・交流拠点は、市民と来訪者が、水辺の観光・レクリエーションや環境学習、歴史探訪、果樹観光などを通じて活発に交流できるように、各拠点の魅力向上を図るとともに、イベントなどを通じた連携を強化します。

■ 新産業導入拠点 ■

加茂地区、西成井・岩坪周辺、加茂・牛渡周辺の丘陵地並びに常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ周辺を新産業導入拠点と位置づけます。

新産業導入拠点は、霞ヶ浦田園都市ゾーンと千代田田園都市ゾーンの中でも、立地条件や土地資源に恵まれていることから、本市での産業の活性化を先導的に図るため、企業等の誘導を推進します。

2. 交流軸の設定

各地域の個性を生かし、有機的な連携により、その機能を増大させるための、交流軸を設定し、新しいネットワークづくりを目指します。

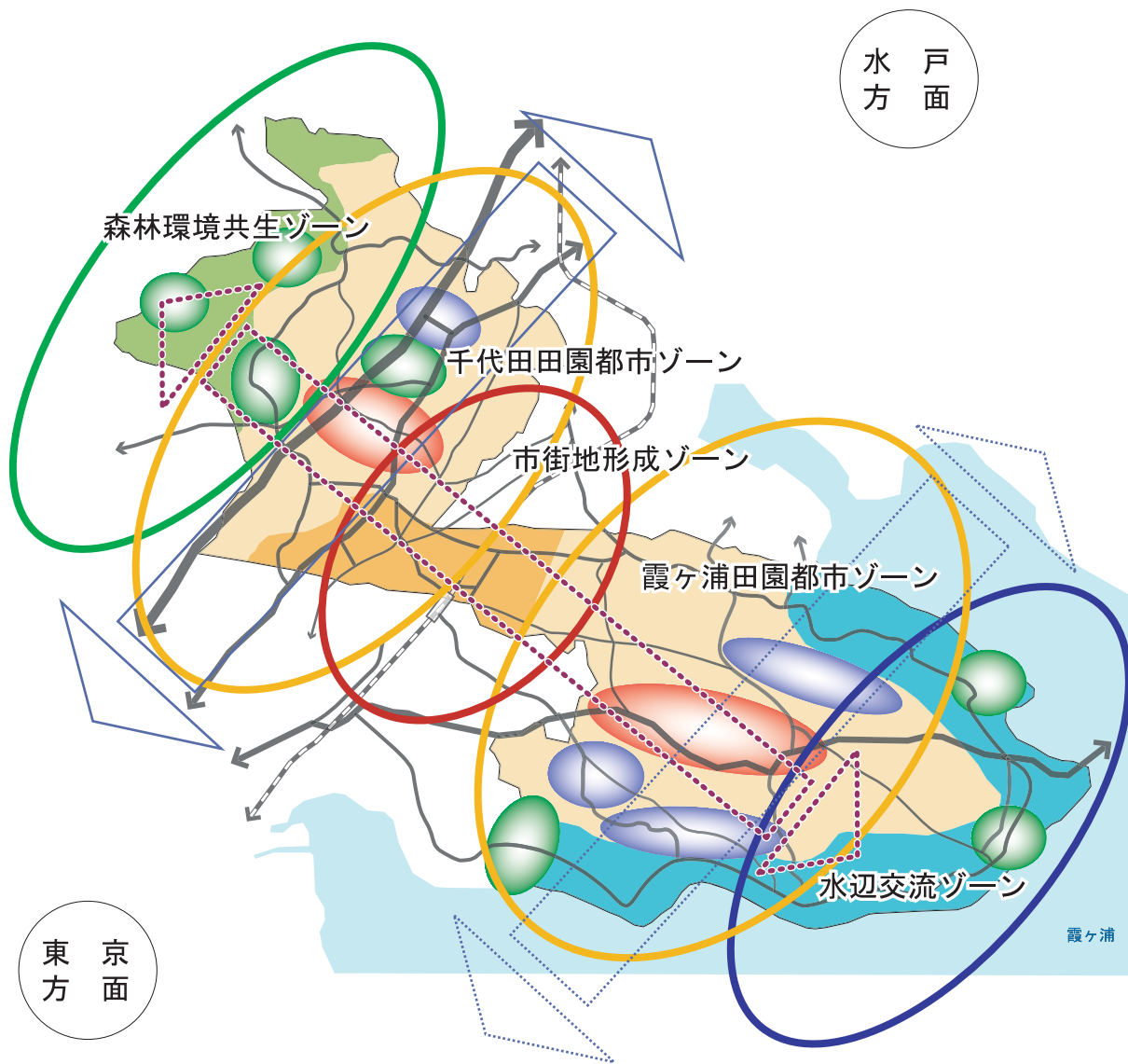
■ 市内を連携する交流軸 ■

本市の一体性の確立やバランスあるまちづくりを進めるため、JR神立駅を含めた市街地形成ゾーンをはじめとする5つのゾーンや、各拠点地区を有機的に結ぶネットワークづくりを進め、人やモノ、文化、情報などの交流の活性化を促進します。

■ 広域的な連携を図る交流軸 ■

本市のもつ地理的な特性から、常磐自動車道の活用促進や百里飛行場の民間共用化をも見込んだ国道6号千代田石岡バイパスの促進、千葉茨城道路と霞ヶ浦二橋の構想なども含め、近隣の都市とのつながりをもつ広域的な交通ネットワークの形成にも努めます。

■ ■ 土地利用構想図 ■ ■



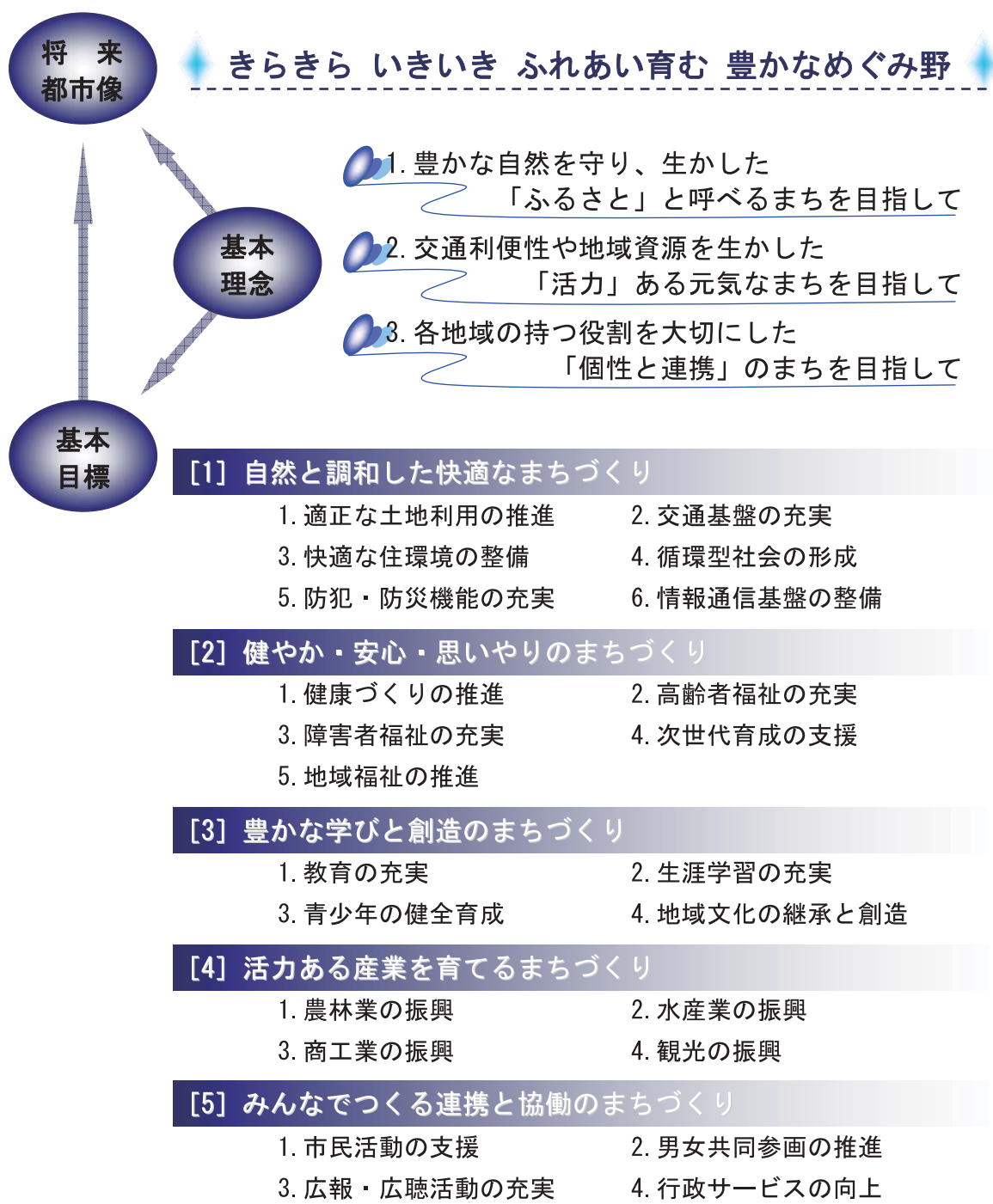
- 凡 例
- ⇄ 市内を連携する交流軸
 - ⇄ 広域的な連携を図る交流軸
※破線は未整備を示す
 - 行政拠点
 - 環境保全・交流拠点
 - 新産業導入拠点

第2節 拠点と交流軸の設定

第4章 施策の大綱

▶ 第1節 施策の体系

将来都市像の実現に向けて、その施策の体系を以下のように構成し、基本理念を踏まえながら、総合的に施策を進めます。



▶ 第2節 自然と調和した快適なまちづくり

地域の実情に合わせながら、豊かな自然環境と快適な生活環境、また、充実した都市環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。

そして、道路網や公共交通機関などネットワークの整備充実に努め、上下水道の計画的な整備、総合的かつ効果的な情報通信基盤の整備により、利便性の高い快適な生活環境の充実に努めます。

また、緑や水辺の環境整備など自然環境を保全・活用しながら、持続可能な社会構築に向けた環境への取り組みを促進し、人と自然が共生できるまちづくりを推進します。さらに、防犯体制の強化や交通安全の推進など、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

1. 適正な土地利用の推進

まちづくりの基盤である土地利用については、自然環境と都市環境の調和を図り、地域の実情に合わせながら利用・保全・調整を進め、総合的かつ計画的な視点による適正な土地利用に努めます。

また、市民の快適な生活環境を整えるため、市民や事業者の理解と協力のもと適正な都市施設の配置や土地利用に関する制限・誘導を図りながら、社会的な必要性に適切に対応した都市機能の充実と計画的なまちづくりを推進します。

そして、にぎわいのある生活空間の形成をめざし、市街地の整備を推進します。一方、農用地や森林については、公益的・多面的機能を生かしながら、居住空間との調和を図り、保全及び再生・活用を図ります。

2. 交通基盤の充実

本市の一体性の確保や市民の交流を促進し、道路網や公共交通機関などの社会経済活動や都市活動を円滑にするためのネットワークの整備充実に努めます。また、これらの整備にあたっては、道路や公共施設などのバリアフリー化^{*}・ユニバーサルデザイン^{*}の導入にも配慮します。

3. 快適な住環境の整備

市民の生活を支え、安全で快適な生活環境をつくることは、まちづくりの重要な要素です。

近年の都市化の進展やインフラ整備^{*}の充実に伴い、雨水排水対策や市街地の緑地の整備などが必要となっているため、緑や水辺の環境整備や上下水道、河川・水路など計画的な整備を進めるとともに、景観に配慮した居住環境の形成を図り、快適に生活できる良好な居住環境の整備に努めます。

4. 循環型社会の形成

本市の大切な自然環境と生活環境を保全・活用し後世に伝えていくため、人と自然が共生できるまちづくりを推進するとともに、資源の有効利用など持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを促進しながら、安全で快適な市民生活の確保に努めます。

そのため、生活排水対策や霞ヶ浦周辺の生態系の回復など生活環境・自然環境の改善に努め、私たちの生活環境を守り維持していく取り組みを行っていきます。

また、公共施設などを有効に活用しながら学校や地域での環境学習を充実させ、市民と協働による環境への取り組みを積極的に推進します。

さらに、できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみの再資源化や減量化、また資源の有効利用などへの取り組みを通して、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

5. 防犯・防災機能の充実

あらゆる災害、様々な社会変化の中で複雑多様化する事件、事故から市民の生命や財産を守るため、市民や関係機関等との連携を図り、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

そのため、災害に対する危機管理体制を強化し、自主防災組織や消防力の充実等、地域防災力の向上に努め、災害に強いまちづくりを進めます。また、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、防犯体制の強化を図るとともに、交通安全意識の高揚に努め、それらの活動の促進を図ります。

さらに、社会の安全・安心を脅かす危険に対する市民の生命及び財産保護のための措置が的確かつ迅速に実施できる体制づくりに努めます。

6. 情報通信基盤の整備

インターネットなどIT技術の飛躍的な発展によって、だれもが手軽に世界に向かって情報を共有できる社会となり、情報化が地域や市民生活に及ぼす影響がますます大きくなっています。

これら年々進歩する情報技術と情報ニーズに対応し、市民が高度情報化社会における利便性を享受できるよう、行政と地域の情報を総合的に捉えながら効果的な情報化の推進を図ります。

▶ 第3節 健やか・安心・思いやりのまちづくり

地域が一体となって、子どもを育てる環境づくりに取り組むとともに、すべての市民がいきいきと健やかに暮らせる総合的な健康づくりと福祉施策を推進します。そして、ボランティアやNPO等との協力体制もとりながら、思いやりをもってお互いを見守り、支え合う心豊かな地域社会の形成を目指して、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、社会保障制度の運営の健全化を図るため、国民健康保険や国民年金などに対する理解と普及・啓発に努めます。

1. 健康づくりの推進

市民が健やかで充実した生活を送るためには、心身の健康の維持・増進を図るとともに、疾病の予防、早期発見、早期治療に向けて実施してきた各種の健康づくり事業を充実させながら、さらに市民の健康に対する意識の啓発を図り、市民の自主的な健康管理に対して積極的に支援します。

また、安心できる保健医療体制として、夜間や休日、緊急時などにも適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実を図るとともに、広域的な医療機関との連携強化に努めます。

2. 高齢者福祉の充実

高齢者が将来にわたって住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、地域が一体となって生活の自立支援や健康づくり、介護予防などの施策を展開し、関係機関との連携により総合的な福祉施策を進めます。

また、社会参加意欲を生かし、地域社会の一員として活動できる仕組みを整え、高齢者の生きがいづくりへの支援を進めます。

3. 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域で共に生き、共に暮らしていけるよう、多様なニーズにこたえられる地域生活支援体制の整備が求められています。

そのため、障害者が、地域社会において自立し、その能力を最大限に発揮して自己実現を図ることができるよう、必要とされるサービスを提供する体制の構築を進めながら、事業や施設の充実を図り、生活支援の充実と社会参加の促進に努めます。

4. 次世代育成の支援

近年、核家族化の進展や就労形態の多様化などにより、子育てに関する考え方が大きく変化しており、安心して子どもを産み、育てることができるような地域社会の形成が求められています。

そのため、保育内容の充実をはじめとする様々な子育てに関する支援を総合的に推進するとともに、児童福祉施設の整備充実に努めます。

また、子育てを家庭だけの問題として捉えるのではなく、行政や地域と一体となり、広く社会全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

5. 地域福祉の推進

社会構造の変化により、地域においては近隣の市民とのふれあいが希薄になっていますが、だれもが住み慣れた地域の中で、安心して健やかに暮らせることを望んでいます。

そのため、すべての市民が、年齢や性別、障害の有無などを超えて尊重されるよう、福祉に対する意識の啓発を図ります。

また、地域福祉施設の整備充実を図るとともに、連帯感ある地域活動を促進し、思いやりをもってお互いを見守り、支え合う地域社会の形成に努めます。

▶ 第4節 豊かな学びと創造のまちづくり

すべての市民が、豊かな学びと文化にふれあい、創造するまちづくりを進めます。将来を担う子どもたちが、個性を伸ばし豊かな心を育てる教育環境と施設整備の充実に努めます。

また、あらゆる世代の市民が年代やライフスタイル^{*}に応じ、自主的に楽しみながら学ぶことのできる総合的な生涯学習支援システムの整備・確立を図ります。そして、市民の文化活動を促進し、地域が育ててきた文化の継承と創造に努めます。

1. 教育の充実

近年、少子化の進行、核家族化の進展など様々な要因を背景に子どもをとりまく環境が大きく変化している中、無限の可能性をもつ子どもたちの「生きる力」を育む教育が必要です。

将来を担う幼児及び児童・生徒を、創造性や社会性に富んだ心豊かであたたかみのある人間として育てるため、教育環境と施設整備の充実に図るとともに、自ら学び考えながら個性を生かす教育の充実に努めます。

また、地域、家庭、学校、行政などが連携を図り、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支える環境づくりを進めていきます。

2. 生涯学習の充実

科学技術の発展や高度情報化、国際化、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、生涯を通じていきいきと生活していくためには、常に新しい情報や知識を身につけ、時代の変化に対応して学習していくことが大切です。

このため、あらゆる世代の市民が、生涯を通じて自分自身を高め、年代やライフスタイルに応じた多様な生涯学習を主体的・日常的に展開することができるよう、身近な学習活動拠点の整備充実と学習機会の創出を図ります。そして、一人ひとりが学んだことやその能力を地域に生かせる仕組みづくりを進めます。

3. 青少年の健全育成

青少年をめぐる問題は、非行や犯罪の低年齢化とともに、氾濫する様々な情報の中で多様化しています。

このため、次代を担う青少年の健全育成については、行政はもとより家庭、学校、地域など社会全体が一体となって、青少年を取りまく環境の浄化を図りながら、非行防止や心身の健全育成に努めます。

4. 地域文化の継承と創造

各地域で受け継いできた伝統芸能など、地域の歴史や風土に根ざした文化の創造を図り、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティによるまちづくりを進める必要があります。

このため、これまで地域が育んできた特色ある文化の保存・継承活動を発展させるとともに、国や地域、世代を超えた交流活動や市民の自主的な文化活動の支援を図り、地域文化の継承と文化の創造に努めます。

▶ 第5節 活力ある産業を育てるまちづくり

農林水産業及び商工業を振興し、地域経済の発展を目指します。新たな地域産業の創出や雇用環境の充実、産業基盤の強化など産業を支える環境を充実させながら、地域の特性を生かした活力ある産業を振興します。

そして、観光農業や観光漁業など本市の特徴ある地域資源を活用した、豊かで多様な魅力を誇る「観光交流空間」の形成を推進し、地域のブランド化を図ります。

1. 農林業の振興

担い手の育成や確保など農林業を支える人を育てるとともに、農林業の生産基盤や生産施設の整備を推進し、活力ある農林業を振興します。

また、観光農園などと連携した都市と農村の共生・交流活動の展開や、直売所の活用、地産地消の推進などにより、魅力ある農業経営の実現を目指します。

安全で安心な農畜産物の生産や、付加価値をつけた特産品の開発など魅力ある農林産物や畜産物を作る取り組みを支援します。

2. 水産業の振興

霞ヶ浦の豊かな自然の恵みに支えられた水産業を、今後も、観光的な要素も併せもった特徴的な産業のひとつとして振興を図ります。

また、ブランド化に向けた水産加工品の開発を進めるとともに、新しい販売方法の研究や販売体制の強化を促進します。

3. 商工業の振興

JR神立駅周辺を中心とした魅力ある商業環境の創出や、地域産品の消費拡大による商業活動の活性化に努めながら、多様化する消費者ニーズに対応した商工業の振興を図ります。さらに、経営基盤の強化と新たな企業の創出を支援し、活力に満ちた魅力ある商工業の振興を図ります。

新たな雇用を生み出し、地域経済の活力を回復するため、本市の農林水産業と商工観光業の特性を活用した新たな産業の創出と起業化への積極的な支援を行います。

産業構造の変化、労働人口の高齢化と高学歴化、女性の職場進出、外国人労働者の増加など、近年の労働力の需給状況は大きく変化してきています。そのため、国・県等関係機関との連携を強化し、働く意欲のある人たちに対する雇用機会の拡大に努めます。

また、消費者が安心して消費生活を営めるよう、情報提供や相談体制づくりを進めます。

4. 観光の振興

全国的にも屈指の観光資源である果樹観光や、筑波山系・霞ヶ浦をはじめとした自然環境など、本市の特徴ある地域資源を活用して、体験志向や本物志向など近年の多様化する観光ニーズを捉えた、観光農業や観光漁業など豊かで多様な観光交流空間の形成を推進します。

また、地域資源のネットワーク化、情報発信体制の強化、観光拠点づくり、観光イベントの充実などで本市を訪れる人と市民の交流を促進し、身近で気軽な観光エリアとしての魅力の向上に努めます。

▶ 第6節 みんなでつくる連携と協働のまちづくり

市民の自主的な地域づくり活動を支援し、男女があらゆる活動に参加できる環境づくりにより、互いに尊重し合える、地域が主体となったまちづくりを目指します。

そして、バランスのとれた行財政運営を図りながら、最適な行政サービスを効率的、安定的に提供し、幅広く市民の声を行政に反映しながら市民と行政の協働のもとに「市民参加のまちづくり」を進めます。

1. 市民活動の支援

「市民参加のまちづくり」を推進していくためには、地域における共同意識を喚起しながら、市民がまちづくりの主役として活動できるよう支援していくことが必要です。

そのため、これまで育まれてきた地域社会の継承と新たなコミュニティ活動の育成など、市民の自主的な地域づくり活動の支援に努めるとともに、その多様な主体の連携によるネットワークづくりを推進し、市民と行政との協働体制を確立します。

2. 男女共同参画の推進

男女が同様に、多様な生き方を選択し決定することができる社会環境づくりが必要です。そして、社会の一員として等しく社会活動に参画し、その利益を享受すると同時に責任を担うことも必要です。

そのため、男女が互いに尊重し合い、あらゆる分野で対等にその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3. 広報・広聴活動の充実

「市民参加のまちづくり」を進めていくためには、行政運営の透明性を高めていくことが必要であり、正確で分かりやすい行政情報の積極的な開示・提供が求められています。

そのため、積極的で効果的な広報活動を推進するとともに、広く市民の声を反映させるための広聴体制の充実を図ります。

4. 行政サービスの向上

新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応するために、適切な行政運営を図っていくことが必要です。

地方分権の進展により地方公共団体の役割と責任が拡大する中、最適な行政サービスを効果的・安定的に提供できるよう、行政改革大綱に基づき、不断の点検を行いながら、効率的な行財政運営に努めます。

第 3 編

前期基本計画

第 1 章 自然と調和した快適なまちづくり

第 2 章 健やか・安心・思いやりのまちづくり

第 3 章 豊かな学びと創造のまちづくり

第 4 章 活力ある産業を育てるまちづくり

第 5 章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり



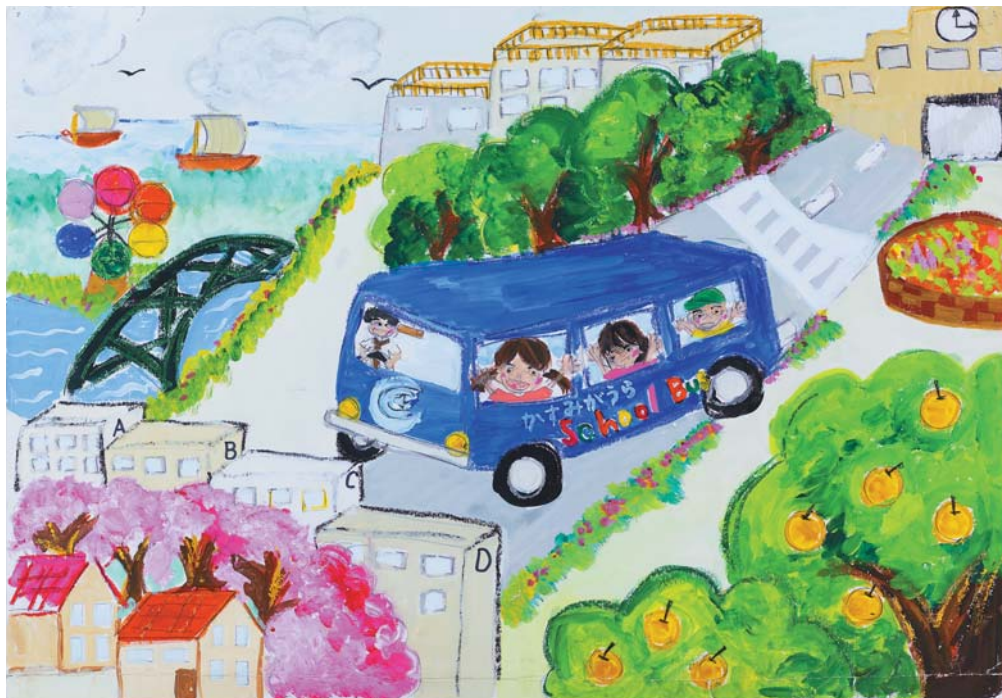
「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 教育長賞 — 安飾小学校 4年 齊藤智哉さん

第3編
前期基本計画

第1章

自然と調和した
快適な
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 下稲吉東小学校4年 上田有彩さん

▶ 施策の体系

第1節 適正な土地利用の推進

[1] 土地利用

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 2. 都市計画の推進
- 3. 中心市街地の整備
- 4. 街なみ景観の保全

第2節 交通基盤の充実

[1] 道路・交通

- 1. 交通体系の整備
- 2. 幹線道路の整備
- 3. 生活道路の整備
- 4. 公共交通の充実

第3節 快適な住環境の整備

[1] 上水道

- 1. 上水道の整備
- 2. 水道事業の健全化

[2] 下水道

- 1. 下水道の整備
- 2. 雨水排水の整備

[3] 河川

- 1. 河川の整備

[4] 公園・緑地

- 1. 公園の整備・緑地の整備

第4節 循環型社会の形成

[1] 環境保全・公害

- 1. 環境保全
- 2. 環境美化の推進
- 3. 水質浄化の推進
- 4. 公害の防止

[2] 廃棄物処理

- 1. ごみ・し尿処理の改善
- 2. リサイクルの推進

第5節 防犯・防災機能の充実

[1] 消防・救急

- 1. 消防力の強化
- 2. 救急体制の充実

[2] 防災

- 1. 防災対策・体制の充実
- 2. 防災情報体制の整備
- 3. 広域応援体制の整備

[3] 交通安全・防犯

- 1. 交通安全対策の充実
- 2. 防犯対策の強化

第6節 情報通信基盤の整備

[1] 通信網

- 1. 通信網の整備
- 2. 地域情報システムの整備

▶ 第1節 適正な土地利用の推進

[1] 土地利用

★ 現況と課題

本市は筑波山系の山々から霞ヶ浦へとつづく、なだらかな地形を有しており、中央部には市街地が位置し、その周辺の台地と湖岸地域には農村景観が広がっています。また、北西部の丘陵部は森林地域となっています。

総面積118.77km²のうち、約70%が都市計画区域となっており、その約90%を市街化調整区域が占めています。

土地利用について区域別に見ると、JR神立駅周辺地域の市街化区域と農地や筑波山系の丘陵地などの市街化調整区域で構成されています。

JR神立駅周辺整備など計画的な市街地の形成を推進していますが、市街化区域には、まだ多くの未利用地が残っており、その利用の推進が課題となっています。

市街化調整区域は農業を中心とした土地利用が行われていますが、遊休農地や耕作放棄地が増加しており、優良農地の確保と保全を図る必要があります。

また、水郷筑波国定公園に指定されている地区では、森林と水面のもつ多面的機能や優れた景観を有しており、将来に残すべき貴重な財産として保全と活用が求められています。

都市計画区域外では、農地や林地などに住居系・工業系の開発の混在が見られるため、今後は開発の適正な誘導と周辺環境の保全に配慮した秩序ある土地利用を図る必要があります。

今後も各用途に適した効率的な土地利用により、都市と自然が調和した環境づくりに努める必要があります。

【都市計画等の指定状況】

指定区分	面積等
都市計画区域	8,133ha
市街化区域	754ha
市街化調整区域	7,379ha
都市計画区域外	3,744ha
水郷筑波国定公園(歩崎地区)	54ha
水郷筑波国定公園(雪入地区)	504ha

資料：都市整備課

☀ 施策の方向

1. 計画的な土地利用の推進

市街地においては、都市基盤の整備に努め、活気ある商・工業地やゆとりある落ち着いた住宅地の形成を推進します。

農業を主とした地域においては、優良農地の保全と活用を図るとともに開発などの適正な誘導に努めます。

森林や水辺については市民参加のもとで保全し、それぞれのもつ国土保全や公益的機能を維持するとともに、環境学習などの拠点としての活用を図ります。

- 計画的な事業用地の確保などを進め、土地開発公社の健全かつ有効活用に努めます。
- 工業系、商業系の土地利用については、農地や林地への散在を抑制し、土地利用の目的に合った用途地域への誘導に努めます。
- 住宅地については、住宅基盤の整備に努め周辺の住宅開発計画との調整を図り、良好な生活環境や高い水準の居住環境の維持に努めます。
- 農村地域の適切な生活環境や居住環境を維持し、区域指定制度や優良田園住宅制度[※]などの活用[※]に努めます。
- 農用地については農業振興地域整備計画に基づき、生産基盤の整備と優良農地の保全等に努め、農業基盤の整備を計画的に推進します。
- 農地の集積化など良好な農地の利用を進めます。
- 平地林については、水源のかん養[※]、自然環境の保全など公益的機能を高めます。
- 森林のもつ防災機能等に考慮した維持・強化を図るとともに、レクリエーションや環境学習の拠点として、その保全・活用に努めます。

2. 都市計画の推進

都市機能の充実や計画的なまちづくりを行うため、都市施設の適正な配置や都市計画区域の見直しなど、地域の実情に合わせた都市計画を推進します。

- 計画的な土地利用を推進し、都市計画に関する基礎的資料の収集把握を行います。
- 社会情勢などの変化を踏まえつつ、本市の都市計画の基本となる都市計画マスタープランの策定を行います。
- 市街化区域については、用途地域に則した土地利用の誘導や都市施設の整備等を進め、用途地域の変更や地区計画の指定などの検討を行います。

- 市街化調整区域については、無秩序な開発を抑制し、良好な集落地の保全を図ります。
- 都市計画区域外については、環境の保全や開発の誘導が図れるように、都市計画区域への編入も視野に入れた検討を行います。

3. 中心市街地の整備

市街地の中心であるJR神立駅周辺については、関係機関と連携し、駅舎の整備や再開発事業などを推進するとともに、長期的な視野に立った商業機能や交流機能を備えたにぎわいのある新しい市街地の形成に努めます。

- JR神立駅周辺の都市再生事業と都市基盤整備の推進を図ります。
- JR神立駅周辺整備の進捗状況を考慮しながら、都市計画道路神立停車場線の整備を進めます。
- まちづくり推進にあたり、必要性の高い新たな路線については、積極的に都市計画決定等を行い、その整備促進を図ります。

4. 街なみ景観の保全

落ち着いたある農村集落景観や神社などの歴史的建造物の保全と景観に配慮した新たな住宅地整備の誘導を図り、地域の特性を生かした景観づくりを進めます。

- 水辺景観や田園景観、神社など歴史的建造物、眺望などを生かした市民が親しみをもてる街なみ景観づくりを推進します。
- 街なみづくりの先導的な役割として、公共施設や公園、道路、橋梁などの整備、改築、改修において、周辺の街なみ景観に合った設計、意匠の工夫・修景を推進します。
- 周辺環境と調和の取れた街なみ景観の形成を図りつつ、調和を阻害する要素の排除、改善を推進します。
- 地域住民の協力、参加を得ながら、地域の特性にふさわしい一体的な街なみや景観形成の方針を検討し、地区計画や建築協定などを活用した規制、誘導を推進します。

▶ 第2節 交通基盤の充実

[1] 道路・交通

☀ 現況と課題

本市には、広域的な交通処理機能を担う路線として、常磐自動車道、国道6号・354号及び県道等を主軸として幹線道路が整備されています。しかし、国道6号の慢性的な交通渋滞や霞ヶ浦大橋の無料化に伴う国道354号の増加交通量への対策など体系的な整備が課題となっています。

また、本市の県道は牛渡馬場山土浦線、戸崎上稲吉線、土浦笠間線、つくば千代田線等が、国道6号や市道と有機的に接続し恵まれた交通体系となっています。平成15年に志戸崎田伏バイパスが一部の区間を除いて開通し、石岡田伏土浦線の狭隘や屈曲した危険箇所の解消などが行われました。今後は、さらにその延伸が望まれています。さらに石岡つくば線のバイパス整備については、国道355号石岡有料道路の無料化等により、石岡市柏原工業団地方面への交通量の増加などが考えられ、渋滞緩和策として、早急な整備が必要となっています。

市道については、各ゾーンや拠点等を有機的に結ぶネットワークづくりとともに、生活道路の機能向上が求められています。また、土浦市と連携して進めている神立駅周辺整備計画に伴い、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備が必要とされています。

公共交通については、JR常磐線の複々線化や神立駅の橋上化などを関係機関に要請する必要があります。

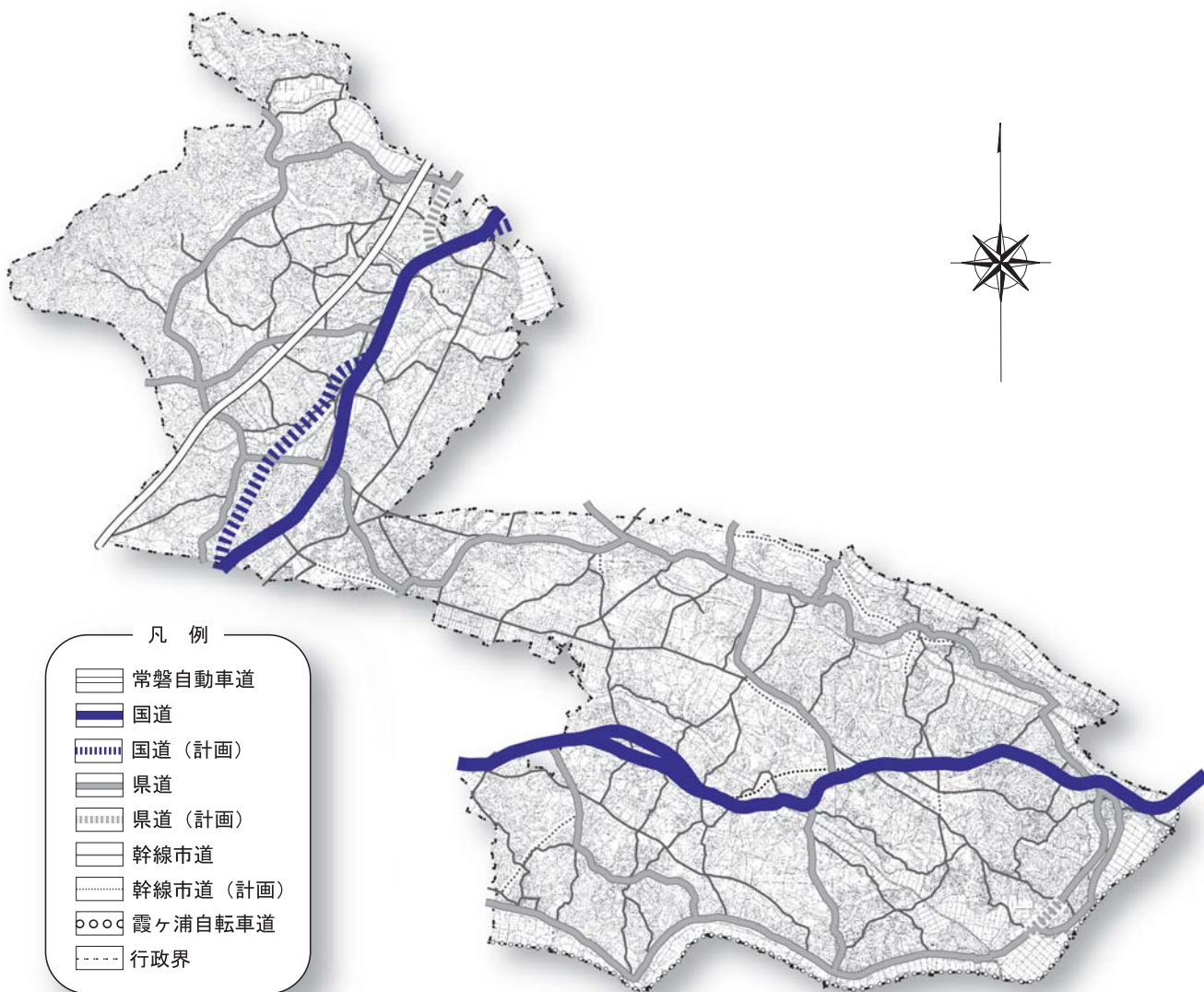
【道路整備状況】

年\区分	実延長 (m)	改良 (m)	舗装 (m)	道路改良率 (%)	道路舗装率 (%)
平成12年	1,431,099	311,352	701,215	21.8	49.0
平成13年	1,432,649	316,316	709,366	22.1	49.5
平成14年	1,433,615	319,017	719,217	22.3	50.2
平成15年	1,436,103	321,476	726,975	22.4	50.6
平成16年	1,437,139	324,963	731,652	22.6	50.9
平成17年	1,438,514	328,317	737,051	22.8	51.2
平成18年	1,439,647	329,924	749,428	22.9	52.1

※各年4月1日現在

資料：建設課

幹線道路網図



☀ 施策の方向

1. 交通体系の整備

広域的な道路体系の確立を図ります。

- 霞ヶ浦によって分断されている交通アクセス改善を目指し、霞ヶ浦二橋の建設促進について、周辺市町村と連携し、国・県へ要望していきます。
- 国道6号千代田石岡バイパス、深谷大和田バイパスの早期整備を促進します。
- 県道全般について、狭隘や屈曲の解消のため、バイパス化などを含めた改良を要望するとともに、道路側溝や交通安全施設整備を要望します。

2. 幹線道路の整備

常磐自動車道「千代田石岡インターチェンジ」、国道6号・354号及び県道等の広域道路網と連携する主軸となる市道幹線の整備を推進します。

- 市の均衡ある発展を促進するため、市道㊦2644号線(深谷大和田バイパス)、市道㊧6号線(新治橋)、市道㊨55号線(粟田橋)などの早期整備を目指します。
- 地域の一体性の確立を促し、市民の交流促進や生活の利便性向上を図るため、市内のネットワーク網の骨格として宍倉下稲吉線(跨線橋)などの整備を進めます。
- 恋瀬川改修に伴い五輪堂橋の整備を進めます。
- 市街地内の交通体系の基となる、神立停車場線をはじめとする幹線道路の整備を促進します。
- 各拠点等を結ぶ道路の整備を促進します。



▲市道㊦2644号線(深谷大和田バイパス)建設工事



▲市道㊨55号線(粟田橋)建設工事

3. 生活道路の整備

市民生活と直接にかかわる地域の生活道路の整備については、安全性と利便性を向上させ交通の円滑化を図ります。

- 集落間を縦横に走る市道の生活道路としての快適性や利便性を向上させるため、狭隘・屈曲した危険箇所等を整備します。
- 新バリアフリー^{*}法に基づき、高齢者や障害者などすべての人々が安心して歩けるよう、生活道路の整備に努めます。
- 各地区の土地利用特性や地形等に配慮した整備を推進します。

4. 公共交通の充実

市民生活や経済活動の利便性の向上を図るため、公共交通機関の充実に努めます。

- 霞ヶ浦自転車道(県道潮来土浦自転車道線)の整備促進を国、県等関係機関へ要望します。
- 市民生活の利便性の向上や地域振興の期待が大きい百里飛行場民間共用化を促進します。
- JR常磐線の複々線化の要望や神立駅の橋上化など利便性の向上を促進します。
- 民間バス路線の確保について地域協議会との連携を図り、関係機関に要請します。
- 各地区と主要な公共施設を結び市民が身近に利用できるコミュニティバス^{*}の運行を目指します。

▶ 第3節 快適な住環境の整備

[1] 上水道

☀ 現況と課題

市民が健康的で文化的な生活を営むためには、水道水は欠かすことのできないものです。

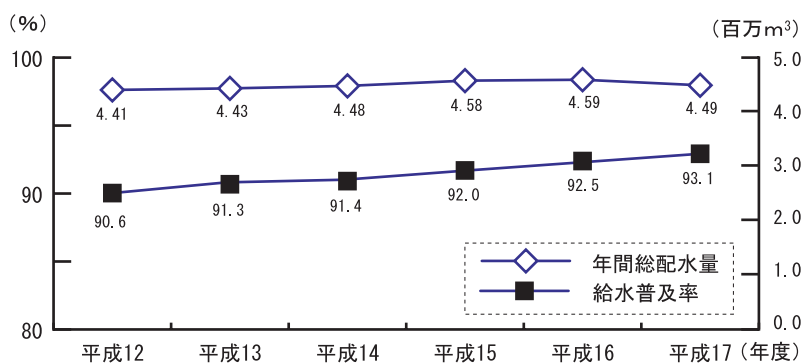
現在、施設整備については、安全で安心な飲料水を安定的に供給するため、給水区域の拡大に努めるとともに、計画的整備と施設の統廃合を考慮した適正な維持管理を推進しています。

人口増や生活様式の向上に伴う水需要の増加に対し、広域的な体系の中で、地下水の取水と県広域水道水の購入水量の均衡を図り、水需要を長期的に予測し、水資源を確保する必要があります。

また、地下水の取水制限により県広域水道からの購入水の増量の必要性が想定されます。このことは、水道料金に密接に関係することから、水道水の利用促進と併せた効率的な事業運営が必要となっています。

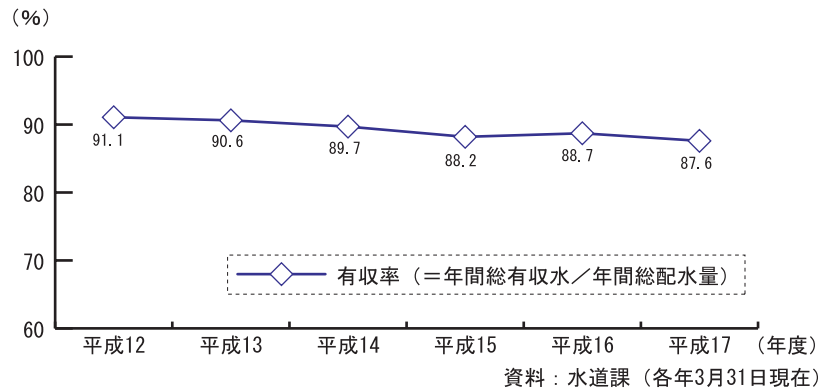
今後も市民生活に必要な不可欠な水の安定的な供給の確保に努めていくほか、限りある水資源を有効に活用するため、市民の節水意識のさらなる向上や漏水防止対策の強化を図り、有収率^{*}の向上に努めなければなりません。

【給水普及率と年間総配水量】



資料：水道課（各年3月31日現在）

【有収率の推移】



☀ 施策の方向

1. 上水道の整備

水道用水を安定的に供給するため、給水区域の拡大に努めるとともに、施設の統合や老朽管の計画的な更新を進めます。

- 土浦千代田工業団地への配水管の新設を計画的に進めます。
- 老朽管の計画的な更新や道路改良及び下水道事業に伴う、配水管の敷設替工事を進めます。
- 管理の効率化を図るため、浄・配水施設の統合を推進します。

2. 水道事業の健全化

効率的な事業運営のために、地下水の取水制限の影響と県広域水道水の購入量を調整し、安定的な財政運営に努めます。

- 給水エリアの拡大を推進し、上水道利用を促進するとともに、加入率の向上を図ります。
- 広報活動を充実・強化し、節水意識の高揚を図ります。
- 国の基準に従って定期的な水質検査を実施し、安全で安心な飲料水の供給に努めます。
- 水道施設の統合事業を行い、さらなる経営の合理化と経費の節減を図ります。
- 有収率や収納率の向上による経営基盤の強化に努め、効率的で健全な事業経営を推進します。



▲水道水の水質検査

[2] 下水道

☀ 現況と課題

下水道は、衛生的で快適な生活を営む上で必要不可欠な施設です。生活環境の改善のみならず、河川などの水質を保全するためにも重要です。

本市では、昭和48年に霞ヶ浦湖北流域下水道事業に加入し、市街化区域を中心に昭和51年から公共下水道事業に着手、昭和57年から供用を開始し、現在も事業を推進しています。

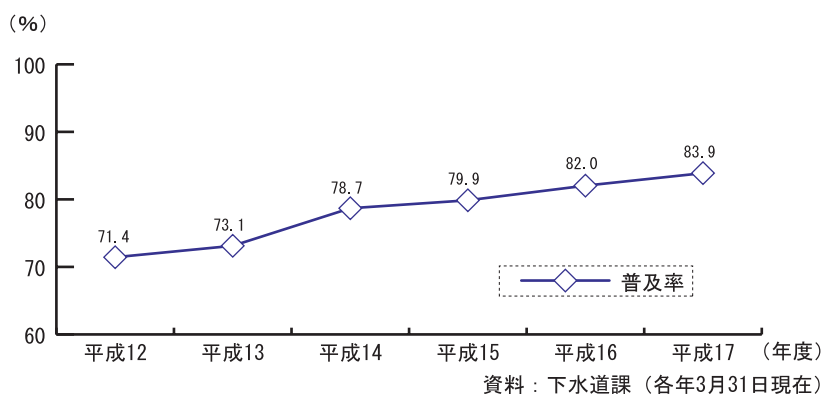
また、昭和61年から農業集落排水事業に着手し、現在8地区すべてが完了し供用を開始しています。

これらの下水道、農業集落排水整備と併せて、浄化槽の普及促進に努めています。

今後も、より効率的な整備手法により下水道の整備促進に努めるとともに、供用区域内の水洗化の向上を図ることが求められています。

また、市街地では雨水の流出量が増加傾向にあります。そのため、下水道の雨水管整備については、河川、水路の改修等との調整を図りながら、計画的に整備することが必要になっています。

【下水道普及率の推移】



施策の方向

1. 下水道の整備

快適な生活環境を確保するため、下水道整備に努め、下水道普及率の向上を目指します。

併せて、農業集落排水や浄化槽等により、生活環境の改善や霞ヶ浦の水質保全を図ります。

- 下水道計画に基づき、稲吉・加茂処理分区を計画的に整備します。
- 下水道の整備が完成した供用開始区域の加入促進と施設の適切な維持管理を行い、環境保全に努めます。
- 農業集落排水事業による農村環境の改善と生産環境の保全を目指し、加入促進を図りながら、適切な施設の維持管理に努めます。
- 浄化槽設置事業については、地域の実情に沿った普及促進を図り、家庭雑排水などの適正処理と周辺の水質汚濁の防止に努めます。
- 下水道事業などの安定的な経営を堅持していくため、適正な料金の設定を行うとともに、供用開始区域内における未加入者に対する積極的な加入促進に努めます。

2. 雨水排水の整備

より良い都市環境と居住環境を確保するため、地域に適合した雨水排水対策を計画的に推進します。

- 下水道計画の雨水計画に基づき、雨水排水施設の計画的な整備を推進します。
- 都市化の進展が予想される中で、低地への集中化や冠水などがみられる地域については、よりよい都市環境と住居環境を確保するため、計画的な下水道(雨水)の整備と併せて、雨水排水施設の整備を推進します。
- 市街地の雨水流出抑制の推進を図る観点から、開発事業に伴う舗装については、関係者の協力を得て、透水性舗装の普及促進を図ります。
- 市街地開発事業などの地域整備が進む地域の流末となる河川・水路については、地域開発の進行と調整を図りながら計画的な整備を推進します。
- 放流先の河川能力、排水区域の地形条件等を考慮しつつ、雨水管渠能力向上等の整備を進めます。

[3] 河川

☀ 現況と課題

本市には一級河川恋瀬川・天の川・一ノ瀬川等の河川が流れています。

雨水の大部分は、農地や山林などへの自然浸透とともに、霞ヶ浦に流入しており、台風等による自然災害の危険性が高くなっています。

今後、防災対策を進める上で、恋瀬川・天の川の河川改修など河川及び護岸の整備が非常に重要な位置を占めています。

一方、筑波山系の水郷筑波国定公園における雪入成沢地区については、県砂防指定区域となっています。

現在、河川保護や自然保護を図るため、砂防ダムの整備など適切な対策を推進していますが、地すべり災害や水害など自然災害を最小限に抑え、安全で暮らしやすいまちづくりを進めるため、今後とも継続して基盤整備を進める必要があります。

☀ 施策の方向

1. 河川の整備

河川の未改修箇所については、改修を進め被害の解消に努めます。

また、下水道の整備や農林事業、都市計画等と一体となった治水対策を推進するとともに市民が水に親しむため、水辺環境の保全や親水空間の形成に努めます。

- 霞ヶ浦の水位に対応した、一級河川の築堤や河川の浚渫工事を促進します。^{*}
- 恋瀬川・天の川・一ノ瀬川等の河川における親水空間の形成に向けた整備や、水質の浄化・美化対策により、都市及び集落における身近な憩い環境づくりを推進します。
- 霞ヶ浦の水際線については、消波堤や護岸の整備等を国や県とともに進めつつ、沿岸での親水性等、市民が憩える空間の整備を推進します。

[4] 公園・緑地

☀ 現況と課題

公園は、市民生活にゆとりと安らぎを与えるとともに、災害時の避難場所にもなるなど、多様な機能をもっています。

本市には、都市公園の大塚ファミリー公園・稲吉ふれあい公園などのほか、第2常陸野公園・大塚自然体験の森公園など自然体験型の公園があります。

今後も、都市における貴重な憩いの場としての公園整備や、豊かな自然を生かしたレクリエーション・交流の場として公園の適切な維持管理を進めていく必要があります。

また、豊かな自然に恵まれた北西部の丘陵地帯の森林の育成と整備、林道の整備などを行い、優れた自然の景勝地を保護しながら、その利用促進を図る必要があります。

☀ 施策の方向

1. 公園の整備・緑地の整備

緑や水辺の環境と居住空間の調和を図りながら、本市固有の自然環境の保全・活用と市民の健康・余暇ニーズに応じた公園緑地の整備、市民参加の公園づくりを推進します。

- 公園としての機能を常時保持させるため、適正な維持管理に努め、地域住民の協力による清掃や管理を促進します。
- 都市化の進む中で、うるおいと安らぎを与える空間として、自然環境が残る良好な緑地を積極的に保全します。
- 農村公園の有効活用に努めます。
- 緑地保護の啓発を図るため、緑化推進協議会や緑の少年団などの育成を推進します。

▶ 第4節 循環型社会の形成

[1] 環境保全・公害

☀ 現況と課題

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球的規模での環境破壊が深刻な問題になっています。

身近な課題として湖沼や河川の水質汚濁、自動車交通による大気汚染、廃棄物の増加などが市民の日常生活に深く関わっています。

市民の快適な生活環境を維持するためにも、これらの環境問題に総合的・体系的に対応していくとともに、市民、事業者、行政が一体となって、環境保全への関心を高め、社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

【公害等苦情状況】

(単位：件)

年度\区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
平成12年度	14	5	1	0	2	22	0	44
平成13年度	9	1	3	0	8	15	0	36
平成14年度	7	2	0	1	7	25	9	51
平成15年度	6	2	0	0	5	26	3	42
平成16年度	9	4	3	0	8	11	30	65
平成17年度	6	2	2	0	5	12	7	34

資料：環境保全課

☀ 施策の方向

1. 環境保全

環境施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、環境保全に関する市民、事業者等の活動促進を図ります。

- 環境に関する施策の総合的な推進を図るための指針を作成します。
- 地球レベルでの温暖化など、環境問題の改善に向けて国や県と連携し、公共施設の温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 百里基地の航空機騒音対策を進めます。

- 土砂等による土地の埋立て等の規制を行い環境の保全を図ります。
- 既存の火葬場の活用を促進するとともに適切な運営に努めます。
- 狂犬病予防法に基づき、犬の登録・管理を行います。

2. 環境美化の推進

市民が主体となった環境美化運動組織を育成し、環境美化の創出と豊かな自然環境の保護・保全に努めます。また、環境保全や環境美化に関するPR活動を通じ、美化意識の啓発とモラルの向上に努めます。

- 緑化推進協議会と環境美化委員会の活動を支援しながら、花いっぱい運動や環境保全の推進を図ります。
- 市内一斉清掃、霞ヶ浦や流入河川のごみ等清掃活動を行い、地域住民のごみに対する意識高揚を図ります。



▲5kmにわたる「かすみがうら花のみち」沿道の花壇植栽

3. 水質浄化の推進

霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化のため、公共下水道の整備などの生活排水対策とともに、国、県、事業者、市民などとの連携により、水質浄化への取り組みを推進します。

- 小学生等を対象に湖上研修を実施し、霞ヶ浦の水質浄化について意識高揚を図ります。
- 霞ヶ浦問題協議会と連携し、市民の意識高揚を図り、霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の環境保全を図ります。

- 農林水産業との連携により、水質浄化への取り組みを行います。
- 下水道や浄化槽により生活排水対策を促進し、霞ヶ浦の水質浄化に取り組めます。
- 生活排水路浄化施設の維持管理を行い、霞ヶ浦に流入する水路の水質向上に努めます。
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用し、水質浄化に対する環境学習・市民活動を推進します。
- 国や関係機関と連携し、湖岸のヨシ原や砂浜などの再生を促進します。



▲湖上セミナーでの児童による水質調査

4. 公害の防止

公害を未然に防止するため、環境監視体制の強化や相談窓口の充実に努めます。また、各種の法規制や協定などにより公害の発生防止に努めます。

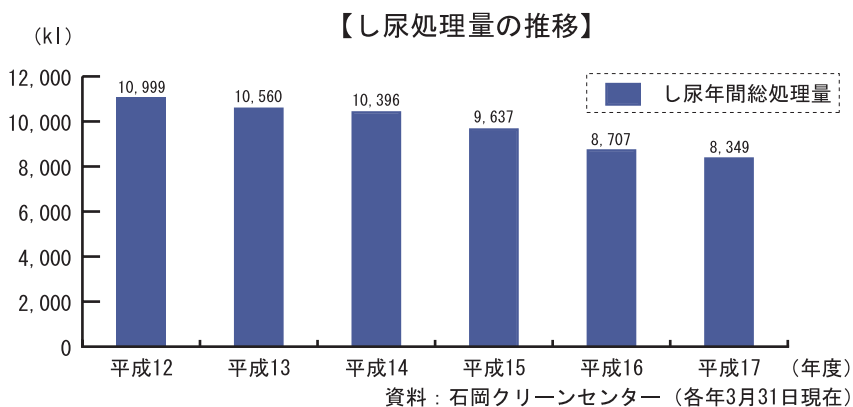
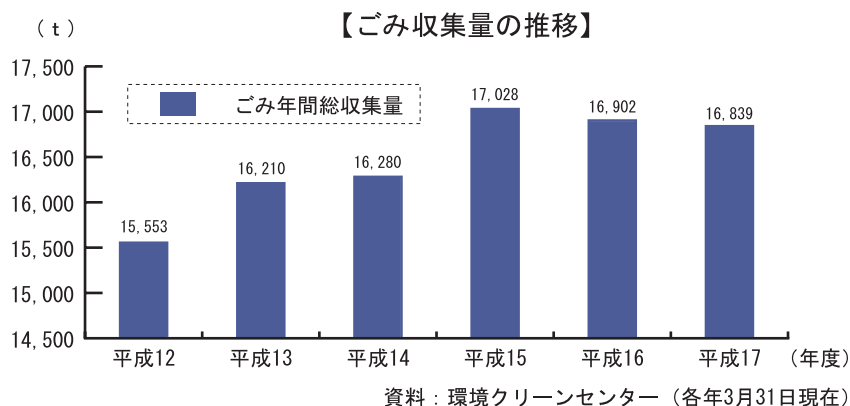
- 河川水質調査、地下水調査、ゴルフ場農薬調査、工場・事業所の排水調査を実施し水質汚染を監視します。
- 水質監視員により、霞ヶ浦水域における水質汚濁や不法投棄を監視します。
- 土浦市と土浦千代田工業団地の公害防止協定により、今後も公害の未然防止に取り組めます。
- 廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置などにより市内の不法投棄を監視します。
- 公害苦情の処理体制の充実強化を図るとともに、関係機関と連携し迅速・適切な処理に努めます。
- 清水地区にある井戸で地下水位を観測し、土浦千代田工業団地の地盤沈下の監視を行います。

[2] 廃棄物処理

☀ 現況と課題

ごみ処理については、土浦市、石岡市とともに共同の処理を新治地方広域事務組合環境クリーンセンターにおいて行っています。市民一人ひとりの理解と協力によるごみの減量や分別の徹底を図り、今後も適切な処理とリサイクルへの意識を高める必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、石岡市、小美玉市とともに共同の処理を湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて行っています。今後も施設の適正な運用に努め、適切に処理を実施していく必要があります。



☀ 施策の方向

1. ごみ・し尿処理の改善

ごみ及びし尿処理については、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターで共同処理をしており、引き続き適正な運営に努めます。

- ごみの共同処理については、施設の更新を見据えた新たな処理体制について検討を進めます。
- 今後もごみの分別収集を効率的に進めるとともに、増大する排出量に見合う収集体制の充実に努めます。
- 下水道への接続や浄化槽の普及を促進し、効率的なし尿の浄化と再生処理を図ります。

2. リサイクルの推進

循環型社会を構築するため、ごみの4R^{*}や事業者のゼロエミッション^{*}の普及・啓発に努め、資源の有効利用を促進します。

環境問題への対応として、ごみの再資源化や減量化、また資源物の有効利用など市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

- 生ごみの家庭処理を推進し、生ごみの減量化及び再資源化を図ります。
- 資源ごみを積極的に回収する団体を育成するため、活動に対する支援とともに、リサイクルに対する市民の意識向上を図りながら、資源の有効利用と廃棄物の減量化に努めます。
- 一般家庭からの資源ごみの分別収集を徹底し、リサイクルの推進を図ります。

▶ 第5節 防犯・防災機能の充実

[1] 消防・救急

☀ 現況と課題

本市の消防体制は、1本部2消防署体制の常備消防と消防団10分団54部660名の非常備消防で組織されています。

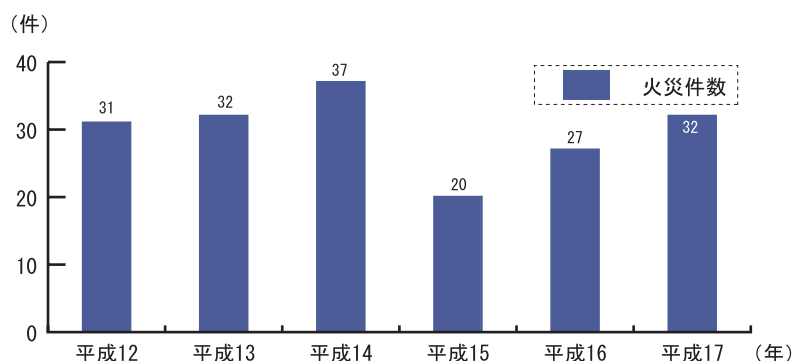
また、防火組織については、自主防災組織や婦人防火クラブ、少年消防クラブが地域における安全を確保するため「自分たちの地域は自ら守る」という精神に基づいて活動しています。

近年の都市化の進展により、地域生活環境の変化や消防に対するニーズの増加・多様化などで消防活動の複雑化や困難化を招いており、これらに適切に対応することが重要な課題となっています。

一方、本市の救急業務は、西消防署及び東消防署に高規格救急車及び救急救命士の配備がされています。高速交通体系や高齢社会の進展に伴い、さらに救急・救助活動の増加が予測されるため、これら急病や交通事故に迅速に対応できる救急体制の整備や市民・企業などを対象とした応急処置の知識、技術の普及が課題です。

また、法律の改正により市町村消防の広域化に関する規定が整備され、消防本部の広域化が進められています。さらに、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の計画が進められています。

【火災件数の推移】



資料：消防本部（各年12月31日現在）

【救急出場の推移】

(単位：件)

年\区分	総数	火災	交通	水難	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自傷行為	急病	その他	自然災害
平成12年	1,133	2	259	0	19	5	126	12	18	686	6	0
平成13年	1,259	8	271	0	13	10	162	16	16	754	9	0
平成14年	1,380	3	255	0	27	6	177	17	15	864	16	0
平成15年	1,508	2	267	1	15	9	163	12	24	1,007	8	0
平成16年	1,529	1	267	1	25	9	218	15	25	956	12	0
平成17年	1,729	4	252	0	21	9	235	16	26	1,162	4	0

資料：消防本部（各年12月31日現在）

 施策の方向

1. 消防力の強化

機材の整備と消防職員の資質の向上を図るとともに、消防機材、人員配置の適正化により、常備消防力の強化に努めます。

消防団の充実、強化のため団員の確保と養成に努め、組織の活性化を図ります。

- 消火栓と防火水槽の整備を推進します。
- 消防無線のデジタル化と指令業務広域化を推進します。
- 自主防災組織や婦人防火クラブ等を育成し、防災意識の高揚を図ります。

2. 救急体制の充実

救急・救助要請に対応できるよう車両など機材の充実と、救急救命士の増員など人員体制の増強を図ります。

- 救急体制の充実を図るため、高規格救急車の導入及び救急救命士の育成に努めます。
- 事業所や市民を対象に応急手当の方法や心肺蘇生法などの講習会の実施に努めます。

[2] 防災

☀ 現況と課題

我が国の災害発生状況を見ると、阪神淡路大震災や、近年では新潟県中越地震の被害が記憶に新しいほか、毎年のように台風が上陸し集中豪雨や強風による被害をもたらしています。

本市でも、時代の要請にこたえながら防災体制の充実などを進め、安心して暮らせるまちづくりに努めてきました。

今後も、万一の災害の発生に備えて、建物や構造物の安全性の向上、防災施設の整備、必要物資の備蓄、避難・救援対策などを総合的に実施する必要があります。そのためには防災意識の啓発や自主防災組織の育成などの施策も重要です。

また、国民保護法が施行され、有事における総合的防災施策の構築が必要となっています。

さらには、広域による相互援助の体制の推進を図る必要があります。

☀ 施策の方向

1. 防災対策・体制の充実

地震、火災、風水害などの災害に備え、各種対策の拡充と広域的な連携による防災体制の一層の充実を図り、市民の安全な暮らしを守ります。

- 市民の生命、財産を守るため、計画的な防災体制づくりの指針となる地域防災計画の見直しを行い、計画に基づいて防災力の強化に努めます。
- 常備消防、非常備消防の機能、設備の充実や防災施設の整備、また自主防災組織の充実、強化を図りながら防災体制づくりを推進します。
- 急傾斜地などの崖崩れの危険箇所を解消するため関係機関と協議を進め、早急な対策を促進します。
- 茨城県国民保護計画に基づく市国民保護計画により、有事における防災・避難活動が速やかに実施できる体制づくりを行います。

2. 防災情報体制の整備

防災行政無線などを利用した広報活動を実施し、緊急災害時の迅速な情報伝達に努めます。

- 災害発生時、市内全域に迅速に情報を伝達するために、防災行政無線の充実と機能の維持に努めます。
- 河川の破堤・氾濫等水害時の浸水情報、避難情報を図示し、市民を災害から守るためのハザードマップ^{*}を作成するなど、市民への防災情報の開示に努めます。

3. 広域応援体制の整備

大規模な災害や特殊な災害などに対応するため、市町村あるいは都道府県の区域を越えた防災に関する協定等を推進します。

- 東京都板橋区を中心とした12市区町との防災協定などによる緊急災害時の相互援助の関係を引き続き推進します。



▲防災訓練での応急手当訓練

[3] 交通安全・防犯

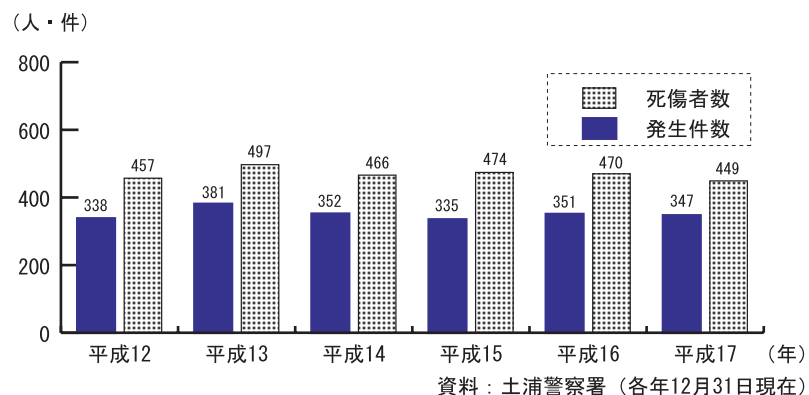
☀ 現況と課題

本市は、国道6号や国道354号など通過交通量の大変多い幹線道路を有し、年間約350件の交通事故が発生しています。このため、交通安全に対する意識の高揚と、すべての市民が安心して利用できるよう、道路環境の充実を図るとともに、交通安全施設の整備などと併せ、総合的な交通安全対策が必要とされています。

また、社会構造や生活様式の多様化、複雑化などを背景として様々な犯罪の発生がみられ、本市でも都市化の進展と核家族化、少子化など社会環境の変化や地域の連帯感の希薄化に伴い、犯罪の発生する要因が増えています。

今後も、関係機関との連携と地域住民の協力のもとに、防犯意識の高揚とともに防犯対策の強化を図り、安全な地域社会づくりを進める必要があります。

【交通事故発生状況】



☀ 施策の方向

1. 交通安全対策の充実

交通安全協会や関係団体との連携により、交通安全運動や交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、歩行者や自転車なども安全で快適に通行できる環境を確保するため交通安全施設の充実に努めます。

- 交通安全関連団体との連携のもとに交通安全運動やパトロールなどを実施し、交通安全の啓発に努めます。
- 保育所、学校などにおいて関係機関と協力し、交通安全教育の徹底を図ります。
- 交通危険箇所の解消のため、地域の意向等を踏まえ、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。
- 交通事故被害者の救済のため、県南地方交通事故相談所を活用するとともに、県民交通災害共済の加入促進を図ります。

2. 防犯対策の強化

社会生活の安定を目指した安全な地域社会を推進するため、地域住民の理解と協力を得ながら関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯活動の充実、強化に努めます。

- 防犯連絡協議会の活動を支援するとともに警察との連携による広報活動を推進し、地域防犯体制の充実に努めます。
- 犯罪の未然防止のため、地域や事業所などにおける犯罪に対する意識の高揚を図ります。
- 犯罪の未然防止を図り夜間の安全性を確保するため、防犯灯の整備を推進します。
- 学校と地域などが協力して市内に「こどもを守る110番の家」を拡充し、安全な登下校ができるよう環境整備を進めます。
- 自主防犯組織の結成を支援します。



▲市民による自主防犯パトロール

▶ 第6節 情報通信基盤の整備

[1] 通信網

☀ 現況と課題

インターネットや携帯電話などの情報通信技術は飛躍的な発展によって、近年急速に普及し、行政やビジネスの利用のみならず、日常生活においても必須の情報基盤となっています。

また、市内全体の情報基盤は、民間事業者の取り組みにより充実しつつありますが、今後は高度情報化に対応したブロードバンド^{*}(高速・大容量通信)環境の基盤整備の促進と地域格差の解消が課題です。

今後も情報社会における情報・通信基盤の充実に努めていく必要があります。

☀ 施策の方向

1. 通信網の整備

情報通信技術の発展に対応し、市民が高度な情報通信を利用しやすい環境を整えるため、情報通信基盤の整備の促進に努めます。

- 高速通信サービスが提供されていない地域との地域格差を是正するため、関係機関への協力・要請に努めます。

2. 地域情報システムの整備

本市を取り巻く情報化の進展を積極的に活用し、行政情報化と地域情報化を総合的にとらえることによって効果的な情報化の推進を図ります。

- 市民に対し、積極的にICT^{*}(情報コミュニケーション技術)を活用した行政情報の提供の充実に努めます。
- スポーツ施設の予約や空き状況を確認できるシステムなど、生涯学習の機会の充実のための情報化の推進を行います。
- 市民の利便性向上のため、電子化を含めた効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めます。

第3編
前期基本計画

第2章

健やか・安心・
思いやりの
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 新治小学校6年 長谷川智子さん

▶ 施策の体系

第1節 健康づくりの推進

[1] 保健・医療

- 1. 保健の充実
- 2. 健康増進
- 3. 医療体制の強化

[2] 国民健康保険

- 1. 医療費適正化と保険財政の健全化
- 2. 高齢者医療制度の充実
- 3. 医療福祉制度の充実

第2節 高齢者福祉の充実

[1] 高齢者福祉

- 1. 福祉施設等との連携体制の強化
- 2. 高齢者の安全な環境の整備
- 3. 社会参加活動の促進

[2] 介護保険

- 1. サービス提供体制の充実
- 2. 地域包括支援体制の整備
- 3. 質的向上の推進
- 4. 相談・支援体制の充実

第3節 障害者福祉の充実

[1] 障害者福祉

- 1. 障害者自立支援の推進
- 2. 障害者の社会参加の推進

第4節 次世代育成の支援

[1] 児童福祉

- 1. 保育サービスの充実
- 2. 子育て支援の充実
- 3. 児童福祉施設の整備充実
- 4. 児童の健全育成

第5節 地域福祉の推進

[1] 地域福祉

- 1. 地域福祉意識の高揚
- 2. 地域福祉施設の充実
- 3. 福祉団体の育成

[2] ひとり親家庭等福祉

- 1. 生活の支援

[3] 低所得者福祉

- 1. 適正保護と自立支援の推進

[4] 国民年金

- 1. 加入と納付の促進

▶ 第1節 健康づくりの推進

[1] 保健・医療

★ 現況と課題

市民一人ひとりが健康で幸せな生涯を送れるようにするには、身体的、精神的な健康の保持・増進に努めるとともに、市民のニーズに応じた総合的な保健・医療体制の充実を図ることが大切です。

市では、霞ヶ浦保健センター及び千代田保健センターを拠点に、市民の疾病の予防、健康増進を図るため、保健サービスや保健指導を実施していますが、近年、市民の保健・医療に対するニーズも多様化、高度化してきています。そのため、各種検診の実施やデータベース化を進めて疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組み、社会全体としても支援を図る中で健康づくりを総合的に推進することが求められています。

また、市内には、石岡市医師会や土浦市医師会に所属する一般診療所や歯科診療所などの医療機関がありますが、高齢化や疾病構造の変化に伴い、将来にわたる在宅医療の推進と地域医療の一層の充実が課題となっています。

【各種検診の状況】

(単位：人)

年度\区分	合計	結核健康診断	基本健康診査	婦人の健康診査	成人病検診	肝炎ウイルス検診	肺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診	腹部超音波検診	前立腺がん検診	骨粗鬆症検診
平成12年度	23,165	6,641	5,520	532	-	-	6,016	1,001	1,093	747	510	301	480	324
平成13年度	23,065	6,602	5,486	515	-	-	5,941	1,029	1,089	664	517	303	501	418
平成14年度	24,567	6,627	5,583	563	-	1,349	5,997	946	1,064	758	521	324	484	351
平成15年度	24,341	6,641	5,693	570	9	547	6,017	1,002	1,165	778	538	341	708	332
平成16年度	23,642	6,432	5,510	601	50	489	5,767	986	1,116	818	546	317	642	368
平成17年度	22,589	6,121	5,368	565	110	273	5,542	855	954	723	684	381	672	341

資料：健康増進課（各年3月31日現在）

☀ 施策の方向

1. 保健の充実

健康管理や保健予防を支援する環境を整えるため、保健支援体制の充実を図りながら、市民一人ひとりの健康管理と生活習慣の改善を目指します。

- 住民検診（総合健診、早朝・休日検診等）の受診機会を増やすとともに、人間ドック・脳ドックの受診しやすい体制を整備し受診率の向上を図ります。
- 医師会や医療機関との連携を図りながら、予防接種の推進を図ります。
- 市次世代育成支援地域行動計画に基づき、母子の健康指導、健康保持に努めます。また、妊婦教室への父親の参加を促し、保健指導の充実を図ります。
- 乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、母子の健康と健全な発育を支援します。
- 老人保健事業の充実に向け、健康診査・健康教育・健康相談・機能訓練などに加え歯科事業を推進します。
- 市老人保健福祉計画に基づき、高齢者の保健・福祉・医療の連携を強化します。
- 献血協力者の確保のため、パンフレットの配布、企業・地域組織への訪問などの周知を図ります。



▲1歳6ヶ月児健診での歯科診察

2. 健康増進

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民が各個人に合った栄養・運動・休養を取り入れたライフスタイルを確立することを支援します。

- 健康教室等を開催し、健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- 食生活改善推進員、健康増進推進員などの育成を図り、市民の健康づくり体制の強化に努めます。
- 健康増進、疾病の予防、早期発見・早期治療の啓発や健康管理の奨励など各種の健康づくり事業を推進します。
- 健康づくりの拠点として、市民のニーズにこたえながら、保健センターの機能充実を図ります。

3. 医療体制の強化

休日、夜間等における初期医療体制や小児医療体制等の充実を図り、医師会や関係医療機関の連携のもと、市民が適切な治療を受けることができるよう医療体制の充実を図ります。

- 土浦阿見地区病院群輪番制及び石岡地域病院群輪番制方式により休日・夜間等における救急医療体制の充実を図ります。
- 周辺地域の医療機関との連携強化や医療機関の誘致を推進します。

[2] 国民健康保険

☀ 現況と課題

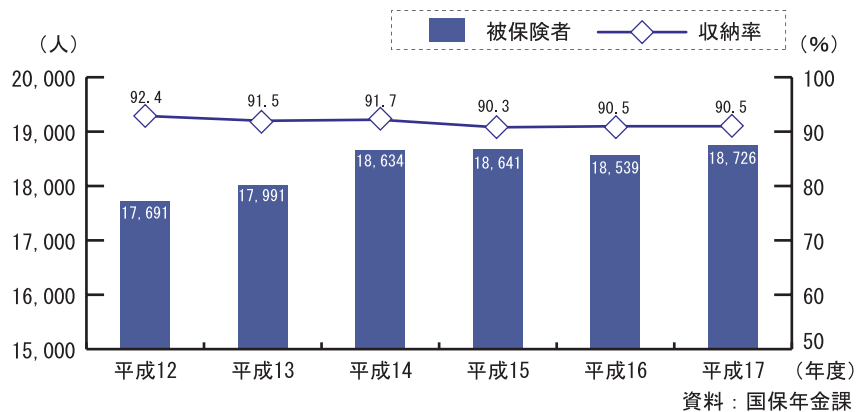
国民健康保険は、地域に密着した医療保険制度として市民の健康保持のために重要な役割を担っています。

近年、被保険者の高齢化や疾病構造の変化などから医療費が増加の傾向にあり、国民健康保険の財政運営は厳しい状況となっており、受診の適正化と財政の健全化が課題となっています。

一方、老人保健制度における医療費も増加傾向にあるため、国の医療制度改革による高齢者医療制度見直しの動向を的確に把握しながら、世代間・保険者間の保険税負担の公平化を進めるとともに、高齢者の医療費の適正化を図る必要があります。

また、医療福祉制度は、妊産婦・乳幼児・母子・父子・重度心身障害者が安心して医療を受けられるよう医療費を助成する制度ですが、他制度との均衡を保ちながら安定的な運営を図る必要があります。

【国民健康保険被保険者数と収納率の推移】



 **施策の方向****1. 医療費適正化と保険財政の健全化**

国民健康保険に対する市民意識の高揚を図るとともに、安心して医療が受けられるよう医療費の給付・助成の適正な推進を図ります。

また、国民健康保険税の賦課・徴収体制の強化を図り、保険財政の安定化へ結び付けます。

- 財政の健全化を進めるため、徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。
- 頻回受診・重複受診世帯に対する保健指導を積極的に行い、医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険の適用の適正化を図るため、レセプト点検^{*}の充実に努めます。
- 国民健康保険制度の周知に努めるとともに、疾病予防意識の高揚を図ります。

2. 高齢者医療制度の充実

生活習慣病^{*}等の疾病の予防に努めることなどにより、高齢者の医療費の適正化を推進します。

- 高齢者世帯の頻回受診・重複受診に対する保健指導を積極的に行います。
- 老人医療費の適正化を図るため、レセプト点検の充実強化に努めます。
- 広域的な高齢者医療制度の創設に努めます。

3. 医療福祉制度の充実

少子化対策の一環として乳幼児医療費に対する助成などを充実するとともに、医療福祉費の適正な支給に努めます。

- 妊産婦・母子・父子・乳幼児等の医療費の外来自己負担の助成などを実施します。
- 医療福祉費の適正な支給を図るため、制度の周知に努めます。

▶ 第2節 高齢者福祉の充実

[1] 高齢者福祉

☀ 現況と課題

我が国は、世界最高水準の平均寿命を誇る長寿社会を迎えています。今後、戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行することから、高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることを基本としながら、生きがいをもち、健康で安心して暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。

本市では、市老人保健福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の分野で民間福祉施設等と連携を図りながら総合的な福祉サービス提供を行っています。

今後も、高齢者が健康を保持し、要介護状態にならず、自立した生活を送ることができるよう、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりが必要です。

【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

年\区分	一般世帯数	高齢者のいる世帯数			
		計	単独世帯	夫婦世帯	同居世帯
平成 2年	11,828	3,757	182	261	3,314
平成 7年	13,319	4,512	258	462	3,792
平成12年	13,986	5,129	426	647	4,056
平成17年	14,109	5,667	163	974	4,530

資料：国勢調査

☀ 施策の方向

1. 福祉施設等との連携体制の強化

地域包括支援センターの充実とともに、地域ケアシステムによる地域ケアセンター業務との連携、さらには、在宅介護支援センターや市保健センターなどの関係機関との協力体制の確立に努めます。

- 地域包括支援センターが主体となり、地域ケアシステム地域ケアセンターや在宅介護支援センターなどと連携して、保健・医療・福祉の連携による会議等の開催とともに、介護支援専門員や福祉関係者等の情報交換及び総合的協議の場づくりを積極的に進めます。

- 市老人保健福祉計画に基づき、実態の把握と必要性を判断し、適正な民間福祉施設の整備を促進します。

2. 高齢者の安全な環境の整備

様々な状況にある高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、社会福祉協議会などをはじめとする関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した生活環境などの整備に努めます。

- 民生委員の協力のもと、一人暮らしや高齢者のみの世帯、要援護者を抱える世帯の状況の把握に努めます。
- 災害時における要援護高齢者の防災意識の高揚を図るなど、高齢者に十分配慮した防災体制を確保し、その普及・啓発に努めます。
- 緊急通報用機器を貸与し、日常生活の不安の軽減と緊急時対応の迅速化に努めます。
- 援助が必要な高齢者に対し、簡易な日常生活の支援を図るための事業を実施します。
- 高齢者などの安全な移動を図るため、福祉タクシーの利用に対する助成などを行います。なお、福祉車両の有償運送について、NPOなどの新規参入の検討を進めます。

3. 社会参加活動の促進

高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターの活性化や地域間・世代間交流の充実など、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくりを支援します。

- 高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会など各種活動への支援を行います。
- 生活文化の伝承と児童の健全育成を図るため、高齢者と子どもたちの交流を促進します。
- 高齢者のもつ高い就労意識と蓄積された技能・経験を生かすシルバー人材センターへの支援を行います。
- 長寿を祝福し、高齢者を敬う意識の啓発に努めるための敬老事業を実施します。

[2] 介護保険

☀ 現況と課題

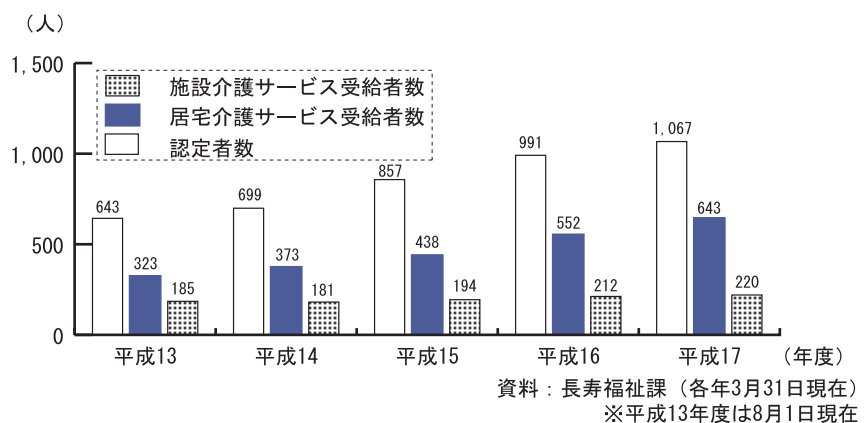
介護保険制度の開始以来、本市における認定率は伸び続け、それに伴って介護サービスの利用量も増加しています。特に居宅介護サービスの利用の伸びが著しく、介護給付費も増大しています。

本市では、市役所や在宅介護支援センター内に設置した窓口で苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上に努めています。また、家族介護者への支援などを行っています。

今後ますます増加が予想される支援や介護を必要とする高齢者に対応するため、引き続き各種サービスの量を確保していくことが必要になっています。また、利用者の満足が得られるような効果的なサービスの提供に努めることも重要になっています。

さらには、高齢社会への移行を踏まえた介護の確立を図るために介護保険法が改正されたことを受け、これまで以上に保険者としての積極的な基盤整備、事業者指導、質の向上への取り組みが求められています。

【介護保険要介護認定者数とサービス状況】



☀ 施策の方向

1. サービス提供体制の充実

介護保険制度の改正に伴うサービス提供体制等を充実させるとともに、増大するサービスの利用への十分な提供量の確保に努めます。

- 軽度者を対象とする新たな予防給付の適切な運用を行い、本人の選択と同意に基づいて、状態の軽減、悪化防止に効果的なサービスを提供します。
- 住み慣れた地域で、要支援・要介護者の安心した生活を支える地域密着型サービスを提供します。
- 新たな事業者の参入や既存事業者のサービス提供拡大により、利用の増大に対応した需給バランスのとれた事業展開を促進します。

2. 地域包括支援体制の整備

高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を送ることができるように、高齢者を地域全体で支える地域包括支援体制の構築を目指します。

- 要支援・要介護になる前からの介護予防を推進するため、介護が必要になる恐れのある高齢者を対象に、効果的な介護予防事業を地域支援事業と位置付け推進します。
- 地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの確立に努めます。
- 高齢者の健康教室などを開催し、生活習慣病の予防措置と健康保持に努めます。

3. 質的向上の推進

介護保険サービスの量的拡大に伴い、サービスの適正な利用を推進し、介護給付費の適正化を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

- 介護給付等の費用の適正化を図るため、利用者の状態に応じたサービスや利用料などの点検を実施します。
- 介護サービス事業者に対して必要な情報の公表を義務付ける制度を導入し、制度の普及促進と質の向上を推進します。
- 介護支援専門員の専門知識の修得と技術向上に向けた研修を義務付け、資質・専門性・中立性の向上を図ります。
- 苦情・相談窓口の連絡体制と処理体制の拡充を図るとともに、苦情・相談体制の周知に努めます。
- 市民の福祉向上と最良のサービス提供を目的とする、にいほりケアマネジャー連絡会との連携強化により、介護支援専門員の資質向上と活動の支援を行います。

4. 相談・支援体制の充実

介護を行う家族は心身ともに負担が大きいため、介護者の悩みなどに対する相談・支援体制について充実を図ります。また、介護保険制度に対する周知徹底を図り、市民参加のもとで健全な運営に努めます。

- 家族介護者の支援については、地域支援事業の任意事業として実施するとともに、周知を図りながら、利用の促進に努めます。
- 市や県の相談センター・保健所などの介護や認知症、成年後見制度、高齢者虐待などに関する相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。
- 高額介護サービス費の支給など経済的負担を軽減するとともに、各種介護保険サービス利用についての相談・支援を行います。



▲地域支援事業「いきいき健康教室」



▲介護保険サービス「デイサービス」

▶ 第3節 障害者福祉の充実

[1] 障害者福祉

☀ 現況と課題

地域社会において障害をもつ人が、健常者と同じように生活を送ることのできる社会づくりへの理念が浸透しつつある中で、障害者の自立と社会参加を求める機運が高まっています。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害の種別や程度を問わず、住み慣れた地域で必要とする生活支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための基盤整備を進めることになりました。

これは、市町村を基本とする仕組みへの再編と、身体・知的・精神の三障害に分かれていた障害の制度を一元化することにより、サービスの標準化を図るものです。

このような新たな制度と体制のもとで、多種多様なニーズを抱える障害者の地域生活移行と就労支援のために、さらなる施策の充実を図るとともに、地域社会が一体となってノーマライゼーション^{*}の理念の実現を目指す必要があります。

【障害手帳所持者数の推移】

(単位：人)

年度\区分	合計	障害手帳所持者数		
		身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳
平成12年度	1,717	1,505	185	27
平成13年度	1,658	1,447	188	23
平成14年度	1,574	1,347	195	32
平成15年度	1,620	1,383	207	30
平成16年度	1,695	1,419	222	54
平成17年度	1,765	1,473	232	60

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

施策の方向

1. 障害者自立支援の推進

障害者が、自立した日常生活や社会生活を可能とするために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、制度運営の円滑化を図ります。また、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉に重点をおいた事業を拡充します。

- 自立支援制度のもと、公正公平な福祉サービスを提供するために審査会の適正運営に努めます。
- 自立支援給付の充実を図るため、市内及び近隣の福祉施設等と連携しながら地域の支援体制づくりを推進します。
- 障害者が自立した生活が送れるよう地域生活支援体制の強化を図ります。
- 生活環境の整備のため、住宅リフォームの助成を行うなどバリアフリー社会の実現を推進します。
- 各種年金や手当の制度や公共料金の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り利用を促進するとともに、関係機関に対しても利用の充実について要請します。

2. 障害者の社会参加の推進

障害児教育の充実や福祉作業所を通じた自立支援及び各種就職支援等による雇用機会の拡充などを進め、障害者の社会参加を促進します。また、障害の早期発見や治療のため、総合的な療育支援体制を進めます。

- 雇用対策の強化のため、福祉施設や関係機関との連携により自立支援や各種の就労支援などの事業の充実を図るとともに、地域の社会資源の活用に努めます。
- 社会参加の機会拡大のため、スポーツ大会や文化活動への参加を支援します。また、手話通訳や移動支援の充実を図ります。
- 障害の早期発見・早期療育のため、地域での療育体制の整備や施設における機能訓練等の充実を図ります。

▶ 第4節 次世代育成の支援

[1] 児童福祉

☀ 現況と課題

全国的に急激な少子化が進む中で、年少人口が減少しており、安心して子どもを産み育てるための総合的な支援対策の実施が求められています。

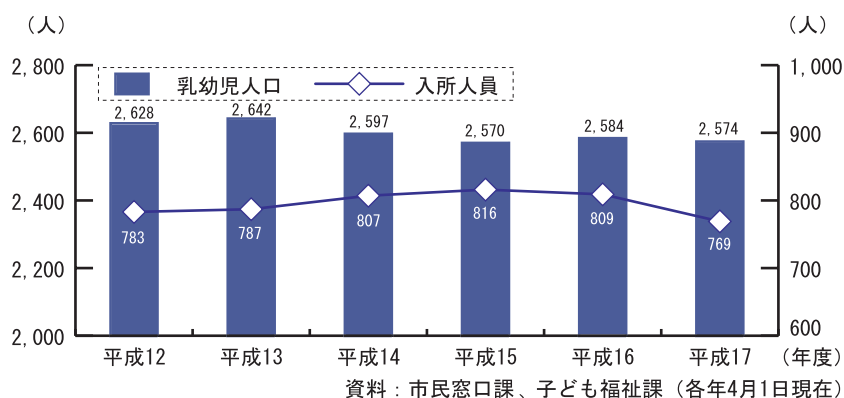
本市の保育所(市立9カ所、民間1カ所)では、社会環境の変化などに伴って多様化するニーズに対応した各種保育サービスの充実に努めています。今後は、施設の老朽化への対応と効率的な運営への転換を図るとともに、保育サービスのさらなる充実に努めるため、民営化も視野に入れた保育所の統合を進める必要があります。

核家族化が進む中で、子どもへの接し方に不安や悩みを抱えている保護者が増えているため、子育てに関する悩みを解消する子育て支援センターの役割が重要になっています。

また、放課後の児童の健全育成を図るため、児童館や学校の余裕教室などを利用した放課後児童クラブを10カ所実施し、子育てと仕事の両立を支援していますが、児童の安全確保に向けた事業の一層の充実が望まれています。

さらに、近年、児童虐待が大きな社会問題となっており、関係機関等とネットワーク体制を構築するなど虐待防止に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

【乳幼児人口と市内保育所の入所人員の推移】



☀ 施策の方向

1. 保育サービスの充実

社会情勢や保護者の雇用環境の変化に応じ、保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所を目指します。

- ゼロ歳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育などの特別保育の拡充や休日保育の検討を行い、多様化するニーズへの対応を図ります。
- 多様な保育サービスの展開に対応できる保育士の養成に向け、各種研修等の充実を図ります。
- 保育サービスの充実を図るため、保育所の民営化や幼保一元化[※]を検討します。
- 保育所のもつ専門的機能を活用し、世代間交流や地域との交流の充実に努め、地域に開かれた保育所を目指します。
- 保育事業の健全化を進めるため、適正な保育料金を検討するとともに一元化を図ります。

2. 子育て支援の充実

市次世代育成支援地域行動計画に基づき、安心して子どもを産み、育てることができるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

- 地域における子育て支援の核及び交流の場としての子育て支援センターについては、設置場所の検討などを含め体制の充実を図ります。
- 子育てサポーター[※]の育成など子育てボランティア活動の支援、また、子育てサロンなど仲間との交流による子育て機会の提供に努め、子育て支援ネットワークづくりを推進します。
- 地域社会全体で子育て支援の取り組みを広めるため、広報・啓発活動に努めます。
- 児童館を拠点とした母親クラブなどの組織活動を支援し、子育ての情報を提供します。
- 児童手当等の支給により、子育て家庭への支援を行います。

3. 児童福祉施設の整備充実

施設の老朽化への対応と保育サービスの拡充を図るため、保育所の統合を進めるとともに、良好な施設環境を保つための適正な維持管理を進めます。

- 公立保育所については、民営化を視野に入れ、定員の見直しや効率的な運営への転換を図るため、統合保育所整備を推進します。
- 保育所の統廃合によって生じる空き施設の利用方法については、他の事業との調整を図り有効利用に努めます。
- 子どものための広場の機能充実を図るため、環境の整備に対して支援を行います。

4. 児童の健全育成

子どもも保護者も安心して暮らすことのできるよう、児童の健全育成を図るための環境整備の充実に努めます。

- 放課後において、仕事などによる保護者不在家庭への支援や児童の安全確保と健全育成を図るため、遊びや集団生活の場を提供する放課後児童クラブの拡充を図ります。
- 子どもに関する様々な相談ごとに対して、家庭児童相談員による助言や指導の実施を推進します。
- 地域とのふれあいを通じて社会性を養う児童館まつりなどの交流イベントにより、世代間交流を促進します。
- 要保護児童対策協議会を中心として関係機関と連携を図りながら、虐待等による要保護児童の適切な保護への支援を推進します。



▲児童館事業「作って遊ぼう」

▶ 第5節 地域福祉の推進

[1] 地域福祉

☀ 現況と課題

少子高齢化の進展や価値観の変化などに伴い、ますます複雑多様化する福祉需要への対応が求められています。

そのため、公的機関を主体とした福祉体制の充実と併せ、各種福祉団体の育成などにより民間の福祉団体や福祉ボランティアの活力を十分に生かし、自助・互助・公助の連携による地域福祉活動を一層促進する必要があります。

本市では、市及び社会福祉協議会を中心に市民の協力を得ながら、助け合い運動や募金活動をはじめとする地域福祉活動を行っています。

今後は、市民の参加と福祉施設などとの連携のもと、地域の創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、子どもから高齢者まであらゆる人々が世代を超えて互いに助け合い交流の輪を広げ、互いに支え合う地域社会を築くことが望まれています。

☀ 施策の方向

1. 地域福祉意識の高揚

福祉に関する教育や、各種講座等を通して、市民の理解と意識の啓発を図り、市民が主体的に行う地域福祉活動を支援します。

- 地域福祉活動の推進のため、社会福祉の関係機関や団体と協力して、広報活動の充実や各種福祉啓発事業を推進します。
- 福祉に関する教育や地域活動を通じて福祉意識の高揚を図るなど、地域に根ざした社会福祉意識づくりを推進します。

2. 地域福祉施設の充実

多様化する福祉ニーズに適切に対応していくため、在宅福祉の充実、市民参加による交流機会の充実、健康生きがいづくりの充実などを進め、総合的な福祉コミュニティづくりの展開と施設の充実を図ります。

- あじさい館内の福祉館については、福祉活動の拠点として、利用者が快適に安全に活用できるよう施設管理に努めます。
- 千代田地区に地域福祉の拠点を整備し、あじさい館内の福祉館との連携による地域福祉活動の充実を図ります。
- 関係機関や地域との調整を図り、個人に合った支援を検討する地域ケア体制の充実に努めます。

3. 福祉団体の育成

保健・医療・福祉の連携による総合的な体制整備を図るとともに、福祉関連組織やボランティア等の育成、活動支援等を推進しながら地域福祉ネットワークの確立を図ります。

- 地域福祉活動の推進力となるボランティアの育成や組織化・登録を図り、地域住民との連携によるボランティア活動を支援します。
- 社会福祉協議会機能の充実強化を図り、地域に根ざした幅広い福祉施策を推進します。
- 民生委員・児童委員の研修を進めるとともに、団体との情報交換を支援し、地域における日常的な相談、指導活動の充実を図ります。



▲あじさい館内福祉館の和風浴室

〔2〕ひとり親家庭等福祉

☀ 現況と課題

様々な事情でひとり親の家庭が増えており、経済的不安や子育ての悩みなどをもつ人が多くなっています。そのため、それらの相談業務や経済的支援を行う必要があります。

本市では、ひとり親家庭が抱える各種の相談に応じていますが、今後も安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、様々な施策を進める必要があります。

☀ 施策の方向

1. 生活の支援

相談窓口を充実し、子育てや経済的自立を促すための相談業務などを行い、実態に応じた支援の充実に努め、生活安定の向上を図ります。

- ひとり親家庭への経済的な支援を行うため、各種制度などの周知と活用を推進します。
- 児童の養育などの悩みを抱えるひとり親家庭に対して、家庭相談員等による相談・指導の充実に努めます。
- 母子・寡婦福祉会の会員相互の協力による生活の向上を図りながら、組織活動の活性化に努めます。

〔3〕低所得者福祉

☀ 現況と課題

生活保護の被保護世帯は、就労機会の少ない高齢世帯や傷病世帯など、一般的に生活基盤の弱い世帯が多くを占めています。被保護世帯は、全国的にも増加している中で、本市においても増加の傾向がみられます。

このような状況の中で、被保護世帯に対しては、生活保障としての経済的給付にとどまらず、民生委員・児童委員をはじめとした地域の人々の活動や連携により、生活の実態に応じた処遇の向上や自立の支援がさらに必要です。

また、生活保護を受けない低所得者に対しても、各分野の援助施策を総合的に推進しつつ、関係機関等との連携により実態を把握するとともに、相談・援助体制の強化が必要です。

【生活保護の推移】

(単位：人、世帯)

区分\年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
被保護延べ世帯	111	126	136	155	161	164
被保護延べ人員	160	177	192	203	206	207

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

☀ 施策の方向

1. 適正保護と自立支援の推進

生活に困窮する人々の安定した生活に向け、適正な保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、自立の支援に努めます。

- 関係機関との連携強化を図りながら、世帯の実情を把握し各種サービスの活用等、指導援助を推進します。
- 要支援者の多様なニーズに応じられるよう、ケースワーク[※]等の専門性を高めるために職員の研修の強化に努めます。
- 経済的自立のみならず、日常の生活自立も含めた自立の支援を図っていくために組織的対応を推進します。
- 生活福祉資金など各種制度の活用などを図り、生活の安定を支援します。

[4] 国民年金

☀ 現況と課題

国民年金は、すべての人に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。近年、年金制度の長期的な安定に向けて、現役世代の負担と受給世代の給付のバランスなどに対応できる仕組みへの見直しが行われています。

市では、資格の取得・喪失や年金受給の請求などの届出に関する窓口業務と制度の周知に関する広報、相談業務等を行っています。

今後も、被保険者となる対象者の正確な把握を行うとともに、年金制度の趣旨の正しい理解と加入促進を図る必要があります。

【国民年金被保険者数の推移】

(単位：人)

年度\区分	第1号被保険者		第3号被保険者	合計(A)	総人口(B)	加入割合 =(A/B)
	強制加入	任意加入				
平成13年度	8,227	37	3,849	12,113	45,586	26.6%
平成14年度	8,498	45	3,726	12,269	45,429	27.0%
平成15年度	8,415	57	3,683	12,155	45,367	26.8%
平成16年度	8,249	62	3,677	11,988	45,182	26.5%
平成17年度	8,201	59	3,670	11,930	45,101	26.5%

資料：社会保険庁(各年3月31日現在)

☀ 施策の方向

1. 加入と納付の促進

広報誌などを通じて国民年金制度の理解と普及を図るとともに、加入促進に努めます。また、だれもが年金受給権を確保できるよう、関係機関との連携・協力を図りながら、保険料未納者の解消に取り組みます。

- 制度に対する理解や趣旨の周知徹底を図るため、広報活動の強化や年金相談体制の整備に努めます。
- 対象者の的確な把握と適用に努めるとともに、保険料の適正な納付を促します。

第3編
前期基本計画

第3章

豊かな学びと
創造の
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 佐賀小学校4年 樽見朱華さん

▶ 施策の体系

第1節 教育の充実

[1] 幼児教育

- 1. 幼児教育の推進
- 2. 地域・家庭教育の推進

[2] 学校教育

- 1. 教育環境の充実
- 2. 教育内容の向上
- 3. 教育相談の充実
- 4. 特色ある学校づくり
- 5. 地域・家庭教育との連携

第2節 生涯学習の充実

[1] 生涯学習

- 1. 生涯学習推進体制の確立
- 2. 生涯学習機会の拡充
- 3. 生涯学習施設の整備充実
- 4. 生涯学習の人材発掘と育成
- 5. スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 6. スポーツ・レクリエーション施設の利用促進
- 7. スポーツ・レクリエーション団体の育成

第3節 青少年の健全育成

[1] 青少年育成

- 1. 青少年健全育成活動の促進
- 2. 青少年の健全育成と体制の整備

第4節 地域文化の継承と創造

[1] 地域文化

- 1. 文化財などの継承と保護、活用
- 2. ふるさと教育の推進
- 3. 芸術・文化活動の推進
- 4. 観光との連携

[2] 国際交流

- 1. 国際理解と国際交流の推進

▶ 第1節 教育の充実

[1] 幼児教育

☀ 現況と課題

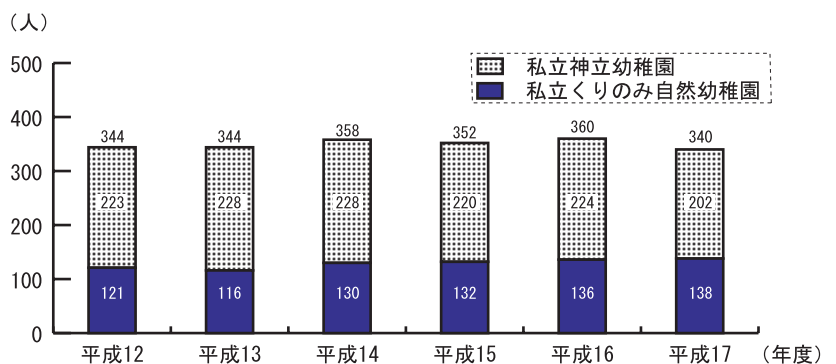
幼児期の教育は、人間形成の基礎期として重要な時期にあります。

本市では、私立幼稚園や保育所などを通じて、創造性や社会性に富んだ心豊かな人間形成を支援しています。

近年では、幼稚園の親と子の育ちの場としての機能や就学前の教育・保育を一体とした幼児教育などが求められており、幼児期からの「人間力」の向上を目指した幼児教育と、幼児期の教育環境の変化が進んでいます。

こうした中で、家庭・幼稚園・保育所及び地域社会が連携し、総合的な魅力をもった人づくりを目指した幼児教育の推進が求められています。

【幼稚園児数の推移】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

☀ 施策の方向

1. 幼児教育の推進

次代を担う子どもたちの主体的な活動を確保しながら、個性や才能を伸ばすなど、幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育を推進します。

- 幼稚園での活動を通して、子どもたちの年齢に合った活動や教育が行われるように、幼稚園教育の充実を促進するとともに、引き続き幼稚園への就学を奨励します。
- 市内幼稚園の動向を見ながら、就学前の教育・保育を一体とした幼児教育を促進します。
- 市立保育所において、就学前の幼児教育を加えた保育内容の充実を図ります。

2. 地域・家庭教育の推進

地域社会と家庭の連携による、幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育を推進します。

- 地域社会や家庭における幼児教育の大切さについて、様々な事業や活動を通してPRに努めます。
- 子育て広場事業やブックスタート事業^{*}などを推進し、地域社会と家庭の連携による学習機会の拡充に努めます。
- 児童館まつりなどの交流イベントにより、地域とのふれあいを通じて社会性を養う地域・世代間交流を促進します。



▲ブックスタート事業

[2] 学校教育

☀ 現況と課題

本市の小・中学校では、教育施設の充実に努めながら、児童生徒の「確かな学力」や「生きる力」を育むため、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導、体験的、問題解決的な活動などを取り入れながら、地域社会の実情や課題に即した特色ある教育にも取り組むなど、魅力ある学校づくりに努めています。

近年、人口減少や少子化の影響により児童数・生徒数ともに減少傾向にあるなど、子どもを取り巻く社会環境も大きく変化しています。学校教育においては、いじめや不登校、社会体験不足など、豊かな人間性を育むべき時期の教育に様々な問題が指摘される一方で、学習指導要領の改訂や教育改革が進められています。

こうした中で、かすみがうら市に合った、新しい時代に対応できる教育の推進や安全・安心して学べる学校づくり、教育環境の確保と整備が求められています。

【小学校児童数・学級数の推移】

(単位：人)

年度\学校名	合計			下大津小	美並小	牛渡小	佐賀小	安飾小
	児童数	学級数	教員数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数
平成12年度	2,609	113	176	78	230	151	159	128
平成13年度	2,560	113	181	70	230	148	153	113
平成14年度	2,529	115	183	72	212	139	138	108
平成15年度	2,491	113	179	74	199	132	134	100
平成16年度	2,450	113	175	71	191	132	124	103
平成17年度	2,460	113	179	76	187	123	122	100
年度\学校名	志土庫小	穴倉小	志筑小	新治小	七会小	上佐谷小	下稻吉小	下稻吉東小
	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数
平成12年度	92	127	166	170	138	49	599	522
平成13年度	86	125	163	169	124	50	597	532
平成14年度	78	123	161	156	111	46	640	545
平成15年度	89	117	153	155	108	43	640	547
平成16年度	92	119	144	144	106	35	648	541
平成17年度	95	118	145	147	104	40	665	538

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

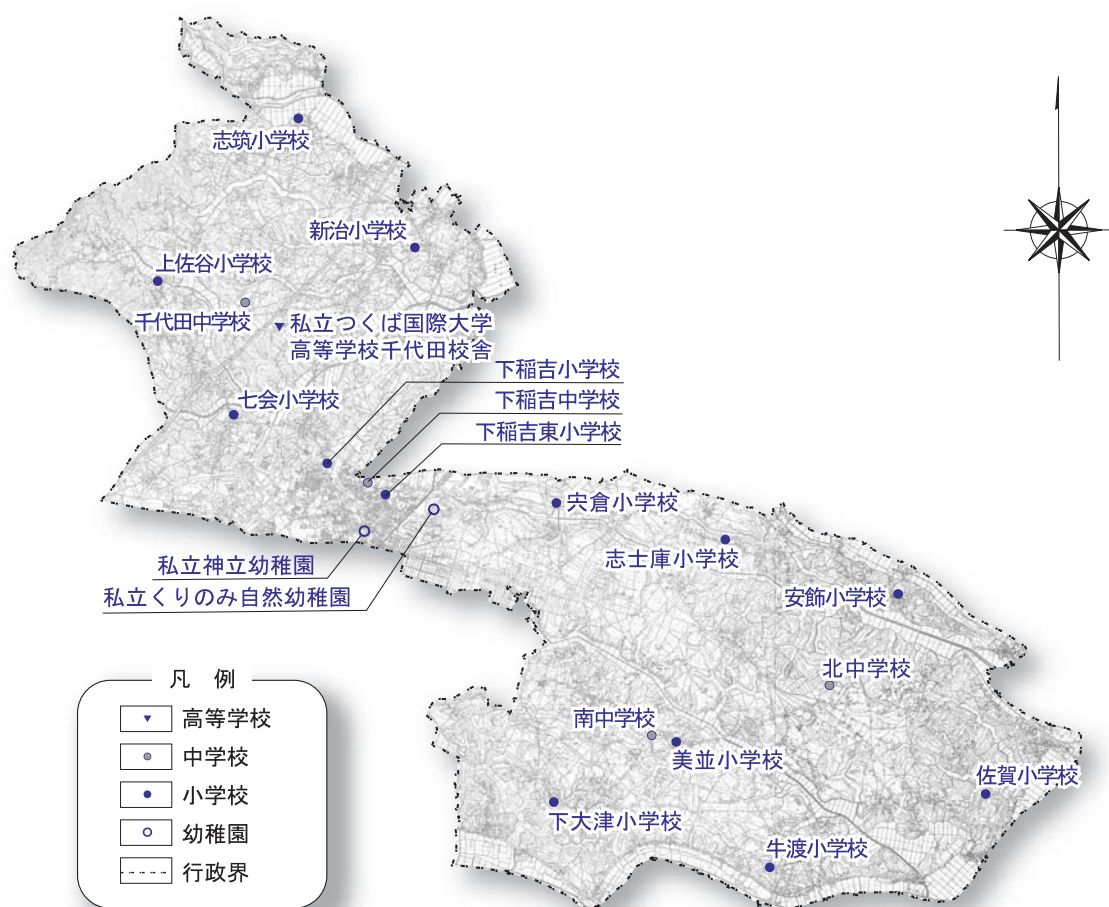
【中学校生徒数・学級数の推移】

(単位：人)

年度\学校名	合計			南中	北中	千代田中	下稻吉中
	生徒数	学級数	教員数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
平成12年度	1,497	48	98	369	241	305	582
平成13年度	1,449	48	97	355	218	273	603
平成14年度	1,386	46	90	328	228	283	547
平成15年度	1,324	42	89	312	218	258	536
平成16年度	1,280	43	90	298	192	260	530
平成17年度	1,243	43	88	289	173	226	555

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

学校施設位置図



 施策の方向1. 教育環境の充実

児童生徒が安心してのびのびと健やかに学習できるよう、教育環境や教育施設の整備充実を計画的に進めます。

- 教育施設の適正な維持補修や改修、耐震対策など、計画的な整備・充実を進めます。
- 志筑小学校については、移転整備事業を進めます。
- 教育用コンピュータの活用や整備など、時代に即した学習環境の充実に努めます。
- 児童生徒の読書意欲の促進など、学校図書館の整備・充実を図ります。
- 児童生徒の健康管理や防犯設備の検討などを進めます。
- 児童生徒数の推移など、地域社会の動向を見ながら適正な教育環境の検討を進めます。

2. 教育内容の向上

社会環境の変化に主体的に対応できる能力と豊かな心を持ち、たくましく生きる児童生徒を育成するため、基礎的・基本的な内容の確実な定着や一人ひとりの主体的な学習を進める学習指導の改善・充実など、教育内容の向上を図ります。

- 児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な学習の定着や一人ひとりの習熟度に合わせた主体的な学びを引き出す教育に取り組みます。
- 情報化や国際化など新しい時代に対応した教育を進めます。また、本市の自然環境を活用した環境教育や福祉施設、各種事業所での社会体験を取り入れた教育など、地域に合った教育の実践に取り組みます。
- 教職員の資質向上を図るため各種研修事業への積極的な参加を促進するとともに、指導主事、ALT(外国語指導助手)^{*}などの継続配置を行います。
- ICT(情報コミュニケーション技術)などの専門知識を備えた教職員の配置を促進し、教育内容の充実を図ります。
- 心身ともに健康で、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣を培うため、指導計画や指導体制の整備に努めます。

3. 教育相談の充実

社会環境や学校環境の変化とともに、様々な悩みや問題を抱える児童生徒、保護者を対象に教育相談事業を推進します。

- スクールカウンセラー[※]を継続配置し、児童生徒の心のケアに努めます。また、学校、行政、医療機関との連携を図りながら、子どもの変化に対する対応の迅速化に努めます。
- 総合的な教育相談体制の整備及び施設・設備等の改善・充実に努めます。

4. 特色ある学校づくり

幅広い交流、体験に基づいた環境教育や福祉教育、郷土への愛着を育む地域ぐるみ教育などを推進し、学校や地域社会の実情に応じた特色と魅力あふれる学校づくりを進めます。

- 児童生徒の創造性や活力を生かした様々な体験・交流活動など、各小中学校の特色ある取り組みを支援します。
- 児童生徒の望ましい食習慣づくりを促進するとともに、地域の食材を生かした学校給食に取り組みます。

5. 地域・家庭教育との連携

社会性や人間性豊かな児童生徒の育成を図るため、地域社会や家庭における教育との連携に努めます。

- 子ども会などの地域活動や児童館における集団活動など、学校と離れた児童生徒の活動、地域社会との交流や世代間の交流を通じ、社会性や秩序ある集団的行動力などの向上を図ります。
- 社会環境の変化やそれぞれの家庭環境に応じた、地域社会及び家庭における教育の推進に努めます。
- 学校・保護者・地域社会が一体となってパトロール活動を進め、児童生徒の登下校や放課後の安全確保に努めます。

▶ 第2節 生涯学習の充実

[1] 生涯学習

☀ 現況と課題

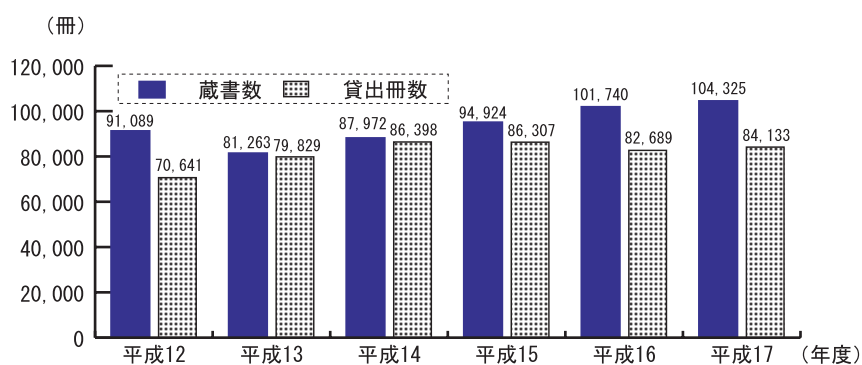
科学技術の著しい発展や少子・高齢化による人口構成が変化する中、情報技術の飛躍的な発展を背景に、地域や国の枠を越え人やものの交流が一層活発化し、人々の価値観が大きく変化しています。

本市では、あじさい館、公民館、図書館、各種スポーツ施設などの生涯学習施設を中心に、趣味、教養及び健康づくりなど各種講座、教室の開催や施設の開放など、市民の生涯学習活動の支援体制づくりを進めています。

今後は、時代のニーズに即した各種講座の開催や生涯学習団体の育成と学習機会のより一層の充実を図るなど、総合的な学習支援システムを構築する必要があります。

さらに、公民館など生涯学習の拠点では「まちづくり・人づくり」など地域住民の積極的な取り組みをつなぐ重要な役割を果たしていくことが期待されています。

【図書館の状況】



資料：図書館（各年3月31日現在）

【主な生涯学習施設の利用状況】

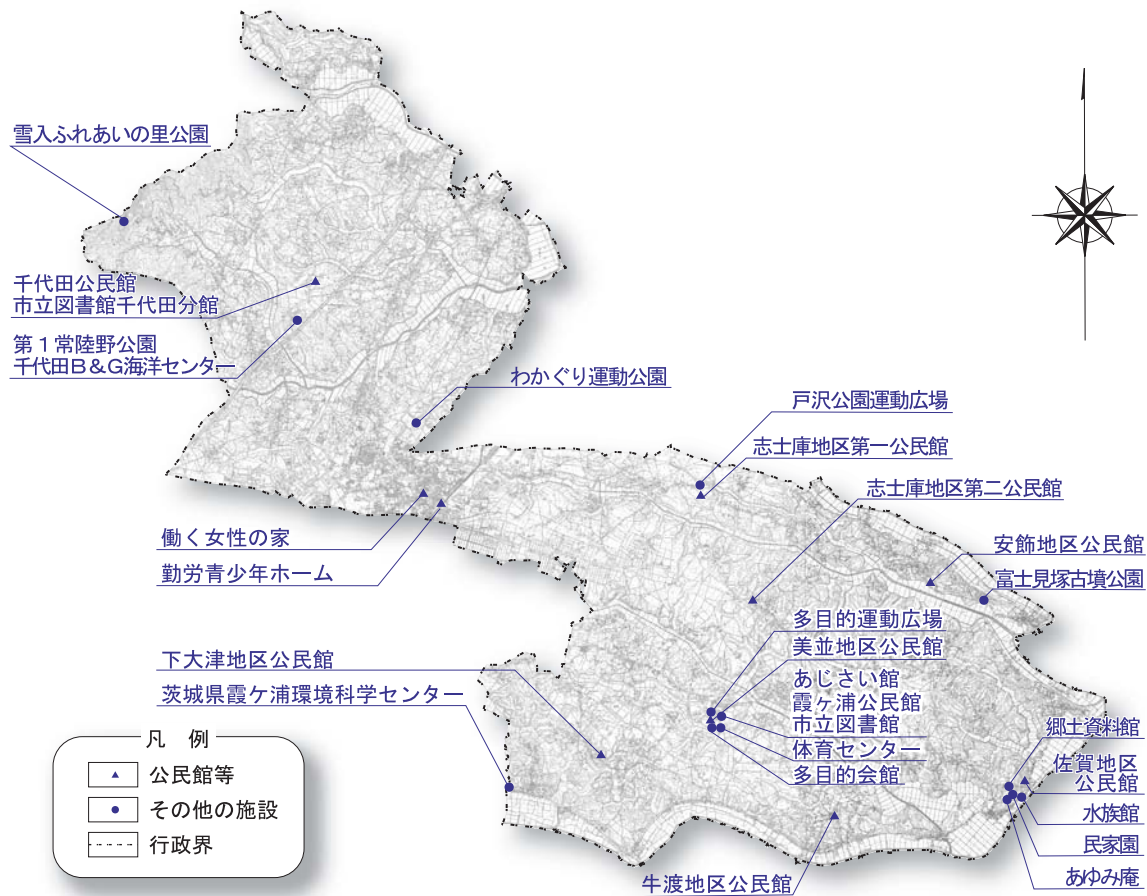
(単位：人)

年度／区分	図書館	霞ヶ浦公民館	千代田公民館	第1常陸野公園	海洋センター	多目的運動公園	体育センター	わかぐり運動公園	その他	
									グラウンド	体育館
平成12年度	42,400	28,687	32,297	18,607	13,907	37,424	17,016	40,455	22,608	21,942
平成13年度	48,943	29,322	33,714	14,907	13,161	39,585	18,537	50,448	27,270	23,178
平成14年度	48,963	25,387	38,661	14,109	12,741	39,895	19,153	50,780	30,300	20,480
平成15年度	45,481	34,453	36,919	17,405	12,959	48,223	20,189	42,512	22,909	19,603
平成16年度	42,645	31,269	25,329	17,090	7,073	48,518	9,848	39,919	23,232	16,687
平成17年度	49,285	21,714	23,215	20,324	7,420	35,211	7,711	39,874	23,953	15,921

資料：スポーツ振興課／図書館／霞ヶ浦公民館／千代田公民館（各年3月31日現在）

注：平成17年度の図書館には千代田分館の利用人数を含む

生涯学習施設等位置図



施策の方向

1. 生涯学習推進体制の確立

社会環境や市民意識の変化に対応した多様な学習ニーズにこたえるため、総合的な生涯学習の推進体制を整えます。

- 生涯学習推進大綱を策定し、それに基づいた生涯学習施策の推進を図りながら、生涯学習推進体制の整備充実を図ります。
- 生涯学習推進に係わる組織の連携・協力体制の充実をめめます。

2. 生涯学習機会の拡充

各種施設の学習機能の充実を図るとともに、学習情報の発信や主体的な活動を支援します。

- 市民の生涯学習の意欲を高めるため、発表の機会や情報発信・PRの場などを積極的に提供します。
- 市民の多種多様な学習ニーズにこたえ、より充実した人生が送れるよう、学習や交流の場など各種事業の提供を行います。
- 多様な学習ニーズにこたえるため、各種活動を行う生涯学習団体の育成・活動促進を図ります。

3. 生涯学習施設の整備充実

生涯学習施設の適切な管理運営と各種講座・教室などの体系化を図りながら、市民が自ら行う生涯学習の拠点の整備を推進し、学習環境の充実をめめます。

- 市民が快適に利用できるよう、各公民館の適切な維持管理にめめます。
- あじさい館内の図書館については、生涯学習の中核施設として、多様化する市民のニーズに応じた資料や情報の提供など図書館資料の充実を図ります。
- 市民の生涯学習・交流の拠点として「図書館・市民交流施設」の整備・検討を進めます。

4. 生涯学習の人材発掘と育成

多様な生涯学習活動を支援するため、豊かな人生経験や優れた知識・技能をもつ人材を発掘し活用にめめます。

- 有識者・指導者等の登録と紹介を行う生涯学習推進人材バンクにより、文化・芸術・教育・レクリエーション活動等、市民の生涯学習の支援を行います。

5. スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まであらゆる人が生涯を通してスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

- スポーツ振興基本計画を策定し、施設の整備や組織の育成に努め、様々なスポーツニーズに対応したスポーツ・レクリエーション機会の創出を図ります。
- スポーツ団体の育成強化に努めるとともに、各種事業や団体活動との連携強化を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブを設立し、だれもが気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。

6. スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

市民ニーズに応じて多様な利用が図れるよう、快適で安全な施設を確保します。

- 既存スポーツ施設を連携し効果的・効率的な活用を図り、様々なスポーツの需要に対応します。
- スポーツ施設の利用を促進するため、施設の整備と手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。
- スポーツ・レクリエーションの場を幅広く提供するとともに、利用者の利便性を考慮し学校施設の利用を推進します。

7. スポーツ・レクリエーション団体の育成

市民が日常的・継続的に様々なスポーツ活動に取り組み、交流を図るため、スポーツ・レクリエーション団体を育成します。

- 生涯スポーツ指導員や体育指導委員と連携して、指導の強化や組織の育成を図ります。
- スポーツを通して青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動を推進します。
- 市民スポーツ団体や競技団体などの育成に努めます。

▶ 第3節 青少年の健全育成

[1] 青少年育成

☀ 現況と課題

青少年を取り巻く社会環境の変化により、非行や犯罪は低年齢化と凶悪化、粗暴化の度合いを強めており、青少年の非行防止と環境浄化を図るための、様々な取り組みが求められています。

本市では、青少年相談員による各種相談や巡回指導などの非行防止活動や社会環境浄化運動を推進しています。次代を担う青少年の健全育成については、行政はもとより、家庭、学校、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

今後は、より実態に即した非行防止を図るための事業の展開が必要となっています。

☀ 施策の方向

1. 青少年健全育成活動の促進

青少年自身が、多様な交流や自主的活動を通じ積極的に地域社会活動に参加し、自立心や豊かな人間性を身につけられるよう支援します。

- 事業を自主的に展開できるリーダー(ボランティア)の発掘・育成に努め、それらの団体の連携のもと組織・機構の強化を図ります。
- 青少年が、積極的に自主活動ができる環境づくりなどの支援・協力を行います。

2. 青少年の健全育成と体制の整備

次代を担う青少年の心身の健全育成を図るため、各関係団体相互の連携はもとより市民総ぐるみの運動を展開します。

- 青少年相談員を中心に地域と行政と家庭が一体となって、街頭指導や夜間パトロールを行います。
- 各種相談や非行防止キャンペーンなどの啓発活動及び有害図書の監視などを行います。
- 青少年育成市民会議の活動を強化し、市民総ぐるみで青少年の健全育成体制の充実を図ります。

▶ 第4節 地域文化の継承と創造

[1] 地域文化

☀ 現況と課題

本市には、古くから地域住民の生活に密着し、伝承されてきた民俗芸能や茨城県内有数の数を誇る埋蔵文化財をはじめ、各種の文化財があり、歴史遺産の宝庫となっています。

これら貴重な文化財を保護、伝承、活用し、市民意識の高揚を図るため、郷土資料館、民家園、富士見塚古墳公園などの施設を拠点に郷土の歴史や文化に触れ、体験する中でふるさとに愛着と誇りをもてるような、ふるさと教育を展開してきました。

今後は、文化財と観光との連携を強化し、観光を意識した文化財スポットの整備とコース化などに取り組む必要があります。

一方、本市の芸術・文化活動については、市民の交流・コミュニティづくり、趣味・特技を通じての生きがいや仲間づくり、自己表現・発表の場として、あじさい館や各公民館などの施設を活用した各種講座、各種イベント等を開催しています。また、市民の自主的な活動を活性化するため、市文化協会の活動に対して支援をしています。

今後も、市民が一体感をもてるような文化活動の開催や支援を続けていく必要があります。

【指定文化財一覧】

国指定文化財

種類	名称	所在地
建造物	椎名家住宅	加茂

県指定文化財

種類	名称	所在地	種類	名称	所在地
建造物	石造五輪塔	山本	工芸品	石造五輪塔	上佐谷
	木村家住宅(旅籠 皆川屋)	下稻吉		角赤文庫	県立歴史館
絵画	絹本着色涅槃像	県立歴史館		宝珠杵	深谷
	絹本着色阿弥陀三尊来迎図	穴倉		石造五輪塔	上佐谷
彫刻	木造地藏菩薩立像	戸崎	史跡	鰐口	安食
	木造十一面千手観音立像	中志筑		石造九重層塔	牛渡
	石造阿弥陀如来立像	高倉		志筑城跡	中志筑
	百体磨崖仏	上志筑		太子古墳	安食
	金銅仏多聞天	東野寺	千代田の一里塚	西野寺	
	木造阿弥陀如来立像	新治	熊野古墳	市川	
	木造阿弥陀如来坐像	穴倉	歩崎	坂	
	木造弘法大師坐像	牛渡	天然記念物	出島の椎	下軽部
	木造十一面観音菩薩坐像	深谷			
	木造天部形立像	東野寺			

市指定文化財

種類	名称	所在地	種類	名称	所在地	
建造物	稲吉宿本陣	下稻吉	有形民俗	田伏鹿島神社算額	田伏	
	雪入の郷倉	雪入	有形民俗	柏崎素鷲神社絵馬	柏崎	
	長興寺山門と本堂	中志筑	無形民俗	成井ばやし	西成井	
	千手観音堂	中志筑		藤切り祇園祭	深谷	
	旧福田家住宅	坂	史跡	師付の田井	中志筑	
	旧福田家板倉	坂		大塚古墳	下志筑	
絵画	絹本着色釈迦十六善神図	坂		願成寺跡	上志筑	
	彫刻	不動明王及び二童子立像		中志筑	笠松城跡	中佐谷
		不動明王像		上土田	本堂家の墓所	中志筑
		木造地藏菩薩立像		牛渡	狐塚古墳	下志筑
		木造阿弥陀如来坐像		下志筑	御野立所	上志筑
		木造聖観音菩薩立像		下志筑	中根長者の屋敷跡	下土田
		木造不動明王立像		上稻吉	椿堂遺跡	上土田
		銅造菩薩立像		深谷	関戸瓦窯跡	上佐谷
		銅造千手観音菩薩立像		坂	助六の首塚	下佐谷
		木造十一面観音菩薩立像		市郷土資料館	西田古墳群	上稻吉
木造千手観音菩薩坐像		安食		穴倉城本丸跡	穴倉	
工芸品	石造五輪塔	上志筑		戸崎城本丸跡	戸崎	
	石造五輪塔	中佐谷		牛渡銚子塚古墳	牛渡	
	貞照の刀	県立歴史館		折越十日塚古墳	坂	
	厨子	穴倉	坂稻荷山古墳	坂		
	粟田の石塔	粟田	富士見塚古墳	柏崎		
	本堂家の采配	中志筑	風返大日山古墳	穴倉		
	銅造薬師如来懸仏	市郷土資料館	風返浅間山古墳	穴倉		
	銅造阿弥陀如来懸仏	市郷土資料館	牛渡牛塚古墳	牛渡		
考古資料	板碑	上佐谷	天然記念物	ナギ	田伏	
	富士見塚出土品	富士見塚古墳公園展示館				
	風返稻荷山古墳出土品	市郷土資料館				

市の登録文化財

種類	名称	所在地
建造物	鈴木家住宅養蚕小屋	加茂

資料:生涯学習課

☀ 施策の方向

1. 文化財などの継承と保護、活用

地域の財産である文化財の保護、伝承に努め、郷土の歴史に対する理解を養います。また、文化財の有効活用を図り、地域の魅力向上に努めます。

- 市民や関係機関と連携して、文化財、文化的景観を調査研究し、保存に取り組みます。
- 指定文化財、埋蔵文化財をはじめとする文化財の適正な保護・管理に努めます。
- 講座、体験教室、展覧会など文化財にふれあう機会について、郷土資料館をはじめとする施設や学校等で広く提供し、文化財を身近に感じてもらうことで、文化財の保護、伝承などに対する意識の高揚を図ります。



▲国指定文化財の椎名家住宅

2. ふるさと教育の推進

地域の文化財を学ぶとともに現在に伝わる古来の自然、景観、風習、産業などを再認識することで、郷土を理解し、ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます。

- 郷土資料館を中心に、それぞれの年齢層に応じた各種講座、体験教室、展覧会等を効果的に開催し、ふるさと教育の充実を図ります。

3. 芸術・文化活動の推進

これまでの文化活動をさらに広め、市民の自主的な文化活動を支援しながら、豊かで彩りのある文化を創造します。

- 多様な芸術・文化に親しめる環境や、市民が主体的に活動・発表できる機会の充実を図ります。
- 文化活動・サークル活動の支援・育成と活性化を図るため、文化協会及び加盟団体への支援を継続的に実施します。
- 同好会や団体の組織化に向けた取り組みを継続的に行います。
- 平成20年に県内各地を会場に開催が予定されている国民文化祭に参加し、地域文化のPRに努めます。

4. 観光との連携

文化財、文化的景観、文化活動を市の観光資源として、その活用に取り組みます。

- 文化財、文化的景観を観光資源として有効活用努めます。
- 観光客にも対応できる文化財体験プログラムの整備、文化財ボランティアなどの人材育成に取り組みます。
- かすみがうら祭など各種イベントを通して、地域に根ざした伝統芸能や市内で活動している文化団体の作品など地域文化をPRします。
- 文化財、文化的景観を生かしたロケの誘致、イベントの開催を市民や関係機関と連携し実施します。

[2] 国際交流

☀ 現況と課題

近年、社会のグローバル化^{*}やボーダーレス化^{*}が進展し、身近な日常生活においても国際化が進んでいます。

本市でも、国際化の流れを受け止め、異文化や習慣などに触れ、国際感覚を養うとともに、広い視野から地域社会や国際社会を理解できる人材育成のため、中学生の海外派遣事業などを実施し、小・中学校での外国語指導助手による語学指導の実施など、市民の国際感覚の醸成を図りながら、特色あるまちづくりのひとつとして取り組んできました。

今後も、このような取り組みを進めながら、広く世界に目を向け、それぞれの文化を理解しながら世界の人々と交流し合える能力を備えた人づくりや、開かれた地域社会をつくっていくことが必要です。

☀ 施策の方向

1. 国際理解と国際交流の推進

市民が主体となった国際交流の展開や国際感覚溢れる人材の育成を行います。

- 国際文化交流など外国人を含めた市民同士の相互理解を促進し、互いの文化や国民性に対する理解を深めます。
- 学校教育などにおいて地域社会や国際社会に対する理解を深めながら、語学教育や海外派遣事業を推進し、国際性豊かな人材育成に努めます。



▲中学生海外派遣事業「少年のつばさ」オーストラリアへ

第3編
前期基本計画

第4章

活力ある
産業を育てる
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 下稻吉東小学校5年 谷菽朱花さん

▶ 施策の体系

第1節 農林業の振興

[1] 農林業

- 1. 農業経営確立の推進
- 2. 担い手農家の育成と後継者の確保
- 3. 農地流動化の推進
- 4. 農業環境の活性化
- 5. 畜産の振興
- 6. 林業の振興

第2節 水産業の振興

[1] 水産業

- 1. 資源の保護と養殖漁業の振興
- 2. 水産加工品の販路拡大
- 3. 水産業の多面的機能の活用

第3節 商工業の振興

[1] 商工業

- 1. 商業環境の活性化
- 2. 工業の振興
- 3. ふるさと商品づくり
- 4. 起業化の支援
- 5. 就労環境の整備

[2] 消費生活

- 1. 消費者支援の促進
- 2. 消費者意識の啓発と団体の育成

第4節 観光の振興

[1] 観光

- 1. 観光拠点の整備
- 2. 観光資源の活用
- 3. 観光の推進体制とPRの充実
- 4. 広域観光基盤の整備

▶ 第1節 農林業の振興

〔1〕 農林業

☀ 現況と課題

農業は、本市の基幹産業であり、恵まれた自然条件を背景に様々な農産物が生産されています。また、観光農業が盛んで多くの観光客が訪れています。

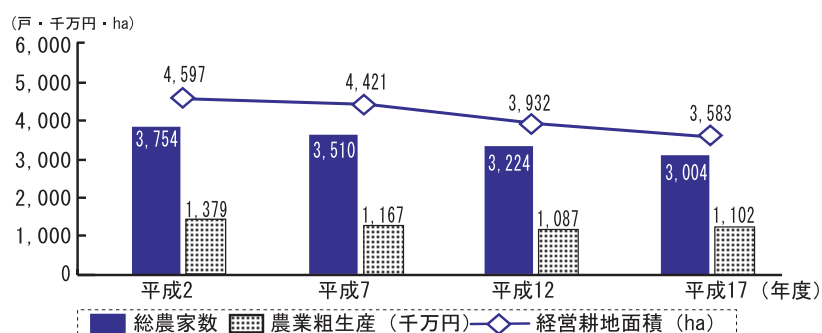
近年における農業を取り巻く環境は、食の安全に対する関心の高まりや食生活の多様化などをはじめとして、グローバル化の進展、農業就業人口の減少、離農や兼業化、農業従事者の高齢化など厳しい情勢下にあります。

今後は農業生産基盤の整備や後継者の確保をはじめ、農家の安定的な所得の確保、食の安全と消費者の信頼の確保、環境に配慮した農業づくりなど、農業の振興対策を継続的に進める必要があります。

また、畜産については、BSE(牛海綿状脳症)などの社会的不安もある中で、生産者・行政・JAが一体となり、価格の安定と安全で高品質な生産に向けた体制を確立し、国・県の補助事業を積極的に導入した畜産経営の安定が必要です。

一方、林業については、安価な外国産材との競合による材価の低迷や、林業労働者の高齢化や担い手の減少などにより、適正な森林管理が困難な状況にあります。森林は木材生産の場だけでなく、洪水や山崩れなどの災害の防止、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、森林浴やリラクゼーション[※]の場など多様な役割を担っており、将来にわたって育てていかなければなりません。

【農業指標の推移】



資料：農林業センサス及び茨城農林水産統計年報

☀ 施策の方向

1. 農業経営確立の推進

農地の多面的な機能を保全しつつ、効率的な農業生産組織の運営のもと、生産性の高い農業基盤の整備に努めます。農業者の育成については関係機関と連携し、補助事業、融資制度の活用により支援します。

また、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者と市場重視の考えに立ち水田農業経営の安定と発展に努めます。

- 農地については、計画的な利用調整や担い手への利用集積に向け、県営事業や団体営事業等の補助事業を中心に、圃場整備、農道整備、かんがい排水整備などに取り組みます。
- 土地改良区や水利組合については、維持管理への支援や組織の一本化等による事務効率の向上に努め、生産性の高い農業経営の実現、生産力の維持・向上を目指します。
- 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承といった多面的機能を有する農業資源の保全活動を地域ぐるみで支援します。
- 品目横断的経営安定対策^{*}に取り組みます。
- 減農薬、減化学肥料米の生産など販売を起点とした米産地化の支援と育成に取り組みます。

2. 担い手農家の育成と後継者の確保

経営規模の拡大や法人化を含めた経営改善への取り組み支援など、能力と意欲のある担い手が育つ環境への取り組みを推進し、優れた後継者を確保する体制の整備に努めます。

- 担い手育成支援事業を進めるため、関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 集落営農の組織化等を推進するとともに、経営の法人化に向けた取り組み強化を図ります。
- 認定農業者に対して、担い手経営安定化対策や融資制度、補助制度など各種支援策の周知を図り、その活用推進に努めます。
- 就農情報等の提供が随時行えるよう体制整備に努めます。
- 結婚相談活動を通じ、配偶者確保のための施策を積極的に推進します。

- 市、JA、農業改良普及センター等を中心に認定農業者など担い手確保に努めます。

3. 農地流動化の推進

優良農地の確保と遊休農地・耕作放棄地の解消を図るため、認定農業者等の担い手への利用集積を推進するとともに、農地情報の整備と利用調整活動の強化を図ります。

- 優良農地の保全を図るとともに、遊休農地解消と利用推進への取り組みを強化するため、各種啓発活動を実施します。
- 効率的かつ安定的な経営を目指す土地利用型農家に対し、農地の集積を促進し、規模拡大を図ります。
- 農地の集団化などを支援するため農地保有合理化事業を推進します。
- 農地の利用権の設定やその継続について、農業者への指導強化に努めます。

4. 農業環境の活性化

消費者の求める安全で付加価値の高い農産物の生産に取り組み、ブランド化を促進^{*}します。また、新鮮な農林産物を販売する直売所の活用や地産地消を推進し、魅力ある農業経営の実現を目指します。

- プラスチックの適正処理など環境にやさしい農業の支援を推進します。
- 減農薬、減化学肥料栽培などの安全・安心な農作物の栽培を支援するとともに、農産物被害の防除対策を図ります。
- 地域農業の活性化を図り銘柄産地^{*}など産地化を支援するとともに、ブルーベリーやイチジク等の新作物の普及促進に向けた事業を支援します。
- 農作物の販売体制の確立を支援します。
- 地元農産物の消費拡大を進めるため、農産物直売所の充実、都市交流事業を促進します。
- 農村環境の活性化に向けて都市と農村の共生・交流活動を促進します。
- ポジティブリスト対策^{*}に取り組むとともに、エコファーマー^{*}の認定を促進します。
- 新たな需要の獲得に向け地産地消の取り組みを推進します。

5. 畜産の振興

安全で高品質な畜産物の産出と生産性の向上を図るため、家畜防疫や衛生環境の改善に努めるとともに、環境保全を重視した畜産経営を目指します。

- 環境と防疫の適切な管理・運営を図るよう、地域の畜産農家、J A及び市畜産協会等が連携し、安全で高品質な畜産物を産出する産地化に努めます。
- 耕種農家との連携を図り、堆肥の有効利用を進め、畜産環境の改善に努めます。

6. 林業の振興

林業の活性化を促進するため、計画的な林道の整備や造林などの森林機能の維持確保に努めます。

- 森林資源の維持・確保と経営の安定を図るため、地域の実情に即した林道整備を進めます。
- 荒廃の進んだ山林や平地林については、復旧造林を推進するなど林業の生産環境の整備を推進し活性化を促進します。
- 山林の保全と活用を図るため、森林の確保や市民に対する森林を守り育てる意識の高揚に努めます。



▲板橋区との都市交流事業



▲ブルーベリーの摘み取り

▶ 第2節 水産業の振興

[1] 水産業

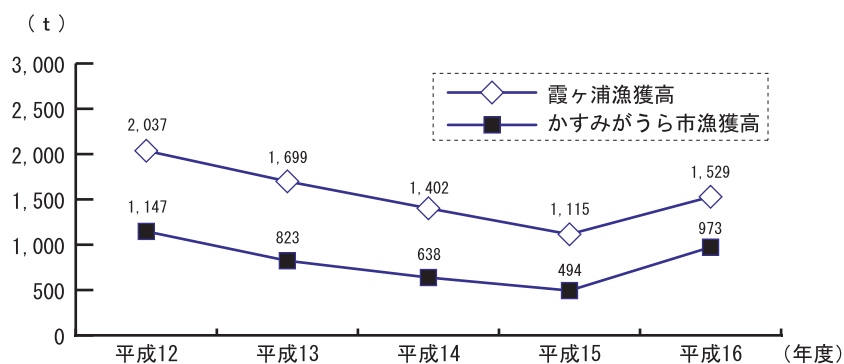
☀ 現況と課題

※
霞ヶ浦の内水面漁業を取り巻く情勢は、水質汚濁をはじめ、外来種の増加に伴う水産資源の減少、漁業従事者の高齢化など依然として厳しい状況にあります。また、平成15年にコイヘルペス(KHV)によるコイ養殖の休止なども受け、今後の見通しは不透明です。

水産業経営の安定化には、自然環境の保護に努めながら稚魚の放流や外来魚の駆除を行うなど、水産資源の増大に向けた取り組みが必要です。

一方、水産加工については、全国有数の佃煮の生産量を誇っていますが、消費者ニーズをとらえたブランド化による消費拡大が求められています。

【漁獲高の推移】



資料：茨城農林水産統計年報

施策の方向

1. 資源の保護と養殖漁業の振興

水産業経営の安定化を促進するため、漁業関係団体、国、県及び関係機関と連携しながら、つくり育て管理する漁業への展開を図ります。

- 長期的展望のもと、稚魚の放流や外来魚の駆除など水産資源の増大を図ります。
- 魚類の産卵場や稚魚の保護育成場となるほか、水質浄化機能をもつ水生植物帯の造成を促進します。
- コイの網いけす養殖業再開に向けて、関係機関と連携し生産出荷体制の再構築を図ります。

2. 水産加工品の販路拡大

特産品として消費者ニーズをとらえた新商品の開発を進めるとともに、ブランド化や新しい販売方法の研究と販売体制の強化を促進します。

- 未利用魚や外来魚の活用など、地域特産品の掘り起こしと付加価値のある水産加工品の新規開発等を進めます。
- 水産加工組合と連携し、既存の加工品についても品質の改良を進めるとともに、様々なキャンペーン活動や宣伝媒体を通じた積極的な情報発信など、水産加工品の普及促進、販路拡大を進めます。
- 学校給食への水産加工品の供給による若年層の消費開拓など、地産地消の取り組みを推進します。

3. 水産業の多面的機能の活用

県が推進する「海遊業」の振興に向けて、観光帆引き船や湖面レジャーの活用を図ります。

- 観光帆引き船の活用など、観光と連携し漁家所得の向上を図ります。

▶ 第3節 商工業の振興

[1] 商工業

★ 現況と課題

本市の商業は、国道6号沿いや稲吉地区などに大型店が進出し、商業の集積が進んでおり、これまで商業の中心であったJR神立駅周辺では、大型店の郊外展開とともに空洞化が目立っています。

また、景気低迷による消費の落ち込みとともに、買物の広域化が進み周辺都市への購買力の流出が加速しており、商業統計調査による年間販売額が減少に転じるなど、商業環境は厳しさを増しています。

このため、JR神立駅周辺市街地の活性化が急務であり、魅力ある商業拠点の形成とともに、市の商業を構成する多くの中小店舗に対し、経営の向上を目指した環境整備を進める必要があります。

一方、工業は、6箇所工業団地に生産性の高い企業が立地しており、これらに支えられる形で製造品出荷額などの指数は、厳しい経済情勢の中にあっても比較的安定しています。

しかし、地域経済を支え雇用を創出する既存の中小企業は、依然厳しい競争環境に置かれており、技術力、生産力、経営力等を強化していく必要があります。

近年の長引く景気低迷は、商工業者の活動や市民生活に大きな影響を及ぼしています。このため、地域商工業の育成を進める商工会との連携強化を進めながら、培った技術や地域特性を生かした起業化の支援や積極的な企業誘致などによる地域産業の活性化が求められています。

【商業の推移】

年度\区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (千万円)	売場面積 (㎡)
平成6年度	389	2,074	7,240	21,585
平成9年度	374	2,302	7,635	33,137
平成11年度	390	2,630	8,490	33,242
平成14年度	367	2,336	6,179	38,691
平成16年度	351	2,667	6,146	48,508

資料：商業統計調査（各年5月1日現在）

【工業の推移】

年度\区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)	1事業所あたり (千万円)
平成13年度	101	3,724	11,343	112
平成14年度	96	3,623	10,849	113
平成15年度	100	3,634	11,324	113
平成16年度	97	4,053	12,489	128
平成17年度	98	4,229	13,332	136

資料:工業統計調査(12月31日現在)

 施策の方向

1. 商業環境の活性化

商業圏の広域化による購買力の流出に対応するため、商工会を通じて市民の身近な存在である商店街の活性化を促進するとともに、地域の活性化と商業集積の契機となるような中規模店舗の誘致に努めます。

- 商業活動を支援するため、商工会を中心とした情報の提供や指導、相談体制の充実に努めます。
- 商工会による経営診断や経営指導などを通して、経営の合理化と近代化への意欲を促進し、消費者ニーズに対応した商店経営の改善を図ります。
- 商業の拠点性を高めるため、既存商業と大型店との役割分担を図りながら、公共施設などと商業の複合的な集積を促進します。
- 安定した商業活動を支援するため、店舗改装や設備導入など経営の近代化を促進する各種融資制度の周知徹底と活用の促進を図ります。
- これからの駅前商業地のあり方について検討を進め、地域特性を生かした商業地域の整備を進めます。

2. 工業の振興

企業ニーズに対応した柔軟な施策展開を図り、企業活動の活性化を促進するとともに、工業団地の都市基盤の充実や立地企業の動向を適切に把握し未利用地の解消に努めます。

- 商工会と連携し、各種融資制度の充実や情報提供の迅速化に努め、地域の中小企業が安心して経営できる環境づくりを進めます。
- 企業の技術力の向上や企業間の連携を促進し、競争力のある企業の育成を目指します。

- 企業誘致を促進するため、情報の発信とともに優遇措置の検討や都市基盤の充実に努めます。

3. ふるさと商品づくり

消費者ニーズに合った商工業の育成を促進するため、農林水産業や観光との連携を図り、地場産品の活用や生産技術を生かしたふるさと商品づくりを奨励します。

- 地域資源を活用した新商品の開発を積極的に促進し、特色ある商工業の育成を図ります。
- 市民交流の場に地元企業や生産者の出展を促し、地場産品に対する理解を深めながら地産地消の推進に努めます。

4. 起業化の支援

県及び各支援機関との連携を強化しながら、起業や新規分野の参入企業への支援、情報通信技術や地域資源を活用した企業などの育成を支援します。

- 新たに創業する者に対し、県及び各支援機関が実施している支援事業のPRを行います。
- 県及び商工会と連携し、事業資金の融資制度等を紹介し、市内経済の活性化を図ります。
- 恵まれた交通体系や筑波研究学園都市との近接などの立地条件を背景に、研究開発機能や先端技術産業を担う企業などを誘導し、新たな産業の創出を目指します。
- 産学連携や異業種企業間の交流を推進し、新事業・新産業の育成を目指します。

5. 就労環境の整備

企業誘致や地場産業の活性化などを進めるとともに、関係機関と連携して、働く意欲のある様々な人の就業機会の拡大に努めるとともに、勤労者の福利厚生^{*}の充実などにより雇用の安定を図ります。

- 求人者や求職者のニーズにこたえながら、ハローワーク^{*}など関係機関と連携し、雇用側と就業希望者の正確な情報交換を促進します。
- 勤労青少年ホーム、働く女性の家の充実などにより、勤労者の支援や福利厚生^{*}の推進を図ります。
- 自主福祉活動に取り組む、労働福祉団体への支援を行います。

[2] 消費生活

☀ 現況と課題

経済社会構造の変化や技術革新は、消費生活に様々な変化をもたらし、消費者の利便性が増進する一方で、契約や販売方法などに関する消費者トラブルが多発しています。

このような状況に対処するため、クーリングオフ制度^{*}、製造物責任法、消費者契約法などの消費者を救済し保護する制度が次々と創設されています。しかし、新たな手口による悪質な詐欺まがいの商法が後をたたず、依然として県の消費生活センターに寄せられる苦情や相談は増えており、内容も複雑化しています。

このため、消費者が安心して消費生活を営めるよう、悪質商法によるトラブルの未然防止や巻き込まれた際の対処法などの情報提供とともに、茨城県消費生活センターと連携し苦情相談窓口の充実など迅速な対応が求められています。

また、消費者の自立を目指し、権利の確立や暮らしを守る主体的な取り組みを推進しながら、消費に対する市民意識の高揚を図る必要があります。

☀ 施策の方向

1. 消費者支援の促進

消費者保護と安定した消費生活を確保するため、県と連携を図り、相談体制の充実や悪質商法の撲滅に努めます。

- 消費生活センターの整備を図り、消費生活相談窓口の充実により苦情・相談体制の強化を進めます。
- 悪質な訪問販売などの撲滅を図るため、県消費生活センターと連携し、情報のいち早い提供など迅速な対応に努めます。

2. 消費者意識の啓発と団体の育成

消費トラブルを未然に防ぐため、広報活動の充実や消費者団体の育成に努め、市民の消費知識の普及を図ります。

- 消費者行政啓発用リーフレットの配布などを行い、消費者に対する知識の普及と情報の提供を図ります。
- 消費者の権利を守るための積極的な活動を展開する等、消費生活団体の育成に努め、消費者意識の浸透を図ります。

▶ 第4節 観光の振興

[1] 観光

★ 現況と課題

本市の観光は、市の北西部には筑波地域、南東部には水郷地域の水郷筑波国定公園地域があり、雄大な景色や多くの歴史的遺産に恵まれ、多くの観光資源を有しています。

観光・リゾートに対する需要は年々増加していますが、その形態は、発達した交通網を活用した広域滞在型に移行するとともに、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光客のニーズも多様化してきています。

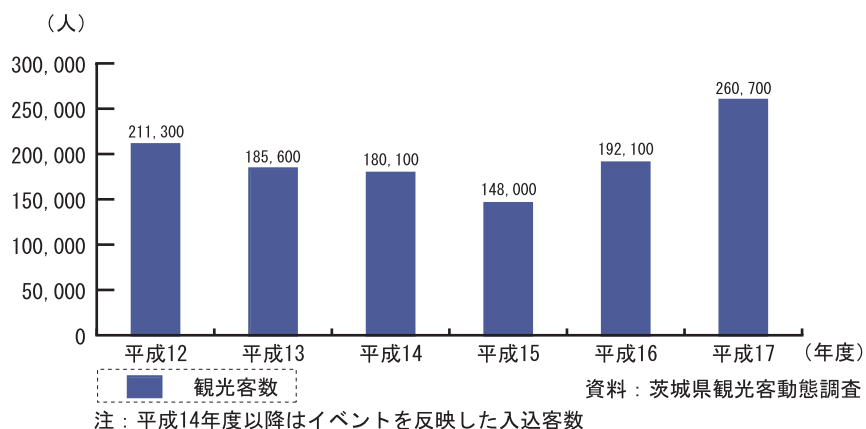
このような時代の変化に対応するため、従来の果樹を主体とした観光と観光拠点、特産品などを融合し、一年を通して観光客を呼べる新たな観光資源との連携・調和が必要とされています。

また、歩崎公園や雪入ふれあいの里公園など観光の拠点にもなっている公園については、体験・休養機能の充実を図りながら、観光拠点としてより魅力ある施設づくりを行っていくことが課題です。

さらに、広域観光ネットワークの形成を目指す周辺市町村などとの調整・連携を図り、観光情報を的確に受信・発信するための体制整備や地域全体の魅力を高める中で、独自の個性を築いていくことが課題となっています。

このような課題に重点的に取り組みながら、首都圏から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとしての魅力を向上し、地域のブランド化を図りながら、引き続き魅力ある観光地づくりに努めることが必要です。

【入込観光客数の推移】



☀ 施策の方向

1. 観光拠点の整備

果樹の里のイメージと合わせ歩崎公園や雪入ふれあいの里公園などの既存施設の機能の充実を図りながら、観光拠点のネットワークを構築します。

- 公園の自然環境と景観の保全管理、施設展示の充実、特性を生かしたイベントの企画などにより観光ニーズをとらえた施設運営に努めます。
- 国、県など関係機関との協力のもとに、親水護岸[※]の整備を促進します。
- 歴史に培われた果樹観光農園の集積する地域では、通年性や受入れ態勢の充実に努め、集客力のある拠点性を高めます。
- 来訪者などに対する利便性や本市イメージの定着を図るため、美観や統一性に配慮したわかりやすいサイン事業[※]を進めます。
- 観光施設間の連携やそれらを結ぶネットワークづくりを進め、本市がもつ多彩な観光資源を紹介し集客力の向上を目指します。



▲梨狩りで賑わう観光果樹園



▲歩崎公園



▲雪入ふれあいの里公園

2. 観光資源の活用

他産業との連携のもと、一つひとつの観光資源の環境保護やイベントの充実を図るとともに、新たな地域資源に着目し魅力あるまちづくりを進めます。

- 来訪者や市民が気軽に集い交流する場として、観光帆引き船やドラゴンボートレースなどシンボリックな観光イベントの創出と定着化に努めます。
- 地元の生鮮品や加工品などの展示販売を行う直売施設の運営を支援し、特産品の掘り起こしや消費拡大に努めます。
- 多くの文化財や伝統芸能を観光資源として活用することで地域の個性を高めます。
- 特色ある田園景観、里山や水辺の自然景観をフィルムコミッション^{*}事業に活用し、新たな観光地づくりを目指します。
- 果樹観光農園の通年性を高めるため、新たな果樹農家や生産団体を育成し、観光資源の拡大を図ります。

3. 観光の推進体制とPRの充実

観光協会を核として関係団体が一丸となり、恵まれた交通基盤や立地条件を生かし、多様で魅力ある観光を提供する活力ある観光地の実現を目指します。

- 各種教育機関などとの連携によって、小中学生等を対象とした学習旅行の誘致に努め、歩崎公園や雪入ふれあいの里公園等を拠点とした環境学習を進めます。
- 観光協会を積極的に支援し、地域ぐるみのきめ細かな観光客の受入れ態勢づくりに努めます。
- マスメディアの活用やインターネットによる最新のイベント情報の提供など効率的な情報発信・受信に努め、観光イメージの定着化を図ります。
- 観光大使を有効に活用し、特産品やイベントなどを広く内外に紹介しながら市のイメージアップに努めます。



▲白熱したドラゴンボートのレース展開



▲随伴船から見る観光帆引き船

4. 広域観光基盤の整備

本市のみならず筑波山や霞ヶ浦は、広域で共有する観光資源であり、観光ネットワークを形成する様々な施策を展開し、地域全体のブランド化を図ります。

- 筑波山周辺地域において、つくばエクスプレスの整備効果などを周辺に波及させながら、散在する観光資源のネットワークを構築します。
- 霞ヶ浦周辺地域において、県や沿岸市町村などで作成する霞ヶ浦環境創造ビジョンに基づき、霞ヶ浦の保全と活用を実現するための各種施策を展開します。
- 霞ヶ浦自転車道(県道潮来土浦自転車道線)の早期完成を促進し、関係市や県などとの連携による有効活用を図り、霞ヶ浦での新たな魅力を引き出します。
- 広域的な観光情報の発信の拠点となるような施設の整備を促進します。
- 水郷筑波国定公園エリアの観光的魅力をブランドとして定着させる中で、本市の個性を引き出すイベントや観光地づくりを進めます。

第3編
前期基本計画

第5章

みんなで作る
連携と協働の
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 下稲吉小学校4年 田中佑樹さん

▶ 施策の体系

第1節 市民活動の支援

[1] コミュニティづくり

- 1. コミュニティ活動の推進
- 2. コミュニティ施設の整備

[2] 協働体制

- 1. 市民参加のまちづくり

第2節 男女共同参画の推進

[1] 男女共同参画社会

- 1. 市民意識の啓発
- 2. 社会参画への支援

第3節 広報・広聴活動の充実

[1] 広報・広聴

- 1. 広報活動の推進
- 2. 広聴活動の充実

第4節 行政サービスの向上

[1] 行政運営

- 1. 行政改革の推進
- 2. 情報システムの整備
- 3. 窓口サービスの向上
- 4. 公共施設の適正配置と整備
- 5. 広域行政の推進
- 6. 総合計画の進行管理

[2] 財政運営

- 1. 計画的・効率的な財政運営
- 2. 財源の確保
- 3. 経費の節減

▶ 第1節 市民活動の支援

[1] コミュニティづくり

☀ 現況と課題

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助意識など地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものです。しかし近年は、都市化や少子高齢化の進展、生活形態の変化などにより、地域社会における連帯意識や人間関係が希薄化しており、地域に対する関係が弱まりつつあります。

本市では、地域コミュニティ活動の基盤として区長制度が機能しており、地域生活の向上、自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。

また、市民の創意工夫による地域づくり活動や各種コミュニティ活動などの充実に努めてきました。

今後も、地域コミュニティ組織や地域づくり団体との連携を深め、地域づくりの担い手の育成に努めるなど、地域コミュニティ活動の醸成を図っていくことが必要です。

☀ 施策の方向

1. コミュニティ活動の推進

地域コミュニティへの参加を促進するとともに、コミュニティ組織や各種団体の支援と交流・連携体制の整備を図り、多様な主体の連携によるまちづくりを推進します。

- 区長会、行政区の円滑な運営を促進します。
- 地域の特性を生かした市民の自主的な地域活動や地域づくり活動を支援します。
- 相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるよう、ネットワークの形成を支援します。

2. コミュニティ施設の整備

各種助成制度を活用しながら、コミュニティ活動の拠点整備に努めます。

- 地域住民の世代間のふれあいや交流の場として、地域集会施設など地域に適合したコミュニティ施設の整備を支援します。

[2] 協働体制

☀ 現況と課題

市民のまちづくりに対する意識は、より一層高まっており、市民と行政の協働によるまちづくりを進める必要があります。本市でも、福祉や環境など様々な分野でボランティア活動が行われ、市民と行政が協力しながら地域づくりに努めています。

まちづくりにおける市民の参画意識の向上を図るとともに、参加機会の拡充に努めながら、市民との対話と協働によるまちづくりを進める必要があります。

☀ 施策の方向

1. 市民参加のまちづくり

市民と一体となった、まちづくりを進めるため、市民参加機会の充実を図ります。

- 市民との対話の機会を増やすなど、市民と行政とのコミュニケーションの円滑化を図ります。
- パブリックコメント[※]手続の活用や市民の意見・提言を収集する機会の拡充を進め、公正の確保と透明性の向上を踏まえ、各分野の施策に市民の意見を反映します。
- 各種委員会や協議会の委員への市民参加機会の拡大を図ります。
- 市民や事業者がまちづくりに対して参加しやすい環境づくりを進めます。

▶ 第2節 男女共同参画の推進

[1] 男女共同参画社会

☀ 現況と課題

「男女共同参画社会」とは、男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別に関わりなくその能力を発揮することができる社会です。男女の固定的な役割分担意識は、近年徐々に解消されつつありますが、家庭内や地域社会においてはまだまだ残っています。

このような状況に対応するため、男女が共に参画できる社会の実現に向けた施策を継続的に推進していくとともに、今までの社会における制度や習慣、慣行にとらわれずに、時代や環境の変化に即した社会を構築していく必要があります。

☀ 施策の方向

1. 市民意識の啓発

男女共同参画の実現を目指し、地域・家庭・学校教育・職場等において意識の高揚に努めます。

- 男女共同参画社会基本計画に基づき、市民、企業、各種団体等と連携し施策の推進等に努めます。
- 講演会の開催や研修、各種講座の充実により、あらゆる分野における男女共同参画に関する意識の啓発を推進します。
- 女性に対する暴力や人権侵害などの防止を図るため、啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

2. 社会参画への支援

働きやすい環境の整備や相談支援体制の充実など、女性の社会参画の環境整備を行います。

- 女性がもてる能力を十分に発揮し、地域づくりの担い手として活躍できる場の整備に努めます。
- 女性団体の育成を図るとともに、学習機会の拡充などを進め、リーダーの育成に努めます。
- 男女共同参画の視点に立った相談事業を推進します。
- 仕事と家庭の両立を支援するため、子育て支援や介護サービスなどの充実に努めます。
- 働く女性の家については、機能の充実など学習活動の場の確保に努めます。

▶ 第3節 広報・広聴活動の充実

[1] 広報・広聴

☀ 現況と課題

個性と魅力にあふれたまちづくりを推進するには、市民の積極的な参加のもとでの広報・広聴活動の充実が重要となっています。

本市では、毎月1回の「広報かすみがうら」の発行や市ホームページ、防災行政無線等により行政情報の提供を行うとともに、区長を通して行われる各行政区からの要望の受付や市民提案制度などを実施し、市民ニーズの把握に努めています。

今後も、インターネットを活用した双方向性のある広報・広聴活動など、市民との対話をより充実させ、幅広い広報・広聴活動を展開し、市民と行政の信頼関係の構築に努める必要があります。

☀ 施策の方向

1. 広報活動の推進

積極的に行政情報やまちづくり情報の公開を推進し、確かな情報を迅速に市民へ提供できる環境を整備します。

- 市民のニーズの多様化や情報量の増加に対応するため、広報かすみがうらの「お知らせ版」を発行し、分かりやすい情報の提供に努めます。
- 市民からの意見も反映させながら、親しみやすい広報誌づくりに努めます。
- より多くの市民が、いつでも、どこからでも市の行政情報を得ることができるよう、ホームページ等の充実を図ります。
- 防災行政無線のテレホンサービス機能等の有効利用を図ります。
- デジタルテレビでの行政文字情報等の活用を検討します。
- 市勢要覧を作成し、市のPRや情報提供を行います。

2. 広聴活動の充実

市民の意見が広く行政運営に反映されるよう、広聴体制の整備に努めます。

- まちづくりに対する意見提言の情報収集のため、市民提案制度の拡充を行います。
- 行政相談委員による相談活動を支援し、苦情の解決や行政制度及び運営への反映に努めます。

▶ 第4節 行政サービスの向上

[1] 行政運営

☀ 現況と課題

地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口減少社会の到来など、国や地方を取り巻く状況は大きく変化しています。取り分け、地方自治体においては、自己決定と自己責任の原則のもと、複雑・多様化する住民ニーズにこたえる行政サービス体制の確立が早急な課題となっています。

このような中、本市では平成18年3月に「かすみがうら市行政改革大綱」及び「推進計画〈集中改革プラン〉」を策定し、「事務事業の見直し」「財政の健全化」「組織機構の見直し」「民間委託の推進」「定員管理・給与の適正化」「市民サービスの向上」「地方公営企業の経営健全化」の7つの基本方針のもと、行財政運営の効率化を推進しています。

今後も、総合計画における進行管理とともに、行政改革をさらに推し進めていく必要があります。

☀ 施策の方向

1. 行政改革の推進

「かすみがうら市行政改革大綱」及び「推進計画〈集中改革プラン〉」の着実な実行に向けて全庁的な取り組みを推進し、PDCAサイクルによる^{*}不断の点検に努めます。

- 行政が対応すべき範囲、施策の内容及び手法等について評価を行い、事務事業の見直しに取り組みます。
- 組織の簡素化・フラット化等により、事務処理や意思決定の迅速化を図るとともに、市民が分かりやすい・利用しやすい行政組織の構築に努めます。
- 行政サービスの維持・向上に配慮しながら、定員管理の適正化を推進するとともに、職務や能力、実績に応じた給与制度への見直しなど給与等の適正化に努めます。
- 推進計画〈集中改革プラン〉の進行管理・公表を行います。

2. 情報システムの整備

行政窓口サービス事務のICT化を進め、行政サービスの向上に努めます。また、インターネットやパソコンなどの情報機器の整備を進め、行政事務の効率化・高度化を推進します。

- インターネットによる、市民からの申請や申込みの受付、証明書の発行など、様々な行政手続情報・サービスの提供を進めます。
- 市が保有する情報資産を適切に管理し、人的、物理的、技術的なセキュリティ対策^{*}を進め、情報の改ざんや漏えい等を未然に防止します。

3. 窓口サービスの向上

市民のニーズを的確に受け止め、利用者の立場に立って利用しやすい行政窓口の環境づくりに努めます。

- 来庁者の負担の軽減と利便性の向上を図るため、総合窓口の充実に努めます。
- 休日等の諸証明書発行に対応するため、市民カードの普及に努め、自動交付機の利用を促進します。



▲市民カードの利用による証明書自動交付機



▲各種手続を受け付ける総合窓口

4. 公共施設の適正配置と整備

地域の特性や行財政運営の効率化、現有施設の有効利用等を総合的に勘案し、公共施設の適正配置と整備に努めます。

- 霞ヶ浦庁舎については、建物の老朽化、高度情報化社会への対応等を踏まえ、適正規模による移転整備を推進します。
- 組織機構における機能を踏まえ、公共施設のあり方について検討を進めます。
- 民間事業者の手法を取り入れるため、指定管理者制度の導入など、民間委託を推進します。

5. 広域行政の推進

土浦石岡地方広域市町村圏の広域的かつ総合的な振興整備を推進します。また、関係自治体等との連携などにより、広域的な行政課題への対応に努め、事務事業の一層の合理化と行政サービスのさらなる向上を図ります。

- 広域共同事業や広域観光ネットワーク事業など、土浦石岡地方広域市町村圏協議会事業への積極的な参画を進めます。
- 新合併特例法に基づき、県が策定に着手する「自主的な市町村の合併に関する構想」を踏まえて、新たな市町村合併に関する調査・研究を行います。

6. 総合計画の進行管理

総合計画の実効性の確保を図るため、財政状況を勘案したうえで、市の政策や事業等に関する必要性や効率性、成果などの評価に基づき進行管理に取り組みます。

- 総合計画の進行管理と予算編成の連動を目指し、評価システムの構築に努めます。

[2] 財政運営

☀ 現況と課題

地方分権により、地方自治体は抜本的な改革に迫られ、自立的・自主的な財政運営が強く求められています。

また、景気が低迷期を脱却し回復傾向にある一方で、地域格差が増大しつつある中、国は、「三位一体の改革」により地方交付税及び国庫支出金等を削減し、併せて地方への税源移譲を予定しています。

市の歳入面については、少子・高齢社会や経済の成熟により、財政運営の要となる市税の伸びが期待できず、国からの交付金等の減少により、一般財源全体では大幅な減収となることが予測されます。

このため、市税をはじめとする自主財源の確保など収入全般にわたる長期的な財源の確保のほか、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、バランスシート[※]など企業的視点の導入及び、市民サービスにおける受益と負担の適正化を図る中で、安定的かつ効率的で持続可能な財政運営に努める必要があります。

【一般会計の決算状況(歳入)】

(単位：千円)

年度\区分	歳入合計	市税	市債	国庫支出金	繰越金	地方交付税	県支出金	その他
平成12年度	15,005,254	4,818,596	538,200	848,590	790,554	5,142,431	539,003	2,327,880
平成13年度	15,121,897	4,845,578	773,200	751,022	1,045,920	4,911,127	526,050	2,269,000
平成14年度	15,267,051	4,795,956	1,735,100	607,340	1,005,919	4,453,444	556,291	2,113,001
平成15年度	15,107,597	4,619,227	1,884,400	763,671	956,751	4,042,782	601,977	2,238,789
平成16年度	15,215,693	4,831,313	2,124,200	433,973	757,394	3,783,539	581,504	2,703,770
平成17年度	14,992,426	4,885,197	1,715,600	892,859	913,479	4,011,572	583,170	1,990,549

資料：財政課

【一般会計の決算状況(歳出)】

(単位：千円)

年度\区分	歳出合計	民生費	教育費	衛生費	総務費	土木費	公債費	その他
平成12年度	14,142,729	2,406,698	1,355,940	1,338,222	2,038,002	2,970,803	1,420,131	2,612,933
平成13年度	14,115,978	2,808,326	1,554,808	1,227,543	2,207,975	2,657,948	1,488,674	2,170,704
平成14年度	14,310,300	2,658,569	1,345,719	1,261,328	2,096,808	3,175,063	1,469,554	2,303,259
平成15年度	14,350,203	2,896,808	1,289,280	1,314,056	2,070,138	2,937,975	1,427,124	2,414,822
平成16年度	14,302,214	3,086,132	1,394,066	1,300,325	2,249,652	2,929,813	1,373,033	1,969,193
平成17年度	14,400,314	3,754,579	1,206,433	1,272,502	2,162,630	2,590,436	1,349,138	2,064,596

資料：財政課

 **施策の方向****1. 計画的・効率的な財政運営**

事務事業の持続的な見直しを行うために、評価システムやバランスシート等を導入し、併せて、職員の意識改革を図ります。特に、事務事業の優先度に重点を置き、中長期的な視点に立ち、計画的・効率的な財政運営の維持に努めます。

- 市の政策や事業等に関して必要性や効率性、成果などについて評価するシステムの導入等により、総合計画の進行管理と連動した予算編成に努めます。
- 民間企業の経営手法を取り入れたバランスシート(貸借対照表)の作成・公開を推進します。
- 行政経営に視点を置いて、計画段階での協議を十分に行いながら、事業の優先順位の設定や負担とサービスの徹底を図ります。

2. 財源の確保

市税等の収納率の向上や国・県補助金等の活用及び市有財産の利用により財政基盤の強化を図ります。

- 課税対象の適正な把握や納税者の利便性の向上を図り、市税の増収に努めます。
- 職員の各種研修への参加により、法律の理解を高めるとともに、徴収体制を整え、市税等の収納率の向上を図ります。
- 事業を遂行するにあたり、国・県補助金の活用を努めます。
- 市有財産の精査を行い、将来にわたる活用の可否を個別に検証しながら、積極的な活用と売却を図ります。
- 受益者負担の原則に基づく、負担の公平性を確保するため、各種使用料等の見直しを行います。

3. 経費の節減

民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、地方公営企業の健全化、定員管理・給与の適正化、補助金等の整理合理化など行政改革を進め、経費全般にわたる徹底した節減合理化を進めます。

- 人件費・物件費・扶助費・維持補修費等の経常的に歳出する経費の節減を行います。
- 公債費関係の財政指標を意識した財政運営により、合併による有利な財政支援を生かします。
- 特別会計・企業会計の経営基盤強化を推進します。
- 事業をゼロベース^{*}で根本から見直し、再編・整理、廃止・統合を行うなどスクラップ&ビルド^{*}を徹底し、既存事業からの転換を図る事業型予算の導入を行います。

第4編

資料

- 1 総合計画策定の経過
- 2 総合計画審議会
- 3 庁内策定体制
- 4 市民参加事業の記録
- 5 用語解説



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 教育長賞 — 下稲吉東小学校4年 井坂美月さん

1 総合計画策定の経過

期 日	内 容
平成 17 年 8 月 9 日	総合計画策定委員会・専門部会の設置（庁議）
9 月 1 日	ワーキングチームの設置
9 月 8 日	市議会全員協議会に報告 [計画策定の目的、策定体制、スケジュール等について]
9 月 21 日	ワーキングチーム第 1 回合同会議の開催 [策定方針、スケジュール、計画づくりの考え方、市民アンケート等について]
9 月 27 日	専門部会第 1 回合同会議の開催 [策定方針、スケジュール、計画づくりの考え方、市民アンケート等について] 策定委員会第 1 回会議の開催 [策定方針、スケジュール、計画づくりの考え方、市民アンケート等について]
10 月 3 日 ～17 日	市民意向調査「まちづくりアンケート」の実施 [16 歳以上の市民から 3,000 名を無作為抽出し、郵送調査]
10 月 17 日	ワーキングチーム活動 [筑波大学院生による「まちづくり研究」の中間発表]
11 月 1 日	総合計画審議会の設置
11 月 9 日	「各種団体等まちづくり座談会」の開催（健康福祉部門／教育文化部門）
11 月 10 日	「各種団体等まちづくり座談会」の開催（産業経済部門／市民生活部門）
11 月 11 日	総合計画審議会第 1 回会議の開催 [総合計画の策定方針、まちづくりアンケートの報告]
11 月 14 日	ワーキングチーム第 2 回合同会議の開催 [まちづくりアンケートの結果、前期基本計画各課原案調書、まちづくりフォーラムについて及び筑波大学院生による「まちづくり研究」の発表]
11 月 14 日 ～30 日	前期基本計画各課原案調書の作成
11 月 19 日	「まちづくりフォーラム」の開催 [基調講演（筑波大学院生「まちづくり研究」含む）、パネルディスカッション]
平成 18 年 1 月 31 日	ワーキングチーム検討会議の開催（都市基盤部会／市民生活部会） [基本構想（骨子案）の検討、同（原案）の作成]
2 月 1 日	ワーキングチーム検討会議の開催（教育文化部会／健康福祉部会） [基本構想（骨子案）の検討、同（原案）の作成]
2 月 2 日	ワーキングチーム検討会議の開催（産業経済部会／行財政部会） [基本構想（骨子案）の検討、同（原案）の作成]
2 月 15 日	専門部会第 2 回合同会議の開催 [基本構想（原案）について]
2 月 16 日	策定委員会第 2 回会議の開催 [基本構想（原案）について]
2 月 28 日	総合計画審議会第 2 回会議の開催 [まちづくりアンケート及び市民参加事業の報告、基本構想（素案）について]
3 月 7 日	庁議 [基本構想（素案）について]
3 月 9 日	市議会全員協議会に報告 [基本構想（素案）について]

期 日	内 容
平成 18 年 4 月 17 日	ワーキングチーム第 3 回合同会議の開催 [スケジュール、前期基本計画の施策調査等について]
4 月 20 日	総合計画ホームページの開設
4 月 20 日 ~5 月 19 日	基本構想（素案）に対するパブリックコメント手続の実施
5 月 11 日	ワーキング検討会議の開催（行財政部会／健康福祉部会） [前期基本計画（原案）検討について]
5 月 12 日	ワーキング検討会議の開催（産業経済部会／教育文化部会） [前期基本計画（原案）検討について]
5 月 16 日	ワーキング検討会議の開催（都市基盤部会／市民生活部会） [前期基本計画（原案）検討について]
6 月 27 日	ワーキング検討会議の開催（教育文化部会） [前期基本計画（原案）について]
6 月 28 日	合同ワーキング検討会議の開催（健康福祉部会・市民生活部会） [前期基本計画（原案）について]
6 月 29 日	ワーキング検討会議の開催（行財政部会） [前期基本計画（原案）について]
	合同ワーキング検討会議の開催（都市基盤部会・産業経済部会） [前期基本計画（原案）について]
7 月 18 日	専門部会検討会議の開催（教育文化／産業経済） [前期基本計画（原案）について]
7 月 19 日	専門部会検討会議の開催（行財政／健康福祉） [前期基本計画（原案）について]
7 月 20 日	専門部会検討会議の開催（都市基盤／市民生活） [前期基本計画（原案）について]
7 月 21 日 ~9 月 4 日	「“未来のかすみがうら市” 絵画コンクール」作品募集 （夏休み課題作品） [応募：114 作品、入賞：20 作品（市長賞・教育長賞・佳作・入選）]
9 月 20 日	区長会懇談会にて説明 [基本構想（素案）の概要説明、懇談]
9 月 21 日	専門部会第 3 回合同会議の開催 [前期基本計画（原案）について]
9 月 26 日	策定委員会第 3 回会議の開催 [前期基本計画（原案）について、絵画コンクール入賞作品の選定]
10 月 3 日	庁議 [前期基本計画（原案）について]
10 月 21 日	「総合計画策定に伴う市民懇談会」の開催（千代田庁舎） [基本構想（素案）の概要説明、懇談]
10 月 22 日	「総合計画策定に伴う市民懇談会」の開催（あじさい館） [基本構想（素案）の概要説明、懇談]
10 月 27 日	総合計画審議会第 3 回会議の開催 [基本構想（素案）の一部修正、前期基本計画（原案）について]
11 月 16 日	策定委員会第 4 回会議の開催 [基本構想（素案）の一部修正、前期基本計画（原案）について]

期 日	内 容
平成 18 年 11 月 22 日	庁議 [総合計画（案）の審議会への諮問について]
12 月 14 日	総合計画審議会第 4 回会議の開催 [総合計画（案）の諮問、答申書（案）について]
	総合計画審議会から総合計画（案）の諮問に係る答申の受理
平成 19 年 1 月 10 日	庁議 [総合計画（案）の諮問に係る答申について]
1 月 30 日	市議会全員協議会 [特別委員会の設置要請]
2 月 7 日	平成 19 年第 1 回市議会臨時会 [総合計画基本構想（案）の提案、総合計画基本構想審査特別委員会の設置]
2 月 14 日	総合計画基本構想審査特別委員会 [総合計画基本構想（案）の審議]
3 月 8 日	平成 19 年第 1 回市議会定例会 [総合計画基本構想の議決]

2 総合計画審議会

(1) 総合計画審議会条例

かすみがうら市総合計画審議会に関する条例

平成17年3月28日

条例第23号

(設置)

第1条 市勢の振興と福祉の向上を図るため、かすみがうら市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、かすみがうら市総合計画の策定その他実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、市議会議員及び関係機関、団体役員並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市議会議員及び関係機関、団体の役職員のうちから委嘱された委員にあつては、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(2) かすみがうら市総合計画審議会名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	役 職 等	備 考
塚 本 肇	市議会議長	
嶋 田 芳 則	市議会総務常任委員会委員長	
山 内 庄 兵 衛	市議会文教厚生常任委員会委員長	
大 久 保 恭	市議会産業経済常任委員会委員長	
西 塚 勇	市議会建設常任委員会委員長	
齋 藤 泰 雄	市教育委員会委員長	
小 松 崎 正 衛	市農業委員会会長	
岩 瀬 一 朗	市区長会会長	
古 川 誠 一	市区長会副会長	
広 瀬 幸 枝	市地域女性団体連絡会会長	
狩 野 良 和	学識経験者	副会長 (平成18年10月26日まで) 会 長 (平成18年10月27日から)
渡 邊 祥 子	学識経験者	副会長 (平成18年10月27日から)
豊 崎 昭	学識経験者	
石 井 基 泰	学識経験者	
瀧ヶ崎 孝子	学識経験者	
森 井 たか子	学識経験者	
飯 村 恵 子	学識経験者	
板 屋 毅	学識経験者	会 長 (平成18年9月5日辞職)

(3) 審議会への諮問書

か企画諮問第11号

平成18年12月14日

かすみがうら市総合計画審議会
会長 狩野良和様

かすみがうら市長 坪井透

かすみがうら市総合計画（案）について（諮問）

かすみがうら市総合計画の策定にあたり、市総合計画審議会条例第2条の規定により、計画書（案）を添えて貴審議会の意見を求めます。

(4) 審議会からの答申書

平成18年12月14日

かすみがうら市長 坪井透様

かすみがうら市総合計画審議会
会長 狩野良和

かすみがうら市総合計画（案）について（答申）

平成18年12月14日付か企画諮問第11号により諮問のあった標記の件については、慎重に審議した結果、適切であると判断し、原案のとおり答申します。

なお、審議の過程において、下記のとおり意見がありましたので、これらを十分尊重していただくとともに、計画の実現に向けて最大限努力されるよう要望します。

記

- 1 合併前の旧町の地区間において異なっている行政サービス等の是正を図り、市の一体化に向けての諸施策を市民の目線に立って推進すること。
- 2 市の活性化を図るためには、財源の確保が必要であることから、目標人口の達成を目指す様々な施策の推進に努めること。
- 3 前期基本計画に位置付けられている各施策については、各年度の実施計画との十分な調整を図り、計画的かつ着実に推進すること。

3 庁内策定体制

(1) 総合計画策定委員会規程

かすみがうら市総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 かすみがうら市総合計画の策定について、必要な事項を調整・協議するため、かすみがうら市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) かすみがうら市総合計画の基本構想、基本計画に関する事項
- (2) かすみがうら市総合計画に係る調査、連絡調整に関する事項
- (3) その他、かすみがうら市総合計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者で構成し、市長が任命する。

- (1) 市長公室長
 - (2) 総務部長
 - (3) 市民部長
 - (4) 保健福祉部長
 - (5) 環境経済部長
 - (6) 土木部長
 - (7) 消防長
 - (8) 教育部長
 - (9) 土木部霞ヶ浦建設事務所長
 - (10) 市長公室秘書課長
 - (11) 市長公室財政課長
 - (12) 総務部総務課長
 - (13) 市民部国保年金課長
 - (14) 保健福祉部社会福祉課長
 - (15) 環境経済部農林水産課長
 - (16) 土木部千代田建設事務所都市整備課長
 - (17) 消防本部総務課長
 - (18) 教育委員会事務局学校教育課長
- 2 委員長には市長公室長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 委員会に専門部会を置き、職員のうちから市長が任命する。

- 2 専門部会は、総合計画策定にあたって、各部門の専門事項について調整・協議をする。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、選任は部会員の互選とする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第5条 専門部会にワーキングチームを置き、職員のうちから市長が任命する。

2 ワーキングチームは、総合計画の策定に必要な各種データ・資料の収集、現状分析及び素案作成を行う。

3 ワーキングチームには、リーダー及びサブリーダーを置き、選任は構成員の互選とする。

(会議)

第6条 会議は、委員会にあつては委員長、専門部会にあつては部会長、ワーキングチームにあつてはリーダーが必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長、部会長又はリーダーは、総合計画策定の調査、研究、調整又は協議をするうえで必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(2) かすみがうら市総合計画策定委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
市長公室長	久保田 治嗣	委員長
総務部長	齋藤 等	副委員長 (平成 18 年 3 月 31 日まで)
	武田 芳樹	副委員長 (平成 18 年 4 月 1 日から)
市民部長	飯嶋 博	
保健福祉部長	倉田 孝夫	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	山中 修一	(平成 18 年 4 月 1 日から)
環境経済部長	宮本 一	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	菅谷 憲一	(平成 18 年 4 月 1 日から)
土木部長	横瀬 典生	
消防長	岡崎 勉	(平成 18 年 2 月 20 日から)
教育部長	塚野 勇	
土木部 霞ヶ浦建設事務所長	羽成 知	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	初鳥 忠則	(平成 18 年 4 月 1 日から)
市長公室 秘書課長	川崎 久功	
市長公室 財政課長	土渡 良一	
総務部 総務課長	山中 修一	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	久保田 一男	(平成 18 年 4 月 1 日から)
市民部 国保年金課長	仲川 文男	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	竹村 篤	(平成 18 年 4 月 1 日から)
保健福祉部 社会福祉課長	坂本 裕司	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	照沼 信興	(平成 18 年 4 月 1 日から)
環境経済部 農林水産課長	木川 祐一	
土木部 都市整備課長	市ノ澤 章	
消防本部 次長兼総務課長	瀧ヶ崎 博	(平成 18 年 2 月 20 日から)
教育委員会事務局 学校教育課長	岡野 美好	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	金田 康則	(平成 18 年 4 月 1 日から)

(3) 事務局名簿

職 名	氏 名	備 考
市長公室 企画課長	武田 芳樹	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	雨貝 高雄	(平成 18 年 4 月 1 日から)
" 企画課	金子 治虫	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	久保庭 則夫	
	小松塚 隆雄	
	山内 美則	
	越渡 貴之	(平成 18 年 4 月 1 日から)
	石川 将己	
	松川 志保	

4 市民参加事業の記録

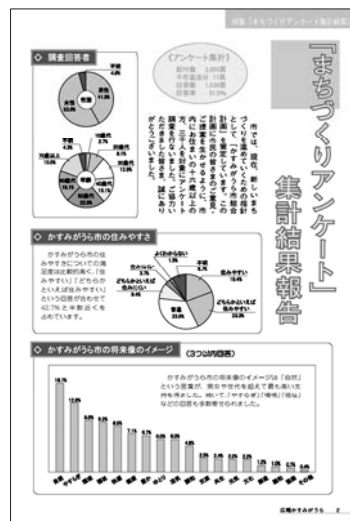
■市民アンケートの実施

◇調査期間：平成17年10月3日～10月17日
◇回収率：51.5%

総合計画策定の基礎資料とすることを目的に、住民基本台帳から16歳以上を対象に無作為抽出によって3,000人を抽出し、郵送による市民アンケートを実施しました。

－ 調査項目 －

- 問1 かすみがうら市の住みやすさ
問2 かすみがうら市の生活環境
問3 かすみがうら市の将来
問4 かすみがうら市の将来像のイメージ
問5 かすみがうら市の今後のまちづくり
問6 まちづくり活動への市民参加意識
問7 まちづくりについてのご意見・ご提案
問8 あなた自身のことについて



■各種団体等まちづくり座談会の実施

◇日時：平成17年11月9日・10日
◇場所：市役所千代田庁舎3階会議室

各種団体等で活躍する方々のまちづくりに対する意見や提言をうかがい、計画へ反映させることを目的として実施しました。

－ 実施概要 －

参加団体：健康福祉(9団体) 教育文化(9団体)
産業経済(11団体) 市民生活(9団体)

質問項目：

- ・貴団体の活動を通して感じる現在の課題や問題点等
- ・市内の地域資源や自然環境、また、施策や事業などで、保存・継承すべきと考えるもの
- ・将来、かすみがうら市がどのようなまちになってほしいか
- ・今後のまちづくりの施策への意見・提案



■まちづくりフォーラムの実施

◇日時：平成17年11月19日
◇場所：あじさい館 視聴覚室

市民がまちづくりへ参加するきっかけとなる場を提供するとともに、市民からまちづくりに対する意見や提言をうかがい、計画へ市民の意向を反映させることを目的として実施しました。

－ 実施概要 －

基調講演 テーマ：「まちづくりで大切にすべきこと」

※講演中、筑波大学環境科学研究科の大学院生によるまちづくりへの研究・提案の発表

講師：小場瀬 令二氏(筑波大学社会システム工学専攻 教授・工学博士)

パネルディスカッション テーマ：「かすみがうら市の将来の姿」

コーディネーター：筑波大学 小場瀬 令二 教授

パネリスト：井坂 勝美氏(市千代田商工会) / 太田 ゆかり氏(市立さくら保育所父母の会) / 田所 國子氏(市農業三士の会) / 額田 源衛氏(ふるさと出島の会) / 松信 元司氏(市体育指導委員)

ポスターセッション



■ホームページ及び広報における情報提供

総合計画策定時に実施する情報提供の場として、市ホームページ上に総合計画専用ページを設置し、「市総合計画基本構想(素案)」を公表するとともに、市民アンケート結果やパブリックコメントの結果などを掲載しました。また、広報かすみがうらにおいても市民アンケート結果を掲載しました。



■パブリックコメント手続の実施

「市総合計画基本構想(素案)」を公表し、これに対するご意見(パブリックコメント)の募集を行いました。

－ 実施概要 －

実施期間：平成18年4月20日(木)～5月19日(金)

実施方法：市内公共施設4箇所に関覧場所を設置／市ホームページの総合計画専用ページに掲載

提出方法：電子メール／窓口持参／郵送／FAX

提出意見：6件(3名より)

■まちづくり絵画コンクールの実施

総合計画策定に伴い、児童に「未来のかすみがうら市」の絵を描いてもらうことにより、自分たちが住む「かすみがうら市」について考えてもらうとともに、まちづくりについて関心を持ってもらうことを目的として実施しました。

－ 実施概要 －

テーマ：「未来のかすみがうら市」

応募対象：市立小学校に通学する4・5・6年生

募集期間：平成18年7月～9月 ※夏休み期間中の選択課題の1つとして各学校に依頼

応募点数：114点

入賞作品：市長賞2点／教育長賞2点／佳作5点／入選11点

■総合計画策定に伴う市民懇談会の実施

◇日時：平成18年10月21日・22日

◇会場：千代田庁舎防災センター・あじさい館

「市総合計画基本構想(素案)」の概要等の説明を行った後で、ご参加いただいた市民の方々と市長はじめ市執行部との懇談を行いました。



5 用語解説

用語	説明
----	----

●アルファベット●

ALT	Assistant Language Teacher の略。日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。小学校から高校における語学指導の補助を主な任務としている。
ICT	Information and Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。
IT技術	Information Technology の略。コンピュータなどを用いた情報技術のこと。
NPO	Non Profit Organization の略で一般的に「民間非営利組織」と訳される。つまり、利益を目的としない民間組織のことで、市民活動を中心とした団体ととらえられることが多く、新しい公共の担い手として期待されている。
PDCAサイクル	計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、見直し(Action)のサイクル。これにより、行政運営について、検証を行い改善していくことを目的とする。

●ア行●

インフラ	Infrastructure という、基盤・下部構造などの意味を持つ英単語の略語。 学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。一般的には上下水道や道路などの社会基盤のこと。
エコファーマー	堆肥等の土づくりを基本として、化学肥料・化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者のこと。

●カ行●

区域指定制度	市街化調整区域の一定条件を満たす集落内において、新たな住宅などの立地を可能とする制度。
クーリングオフ	訪問販売など不意打ち的な取引から消費者を守ることを目的として設けられた制度で、一定の期間内であれば、消費者は一方的に契約を解除できるというもの。
グローバル化	人や物、資金などの移動が活発化し、世界における結びつきが深まり、一体化すること。
ケースワーク	病気、貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決すること。
高齢社会	65歳以上の人口の割合(高齢化率)が7%、14%、21%と進むにつれ、高齢化、高齢社会、超高齢社会と言われる。
子育てサポーター	妊産婦や乳幼児から中学生くらいまでの子どもを持つ親に対して、出産、子育て、しつけなどについて、友人のような関係で気軽に相談に応じたり、きめ細かなアドバイス等を行う人。
ごみの4R	ごみを減らす(Reduce)、リサイクル(Recycle)、繰り返し使う(Reuse)、不要なものは断る(Refuse)こと。

コミュニティ	ふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や信頼関係に基づく集団のこと。
コミュニティバス	民間の公共交通を利用しにくい地域の住民の足を確保するため、自治体が運営主体となり、バス会社等に委託するなどして運行するバスのこと。

●サ行●

サイン事業	統一性のあるデザインによる公共施設の案内誘導板などを整備する事業。対外的な市のイメージアップも図る。
社会基盤	人々が、安全で快適な生活を営むために必要な基盤的な施設や設備のこと。 交通ネットワーク施設(道路、鉄道、空港、港湾等)、防災・水資源施設(河川堤防、ダム、海岸堤防等)、ライフライン施設(電力、ガス、上下水道、通信、共同溝)、エネルギー施設(発電設備、送電設備)、都市・環境施設(公園・緑地、廃棄物処理施設等)などがある。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制して、有用なものは循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り低減する社会。(なるべくごみを出さず、ごみはできるだけ資源として使い、どうしても使えないごみはきちんと処分すること)
浚渫工事 (しゅんせつこうじ)	港の海底(湖底)を掘り、船の出入りがしやすくしたり、川が大雨で氾濫しないように川底を掘ったりする工事のこと。
将来人口フレーム	将来人口の枠組みの概ねの推計値のこと。
親水護岸	容易に水に親しめるように整備した護岸のこと。具体的には、緩傾斜護岸・階段状護岸・樹木等の植生を含む護岸・魚巢ブロックなどの施設を含む護岸などがある。
新バリアフリー法	鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化を目指す「ハートビル法」を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に整備された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(高齢者障害者移動円滑化促進法)」(H18.12.20 施行)のこと。
水源のかん養	森林のつくる土(腐葉土)が持つ、雨水を貯えたり、浄化してきれいな水にする働き。森林の必要な手入れや管理がきちんとされないと、この働きが弱くなってしまい、洪水や水不足の原因になるといわれている。
スクールカウンセラー	学校において子どもたちの心の相談に応じる専門家のこと。
スクラップ&ビルド	組織や制度・事業などについて、古いものの解体と新しいものの建設を同時に行う手法。
スローライフ	効率性と合理性だけを追い求めた、あわただしい生活の反省として、ゆったりとした文化や暮らしを大事にしようという考えのもとに生まれた造語。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。
生産年齢人口	年齢 15 歳以上 65 歳未満の人口で、青壮年人口とも呼ばれる働き盛りの人口のこと。その多くが労働力として生産活動を行っているところから、経済的観念が入り込んでそう呼ばれているが、実際に働いているかどうかは特に問われない。

セキュリティ対策	安全、安心、保護のことで、ここでは、無断でデータにアクセスできないようにすることなどをいう。
ゼロエミッション	ある産業から出る全ての廃棄物を他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを指すことで新しい資源循環型社会の形成を目指す考え方。
ゼロベース	既存の枠にとらわれず、ゼロから組み立て直すということ。

●タ行●

地域包括支援	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること。 地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。
地産地消	食に対する安全を求める高まりの中で、地元で生産された安全・安心な食材を地元で消費していこうとする動き。
地方分権一括法	地方分権の推進を目的に、関連する475本の法律改正を一括形式で行ったもので、これにより国と地方自治体が対等に協力する関係となった。国が行うべき仕事を地方自治体が代行する「機関委任事務制度の廃止」などが特徴で、正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(H12.4.1施行)という。

●ナ行●

内水面漁業	河川・湖沼・池・用水路などの内水面で行う漁業のこと。海で行う海面漁業に対していう。
年少人口	年齢15歳未満の人口で、幼少年人口ともいう。これをさらに区分すれば、1歳未満を乳児、1歳以上5歳未満を幼児、5歳以上15歳未満を学齢人口などと呼ぶ。
ノーマライゼーション	年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが普通に暮らせる社会が正常であるとして、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

●ハ行●

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。 防災地図、災害予測地図、災害マップなどとも呼ばれ、対象とする災害は、水害、地震災害、火山災害、土砂災害、津波災害などがあり、それぞれの目的に応じて作成される。また、避難場所や防災関連施設なども掲載されることが多い。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。旧労働省が公募し、平成2年から使用開始した。
パブリックコメント手続	市が基本的な施策等の策定に当たり、あらかじめ原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

バランスシート	企業会計で用いられている貸借対照表。行政に経営の発想を取り込むとともに、行政の透明性を高めようという目的で導入され始めている。
バリアフリー	障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除いていくこと。
品目横断的経営安定対策	これまですべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換するもの。平成19年度から実施。
フィルムコミッション	映画やテレビドラマなどのロケーションに際して、撮影に関する地域の情報提供、公共施設の使用手続きの調整などの支援を通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図ること。
ブックスタート	1992年にイギリスで始まった運動で、「赤ちゃんが、絵本を抱っこされて読んでもらうことで、人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つこと」を応援し、絵本を手渡す運動。
ブロードバンド	大量の情報を、一度により速くやり取りすることができるインターネットの接続網のこと。
ボーダーレス化	グローバル化が進み、国境(ボーダー)の存在意義が薄れること。
ポジティブリスト	原則として、全ての農薬の残留を禁止し、使えるものだけを示したもの。禁止したもののみを示したものはネガティブリスト。

●マ行●

銘柄産地	収益性のある地域特産品がブランド化し、全国的にもそのことが認識されている地域。
------	---

●ヤ行●

有収率	水道で処理した水のうち使用料の対象となる水量の割合で、施設の効率性を示すひとつの指標。
優良田園住宅制度	住宅の大きさ、外観などについて市町村が基本方針を定め、その要件を満たすことで、農地や市街化区域に農業者以外でも住宅が建てられるように利用規制が緩和される制度。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように配慮すること。
幼保一元化	保育園と幼稚園のふたつの機能・制度を統合し、保育内容や施設の一体化を進めることによって、互いの良さを活かしたより良い保育・教育を行おうとすること。

●ラ行●

ライフサイクル	ここでは、入学や就職、結婚等によって変わるその人の生活環境のこと。
ライフスタイル	その人の人生観、価値観等を反映した暮らしの仕方、生活様式、生き方のこと。
リラクゼーション	心が落ち着いて安心すること。ゆったりと休息すること。
レセプト	医療機関が、健康保険組合や市町村などに医療費の請求をする明細書のこと。

かすみがうら市総合計画

きらきら いきいき ふれあいプラン

発行●平成19年3月

かすみがうら市

〒315-8512

茨城県かすみがうら市上土田461

TEL. 0299-59-2111/029-897-1111

<http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/sougou/>

編集●かすみがうら市 市長公室 企画課